

協定 福祉避難所（二次避難所）

**5 災害発生時における二次避難所（福祉避難所）の設置運営に関する協定書
（社会福祉法人 聖ヨハネ会）**

文書管理機関名：市総務部

本編該当頁：第2部 p356

災害発生時における二次避難所（福祉避難所）の設置運営に関する協定書

小金井市（以下「甲」という。）と社会福祉法人聖ヨハネ会（以下「乙」という。）とは、災害時における二次避難所（福祉避難所）（以下「二次避難所」という。）の設置運営に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、大規模な風水害や震災等の災害により災害時要援護者（以下「要援護者」という。）が避難を余儀なくされた場合に、甲が乙に対して二次避難所の設置運営に関する協力を要請することができること及びその場合の手続きを定めることを目的とする。

（対象となる要援護者）

第2条 この協定における要援護者は、福祉施設や医療機関に入所又は入院するに至らない在宅の要援護者で、避難所生活における精神的・身体的負担から健康を害するおそれがあるなど、一般の避難所での対応が困難な者で、何らかの特別な支援を必要とするものをいう。なお、受け入れる要援護者には、その介助者を含めることができる。

（受入れの要請）

第3条 甲は、災害時において、前条の対象者の存在を把握した場合は、乙に対し、当該対象者の受入れを要請するものとする。

2 乙は、甲からの要請に可能な範囲内で応じるよう努めるものとする。

（避難所として利用できる施設）

第4条 甲が二次避難所として利用できる施設は、次の施設とする。

(1) 施設名 特別養護老人ホーム 桜町聖ヨハネホーム

所在地 小金井市桜町一丁目2番24号

(2) 施設名 桜町高齢者在宅サービスセンター

所在地 小金井市桜町一丁目9番5号

（避難所の開設）

第5条 甲は、二次避難所を開設する必要がある場合は、前条において定められた施設について、その被害状況及び利用状況を乙に確認の上、二次避難所として開設することができる。

（手続き）

第6条 第3条の要請は、次に掲げる事項を記載した書面をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。

(1) 対象者の住所、氏名、心身の状況、連絡先等

(2) 身元引受人の住所、氏名及び連絡先

（避難所の管理）

第7条 二次避難所の管理運営は、甲の責任において行うものとする。

2 甲はあらかじめ、二次避難所運営組織について乙に通知するものとする。

3 災害時の二次避難所の管理運営について、乙は、甲に協力するものとする。

4 甲は、日常生活用品、食糧及び医薬品、医療材料等二次避難所の運営に必要な物資の調達に努めるものとする。

5 甲は、要援護者を適切に介護できるよう看護師、介護員、ボランティア等の介助者の確保に努めるものとする。

（対象者の移送）

第8条 甲の要請に基づき、乙が受入れを了承した場合、二次避難所への要援護者の移送は、原則として甲が行うものとする。

（費用負担）

第9条 甲は、二次避難所の管理運営に係る費用を負担することを原則として、甲乙の協議により決定するものとする。

（開設期間）

第10条 二次避難所の開設期間は、災害発生の日から7日以内とする。ただし、必要な場合は甲乙の協議により、さらに7日以内で延長することができるものとし、以降、再延長が必要な場合は同様に取り扱うものとする。

（避難所の早期閉鎖への努力）

第11条 甲は、乙が早期に本来目的の活動を再開できるよう配慮するとともに、二次避難所の早期閉鎖に努めるものとする。

（原状回復義務）

第12条 甲は、二次避難所を終了する際は、乙に避難所使用終了届を提出するとともに、施設を原状に復し、乙の確認を受けた後、乙に引き渡すものとする。

（受入可能人数の把握）

第13条 甲は、平常時から乙の施設における受入可能人数を把握しておくものとする。

（守秘義務）

第14条 乙は、二次避難所の設置運営を行う場合において知り得た情報を、甲以外の者に漏らしてはならない。

（協議）

第15条 この協定に定めのない事項及び疑義が生じた事項は、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

（有効期間）

第16条 この協定の有効期間は、平成25年9月30日までとする。ただし、期間満了の日の3か月前までに甲乙いずれからも解除又は変更の申出がないときは1年間延長されたものとみなし、以後この例によるものとする。

甲と乙は、この協定を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ各1通を保管するものとする。

平成24年10月1日

甲 小金井市本町六丁目6番3号
小金井市

乙 小金井市桜町一丁目2番20号
社会福祉法人 聖ヨハネ会

協定 福祉避難所（二次避難所）

**6 災害発生時における二次避難所（福祉避難所）の設置運営に関する協定書
（特定非営利活動法人 エヌピーオー萼）**

文書管理機関名：市総務部

本編該当頁：第 2 部 p356

災害発生時における二次避難所（福祉避難所）の設置運営に関する協定書

小金井市（以下「甲」という。）と特定非営利活動法人エヌピーオー萼（以下「乙」という。）とは、災害時における二次避難所（福祉避難所）（以下「二次避難所」という。）の設置運営に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第 1 条 この協定は、大規模な風水害や震災等の災害により災害時要援護者（以下「要援護者」という。）が避難を余儀なくされた場合に、甲が乙に対して二次避難所の設置運営に関する協力を要請することができること及びその場合の手続きを定めることを目的とする。

（対象となる要援護者）

第 2 条 この協定における要援護者は、福祉施設や医療機関に入所又は入院するに至らない在宅の要援護者で、避難所生活における精神的・身体的負担から健康を害するおそれがあるなど、一般の避難所での対応が困難な者で、何らかの特別な支援を必要とするものをいう。なお、受け入れる要援護者には、その介助者を含めることができる。

（受入れの要請）

第 3 条 甲は、災害時において、前条の対象者の存在を把握した場合は、乙に対し、当該対象者の受入れを要請するものとする。

2 乙は、甲からの要請に可能な範囲内で応じるよう努めるものとする。

（避難所として利用できる施設）

第 4 条 甲が二次避難所として利用できる施設は、次の施設とする。

施設名 福祉NPOうてな

所在地 小金井市本町五丁目 3 7 番 8 号

（避難所の開設）

第 5 条 甲は、二次避難所を開設する必要がある場合は、前条において定められた施設について、その被害状況及び利用状況を乙に確認の上、二次避難所として開設することができる。

（手続き）

第 6 条 第 3 条の要請は、次に掲げる事項を記載した書面をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。

(1) 対象者の住所、氏名、心身の状況、連絡先等

(2) 身元引受人の住所、氏名及び連絡先

（避難所の管理）

第 7 条 二次避難所の管理運営は、甲の責任において行うものとする。

2 甲はあらかじめ、二次避難所運営組織について乙に通知するものとする。

3 災害時の二次避難所の管理運営について、乙は、甲に協力するものとする。

4 甲は、日常生活用品、食糧及び医薬品、医療材料等二次避難所の運営に必要な物資の調達に努めるものとする。

5 甲は、要援護者を適切に介護できるよう看護師、介護員、ボランティア等の介助者の確保に努めるものとする。

（対象者の移送）

第 8 条 甲の要請に基づき、乙が受入れを了承した場合、二次避難所への要援護者の移送は、原則として甲が行うものとする。

協定 福祉避難所（二次避難所） 6 災害発生時における二次避難所（福祉避難所）の設置運営に関する協定書（特定非営利活動法人 エヌピーオー等）

（費用負担）

第9条 甲は、二次避難所の管理運営に係る費用を負担することを原則として、甲乙の協議により決定するものとする。

（開設期間）

第10条 二次避難所の開設期間は、災害発生の日から7日以内とする。ただし、必要な場合は甲乙の協議により、さらに7日以内で延長することができるものとし、以降、再延長が必要な場合は同様に取り扱うものとする。

（避難所の早期閉鎖への努力）

第11条 甲は、乙が早期に本来目的の活動を再開できるよう配慮するとともに、二次避難所の早期閉鎖に努めるものとする。

（原状回復義務）

第12条 甲は、二次避難所を終了する際は、乙に避難所使用終了届を提出するとともに、施設を原状に復し、乙の確認を受けた後、乙に引き渡すものとする。

（受入可能人数の把握）

第13条 甲は、平常時から乙の施設における受入可能人数を把握しておくものとする。

（守秘義務）

第14条 乙は、二次避難所の設置運営を行う場合において知り得た情報を、甲以外の者に漏らしてはならない。

（協議）

第15条 この協定に定めのない事項及び疑義が生じた事項は、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

（有効期間）

第16条 この協定の有効期間は、平成25年9月30日までとする。ただし、期間満了の日の3か月前までに甲乙いずれからも解除又は変更の申出がないときは1年間延長されたものとみなし、以後この例によるものとする。

甲と乙は、この協定を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ各1通を保管するものとする。

平成24年10月1日

甲 小金井市本町六丁目6番3号
小金井市

乙 小金井市本町五丁目37番8号
特定非営利活動法人 エヌピーオー等

協定 福祉避難所（二次避難所）

7 災害時における避難所施設利用に関する協定書（ルーテル学院大学）

文書管理機関名：市総務部

本編該当頁：第2部 p356

災害時における避難所施設利用に関する協定書

小金井市（以下「甲」という。）と学校法人ルーテル学院大学（以下「乙」という。）の間において、次のとおり避難所としての施設利用に関する協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲が乙の管理する施設の一部を、避難所として利用することについて必要な事項を定めることを目的とする。

（避難所の定義）

第2条 この協定書での避難所とは、避難所及び二次避難所（福祉避難所）等をいう。
（避難所として利用できる施設の周知）

第3条 乙は、避難所として利用できる施設を定め、別途甲に通知する。

2 甲は、乙の管理する施設のうち避難所として利用できる施設を地域住民に周知するよう必要な措置を講ずるものとする。

（避難所の開設）

第4条 甲は、災害時において避難所を開設する必要がある場合、前条第1項の規定により乙が定めた施設に開設することができる。

（避難所開設の通知）

第5条 甲は、前条の規定により避難所を開設する際は、事前に乙に対しその旨を文書で通知するものとする。ただし、避難所の開設に緊急を要するときは、甲は、事前に乙に対しその旨を口頭で通知し、事後に文書を提出する。

（避難所の管理）

第6条 避難所の管理運営は、原則として、甲の責任において行うこととし、乙は甲に協力するものとする。

（費用負担）

第7条 甲は、避難所の管理運営に係る費用を負担することを原則として、甲乙の協議により決定するものとする。

（開設期間）

第8条 避難所の開設期間は、災害発生の日から7日以内とする。

2 甲は、状況により開設期間を延長する必要がある場合、乙と協議のうえ、開設期間の延長を決定するものとする。

（避難所解消への努力）

第9条 甲は、乙が早期に教育活動を再開できるよう配慮するとともに、当該避難所の早期解消に努めるものとする。

（原状回復義務）

第10条 甲は、乙の管理する施設の避難所を解消する際は、乙に対しその旨を文書で

通知するとともに、その施設を原状に復し、乙の確認を受けた後に引き渡すものとする。

（災害対策用資機材等の備蓄）

第11条 甲は、避難所の開設に備え、乙の管理する施設内に災害対策用の食糧、資機材及び生活必需品を備蓄するものとする。

2 乙は、前項により甲が備蓄するための備蓄スペースを確保するものとする。

（災害補償）

第12条 甲は、この協定により乙の教職員等が、その者の責めに帰することのできない理由により死亡又は負傷等した場合は、東京都市町村消防団員等公務災害補償条例（昭和63年東京市町村総合事務組合条例第19号）の規定の限度において補償するものとする。

（協議）

第13条 この協定に定めのない事項又はこの協定に定める事項に疑義の生じた場合は、甲乙協議のうえ、決定するものとする。

（有効期間）

第14条 この協定の有効期間は、平成25年3月31日/日までとする。ただし、期間満了の日の3か月前までに甲乙いずれからも解除又は変更の申出がないときは1年間延長されたものとみなし、以後この例によるものとする。

甲と乙は、この協定を証するため本書2通を作成し、それぞれ署名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

平成24年 4月 / 日

甲 小金井市本町六丁目6番3号
小金井市
代表者 小金井市長

乙 三鷹市大沢三丁目10番20号
学校法人 ルーテル学院
代表者 ルーテル学院大学長

協定 福祉避難所（二次避難所）

**8 災害時における二次避難所（福祉避難所）の設置運営に関する協定書
（小金井生活実習所）**

文書管理機関名：市総務部

本編該当頁：第 2 部 p356

災害時における二次避難所（福祉避難所）の設置運営に関する協定書

小金井市（以下「甲」という。）と社会福祉法人雲柱社（以下「乙」という。）とは、災害時における二次避難所（福祉避難所）（以下「二次避難所」という。）の設置運営に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第 1 条 この協定は、大規模な風水害や震災等の災害により災害時要援護者（以下「要援護者」という。）が避難を余儀なくされた場合に、甲が乙に対して二次避難所の設置運営に関する協力を要請することができること及びその場合の手続きを定めることを目的とする。

（対象となる要援護者）

第 2 条 この協定における要援護者は、福祉施設や医療機関に入所又は入院するに至らない在宅の要援護者で、避難所生活における精神的・身体的負担から健康を害するおそれがあるなど、一般の避難所での対応が困難な者で、何らかの特別な支援を必要とするものをいう。なお、受け入れる要援護者には、その介助者を含めることができる。

（受入れの要請）

第 3 条 甲は、災害時において、前条の対象者の存在を把握した場合は、乙に対し、当該対象者の受入れを要請するものとする。

2 乙は、甲からの要請に可能な範囲内で応じるよう努めるものとする。

（避難所として利用できる施設）

第 4 条 甲が二次避難所として利用できる施設は、次の施設とする。

施設名 小金井生活実習所

所在地 小金井市桜町二丁目 4 番 3 号

（協定の期間）

第 5 条 この協定は、締結の日から効力を発生するものとし、前条の施設の建て替え時までとする。

（避難所の開設）

第 6 条 甲は、二次避難所を開設する必要がある場合は、前条において定められた施設について、その被害状況及び利用状況を乙に確認の上、二次避難所として開設することができる。

（手続き）

第 7 条 第 3 条の要請は、次に掲げる事項を記載した書面をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。

(1) 対象者の住所、氏名、心身の状況、連絡先等

(2) 身元引受人の住所、氏名及び連絡先

（避難所の管理）

第 8 条 二次避難所の管理運営は、甲の責任において行うものとする。

2 甲はあらかじめ、二次避難所運営組織について乙に通知するものとする。

3 災害時の二次避難所の管理運営について、乙は、甲に協力するものとする。

4 甲は、日常生活用品、食糧及び医薬品、医療材料等二次避難所の運営に必要な物資の調達に努めるものとする。

5 甲は、要援護者を適切に介護できるよう看護師、介護員、ボランティア等

の介助者の確保に努めるものとする。

（対象者の移送）

第9条 甲の要請に基づき、乙が受入れを了承した場合、二次避難所への要援護者の移送は、原則として甲が行うものとする。

（費用負担）

第10条 甲は、二次避難所の管理運営に係る費用を負担することを原則として、甲乙の協議により決定するものとする。

（開設期間）

第11条 二次避難所の開設期間は、災害発生の日から7日以内とする。ただし、必要な場合は甲乙の協議により、さらに7日以内で延長することができるものとし、以降、再延長が必要な場合は同様に扱うものとする。

（避難所の早期閉鎖への努力）

第12条 甲は、乙が早期に本来目的の活動を再開できるよう配慮するとともに、二次避難所の早期閉鎖に努めるものとする。

（原状回復義務）

第13条 甲は、二次避難所を終了する際は、乙に避難所使用終了届を提出するとともに、施設を原状に復し、乙の確認を受けた後、乙に引き渡すものとする。

（受入可能人数の把握）

第14条 甲は、平常時から乙の施設における受入可能人数を把握しておくものとする。

（守秘義務）

第15条 乙は、二次避難所の設置運営を行う場合において知り得た情報を、甲以外の者に漏らしてはならない。

（協議）

第16条 この協定に定めのない事項及び疑義が生じた事項は、その都度、甲、乙協議して定めるものとする。なお、建て替え後の施設に係る二次避難所としての設置運営については、本協定の趣旨を踏まえ、甲乙間で協議をするものとする。

甲と乙は、この協定を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ各1通を保管するものとする。

平成24年4月1日

甲 小金井市本町六丁目6番3号
小金井市

乙 世田谷区上北沢三丁目8番19号
社会福祉法人雲柱社

協定 福祉避難所（二次避難所）

9 災害時における避難所施設利用に関する協定書（社会福祉法人 聖ヨハネ会）

文書管理機関名：市総務部

本編該当頁：第2部 p356

災害時における避難所施設利用に関する協定書（社会福祉法人 聖ヨハネ会）

小金井市（以下「委託者」という。）と指定管理者社会福祉法人聖ヨハネ会（以下「受託者」という。）の間において、次のとおり福祉避難所（二次避難所）（以下「福祉避難所」という。）としての施設利用に関する協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、大規模な風水害や震災等の災害により要配慮者が避難を余儀なくされた場合に、委託者が受託者の管理する施設の一部を福祉避難所として利用するとともに福祉避難所の設置運営に関する協力を要請することができること及びその場合の手続き等を定めることを目的とする。

（対象となる要配慮者）

第2条 この協定における要配慮者は、福祉施設や医療機関に入所又は入院するに至らない在宅の要配慮者で、避難所生活における精神的・身体的負担から健康を害するおそれがあるなど、一般の避難所での対応が困難な者で、何らかの特別な支援を必要とするものをいう。なお、受け入れる要配慮者には、その介助者を含めることができる。

（受入れの要請）

第3条 委託者は、災害時において、前条の対象者の存在を把握した場合は、受託者に対し、当該対象者の受入れを要請するものとする。

2 受託者は、委託者からの要請に可能な範囲内で応じるよう努めるものとする。

（避難所として利用できる施設）

第4条 委託者が福祉避難所として利用できる施設は、次の施設とする。

施設名 小金井市立本町高齢者在宅サービスセンター

所在地 小金井市本町二丁目10番13号

（避難所の開設）

第5条 委託者は、福祉避難所を開設する必要がある場合は、前条において定められた施設について、その被害状況及び利用状況を受託者に確認の上、福祉避難所として開設することができる。

（手続き）

第6条 第3条の要請は、次に掲げる事項を記載した書面をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。

(1) 対象者の住所、氏名、心身の状況、連絡先等

(2) 身元引受人の住所、氏名及び連絡先

（避難所の管理）

第7条 福祉避難所の管理運営は、委託者の責任において行うものとする。

2 委託者はあらかじめ、福祉避難所運営組織について受託者に通知するものとする。

3 災害時の福祉避難所の管理運営について、受託者は、委託者に協力するものとする。

4 委託者は、日常生活用品、食糧及び医薬品、医療材料等福祉避難所の運営に必要な物資の調

達に努めるものとする。

5 委託者は、要配慮者を適切に介護できるよう看護師、介護員、ボランティア等の介助者の確保に努めるものとする。

（対象者の移送）

第8条 委託者の要請に基づき、受託者が受入れを了承した場合、福祉避難所への要配慮者の移送は、原則として委託者が行うものとする。

（費用負担）

第9条 委託者は、福祉避難所の管理運営に係る費用を負担することを原則として、委託者及び受託者の協議により決定するものとする。

（開設期間）

第10条 福祉避難所の開設期間は、災害発生の日から7日以内とする。ただし、必要な場合は委託者及び受託者の協議により、さらに7日以内で延長することができるものとし、以降、再延長が必要な場合は同様に取り扱うものとする。

（避難所の早期閉鎖への努力）

第11条 委託者は、受託者が早期に本来目的の活動を再開できるよう配慮するとともに、福祉避難所の早期閉鎖に努めるものとする。

（原状回復義務）

第12条 委託者は、福祉避難所を終了する際は、受託者に避難所使用終了届を提出するとともに、施設を原状に復し、受託者の確認を受けた後、受託者に引き渡すものとする。

（受入可能人数の把握）

第13条 委託者は、平常時から受託者の施設における受入可能人数を把握しておくものとする。

（守秘義務）

第14条 受託者は、福祉避難所の設置運営を行う場合において知り得た情報を、委託者以外の者に漏らしてはならない。

（協議）

第15条 この協定に定めのない事項及び疑義が生じた事項は、その都度、委託者及び受託者で協議して定めるものとする。

（有効期間）

第16条 この協定の有効期間は、平成33年3月31日までとする。

委託者と受託者は、この協定を証するため、本書2通を作成し、それぞれ記名押印のうえ、各1通を保管するものとする。

平成28年4月1日

委託者 小金井市本町六丁目6番3号
小金井市
代表者 小金井市長

受託者 小金井市桜町一丁目2番20号
社会福祉法人 聖ヨハネ会
代表者 理事長

協定 福祉避難所（二次避難所）

10 災害時における避難所施設利用に関する協定書（社会福祉法人 まりも会）

文書管理機関名：市総務部

本編該当頁：第2部 p356

災害時における避難所施設利用に関する協定書（社会福祉法人 まりも会）

小金井市（以下「委託者」という。）と指定管理者社会福祉法人まりも会（以下「受託者」という。）の間において、次のとおり福祉避難所（二次避難所）（以下「福祉避難所」という。）としての施設利用に関する協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、大規模な風水害や震災等の災害により要配慮者が避難を余儀なくされた場合に、委託者が受託者の管理する施設の一部を福祉避難所として利用するとともに福祉避難所の設置運営に関する協力を要請することができること及びその場合の手続き等を定めることを目的とする。

（対象となる要配慮者）

第2条 この協定における要配慮者は、福祉施設や医療機関に入所又は入院するに至らない在宅の要配慮者で、避難所生活における精神的・身体的負担から健康を害するおそれがあるなど、一般の避難所での対応が困難な者で、何らかの特別な支援を必要とするものをいう。なお、受け入れる要配慮者には、その介助者を含めることができる。

（受入れの要請）

第3条 委託者は、災害時において、前条の対象者の存在を把握した場合は、受託者に対し、当該対象者の受入れを要請するものとする。

2 受託者は、委託者からの要請に可能な範囲内で応じるよう努めるものとする。

（避難所として利用できる施設）

第4条 委託者が福祉避難所として利用できる施設は、次の施設とする。

施設名 小金井市障害者福祉センター

所在地 小金井市緑町四丁目17番10号

（避難所の開設）

第5条 委託者は、福祉避難所を開設する必要がある場合は、前条において定められた施設について、その被害状況及び利用状況を受託者に確認の上、福祉避難所として開設することができる。

（手続き）

第6条 第3条の要請は、次に掲げる事項を記載した書面をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。

(1) 対象者の住所、氏名、心身の状況、連絡先等

(2) 身元引受人の住所、氏名及び連絡先

（避難所の管理）

第7条 福祉避難所の管理運営は、委託者の責任において行うものとする。

2 委託者はあらかじめ、福祉避難所運営組織について受託者に通知するものとする。

3 災害時の福祉避難所の管理運営について、受託者は、委託者に協力するものとする。

4 委託者は、日常生活用品、食糧及び医薬品、医療材料等福祉避難所の運営に必要な物資の調

達に努めるものとする。

5 委託者は、要配慮者を適切に介護できるよう看護師、介護員、ボランティア等の介助者の確保に努めるものとする。

（対象者の移送）

第8条 委託者の要請に基づき、受託者が受入れを了承した場合、福祉避難所への要配慮者の移送は、原則として委託者が行うものとする。

（費用負担）

第9条 委託者は、福祉避難所の管理運営に係る費用を負担することを原則として、委託者及び受託者の協議により決定するものとする。

（開設期間）

第10条 福祉避難所の開設期間は、災害発生の日から7日以内とする。ただし、必要な場合は委託者及び受託者の協議により、さらに7日以内で延長することができるものとし、以降、再延長が必要な場合は同様に取り扱うものとする。

（避難所の早期閉鎖への努力）

第11条 委託者は、受託者が早期に本来目的の活動を再開できるよう配慮するとともに、福祉避難所の早期閉鎖に努めるものとする。

（原状回復義務）

第12条 委託者は、福祉避難所を終了する際は、受託者に避難所使用終了届を提出するとともに、施設を原状に復し、受託者の確認を受けた後、受託者に引き渡すものとする。

（受入可能人数の把握）

第13条 委託者は、平常時から受託者の施設における受入可能人数を把握しておくものとする。

（守秘義務）

第14条 受託者は、福祉避難所の設置運営を行う場合において知り得た情報を、委託者以外の者に漏らしてはならない。

（協議）

第15条 この協定に定めのない事項及び疑義が生じた事項は、その都度、委託者及び受託者で協議して定めるものとする。

（有効期間）

第16条 この協定の有効期間は、平成33年3月31日までとする。

委託者と受託者は、この協定を証するため、本書2通を作成し、それぞれ記名押印のうえ、各1通を保管するものとする。

平成28年4月1日

委託者 小金井市本町六丁目6番3号
小金井市
代表者 小金井市長

受託者 小平市上水南町四丁目7番45号
社会福祉法人 まりも会
代表者 理事長

協定 福祉避難所（二次避難所）

**1 1 災害時における福祉避難所施設利用に関する協定書
（都立小金井特別支援学校）**

文書管理機関名：市総務部

本編該当頁：第 2 部 p356

災害時における福祉避難所施設利用に関する協定書

小金井市（以下「甲」という。）と東京都立小金井特別支援学校（以下「乙」という。）とは、災害時における福祉避難所（二次避難所）（以下「福祉避難所」という。）の設置運営に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第 1 条 この協定は、災害時において甲が乙の管理する施設の一部を、要配慮者等を対象とした福祉避難所として利用することについて、必要な事項を定めることを目的とする。

（避難所利用対象者）

第 2 条 乙の管理する施設を福祉避難所として利用する対象者は、被災した要配慮者等及び介護者（家族等を含む。）とする。

（避難所として利用できる施設）

第 3 条 乙は、福祉避難所として利用できる施設の範囲をあらかじめ定め、福祉避難所指定承諾書（第 1 号様式）を甲に提出する。

（避難所の開設）

第 4 条 甲は、災害が発生し、福祉避難所を開設する必要がある場合は、対象施設の被害状況に応じて乙が承諾した場所を福祉避難所として開設することができる。

（開設の通知）

第 5 条 甲は、前条に基づき福祉避難所を開設する際は、事前に乙に対しその旨を福祉避難所開設通知書（第 2 号様式）又は口頭で通知するものとする。

（対象者の移送）

第 6 条 甲は、避難が必要な要配慮者等の移送を行うように努める。

（避難所の管理）

第 7 条 福祉避難所の管理運営は、甲の責任において行うものとする。

2 甲はあらかじめ、福祉避難所運営組織について乙に通知するものとする。

3 災害時の福祉避難所の管理運営について、乙は、甲に協力するものとする。

4 甲は、日常生活用品、食料及び医薬品、医療材料等福祉避難所の運営に必要な物資の調達に努めるものとする。

5 甲は、要配慮者を適切に介護できるよう看護師、介護員、ボランティア等の介助者の確保に努めるものとする。

（費用負担）

第 8 条 甲は、福祉避難所の管理運営に係る費用を負担することを原則として、甲乙の協議により決定するものとする。

（開設期間）

第9条 福祉避難所の開設期間は、災害発生の日から7日以内とする。ただし、甲は、災害の状況により、期間を延長する必要がある場合は、東京都教育委員会教育長に福祉避難所使用許可期限延長申請書（第3号様式）により、期間の延長を申請するものとする。

（避難所解消への努力）

第10条 甲は、乙が早期に教育活動を再開できるよう配慮するとともに、当該福祉避難所の早期解消に努めるものとする。

（避難所の終了）

第11条 甲は、乙が管理する施設について福祉避難所としての利用を終了する際は、乙に福祉避難所使用終了届（第4号様式）を提出するとともに、その施設を現状に復し、乙の確認を受けた後、乙に引き渡すものとする。

（協定の有効期間）

第12条 この協定の有効期間は、平成32年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の3か月前までに甲乙いずれからも解除又は更新の申出がないときは1年間延長されたものとみなし、以後この例によるものとする。

（協議）

第13条 この協定の各条項の解釈について疑義を生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議して定めるものとする。

甲と乙は、この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保管するものとする。

平成30年12月21日

甲 小金井市本町六丁目6番3号
小金井市
代表者 小金井市長

乙 小金井市桜町二丁目1番14号
東京都立小金井特別支援学校
代表者 校長

協定 福祉避難所（二次避難所）

**12 災害発生時における福祉避難所（二次避難所）の設置運営に関する協定書
（社会福祉法人 聖ヨハネ会）**

文書管理機関名：市総務部

本編該当頁：第2部 p356

災害発生時における福祉避難所（二次避難所）の設置運営に関する協定書

小金井市（以下「甲」という。）と社会福祉法人 聖ヨハネ会（以下「乙」という。）とは、災害時における福祉避難所（二次避難所）（以下「福祉避難所」という。）の設置運営に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、大規模な風水害や震災等の災害により災害時要配慮者（以下「要配慮者」という。）が避難を余儀なくされた場合に、甲が乙に対して福祉避難所の設置運営に関する協力を要請することができること及びその場合の手続きを定めることを目的とする。

（対象となる要配慮者）

第2条 この協定における要配慮者は、福祉施設や医療機関に入所又は入院するに至らない在宅の要配慮者で、避難所生活における精神的・身体的負担から健康を害するおそれがあるなど、一般の避難所での対応が困難な者で、何らかの特別な支援を必要とするものをいう。なお、受け入れる要配慮者には、その介助者を含めることができる。

（受入れの要請）

第3条 甲は、災害時において、前条の対象者の存在を把握した場合は、乙に対し、当該対象者の受入れを要請するものとする。

2 乙は、甲からの要請に可能な範囲内で応じるよう努めるものとする。

（避難所として利用できる施設）

第4条 甲が福祉避難所として利用できる施設は、次の施設とする。

施設名 小金井聖ヨハネ支援センター

所在地 小金井市梶野町五丁目8番9号

（避難所の開設）

第5条 甲は、福祉避難所を開設する必要が生じた場合は、前条において定められた施設について、その被害状況及び利用状況を乙に確認の上、福祉避難所として開設することができる。

（手続き）

第6条 第3条の要請は、次に掲げる事項を記載した書面をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。

(1) 対象者の住所、氏名、心身の状況、連絡先等

(2) 身元引受人の住所、氏名及び連絡先

（避難所の管理）

第7条 福祉避難所の管理運営は、甲の責任において行うものとする。

2 甲はあらかじめ、福祉避難所運営組織について乙に通知するものとする。

3 災害時の福祉避難所の管理運営について、乙は、甲に協力するものとする。

4 甲は、日常生活用品、食糧及び医薬品、医療材料等福祉避難所の運営に必要な物資の調達に努めるものとする。

5 甲は、要配慮者を適切に介護できるよう看護師、介護員、ボランティア等の介助者の確保に努めるものとする。

（対象者の移送）

第8条 甲の要請に基づき、乙が受入れを了承した場合、福祉避難所への要配慮者の移送は、原則として甲が行うものとする。

（費用負担）

第9条 甲は、福祉避難所の管理運営に係る費用を負担することを原則として、甲乙の協議により決定するものとする。

（開設期間）

第10条 福祉避難所の開設期間は、災害発生の日から7日以内とする。ただし、必要な場合は甲乙の協議により、さらに7日以内で延長することができるものとし、以降、再延長が必要な場合は同様に取り扱うものとする。

（避難所の早期閉鎖への努力）

第11条 甲は、乙が早期に本来目的の活動を再開できるよう配慮するとともに、福祉避難所の早期閉鎖に努めるものとする。

（原状回復義務）

第12条 甲は、福祉避難所を終了する際は、乙に避難所使用終了届を提出するとともに、施設を原状に復し、乙の確認を受けた後、乙に引き渡すものとする。

（受入可能人数の把握）

第13条 甲は、平常時から乙の施設における受入可能人数を把握しておくものとする。

（守秘義務）

第14条 乙は、福祉避難所の設置運営を行う場合において知り得た情報を、甲以外の者に漏らしてはならない。

（協議）

第15条 この協定に定めのない事項及び疑義が生じた事項は、その都度、甲、乙協議して定めるものとする。

（有効期間）

第16条 この協定の有効期間は、平成29年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の3か月前までに甲乙いずれからも解除又は変更の申出がないときは1年間延長されたものとみなし、以後この例によるものとする。

甲と乙は、この協定を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ各1通を保管するものとする。

平成28年7月1日

甲 小金井市本町六丁目6番3号
小金井市
代表者 小金井市長

乙 小金井市桜町一丁目2番20号
社会福祉法人 聖ヨハネ会
代表者 理事長

協定 福祉避難所（二次避難所）

**13 災害発生時における福祉避難所（二次避難所）の設置運営に関する協定書
（有限会社のがわ）**

文書管理機関名：市総務部

本編該当頁：第2部 p356

災害発生時における福祉避難所（二次避難所）の設置運営に関する協定書

小金井市（以下「甲」という。）と有限会社のがわ（以下「乙」という。）とは、災害時における福祉避難所（二次避難所）（以下「福祉避難所」という。）の設置運営に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、大規模な風水害や震災等の災害により要配慮者が避難を余儀なくされた場合に、甲が乙に対して福祉避難所の設置運営に関する協力を要請することができること及びその場合の手続きを定めることを目的とする。

（対象となる要配慮者）

第2条 この協定における要配慮者は、福祉施設や医療機関に入所又は入院するに至らない在宅の要配慮者で、避難所生活における精神的・身体的負担から健康を害するおそれがあるなど、一般の避難所での対応が困難な者で、何らかの特別な支援を必要とするものをいう。なお、受け入れる要配慮者には、その介助者を含めることができる。

（受入れの要請）

第3条 甲は、災害時において、前条の対象者の存在を把握した場合は、乙に対し、当該対象者の受入れを要請するものとする。

2 乙は、甲からの要請に可能な範囲内で応じるよう努めるものとする。

（避難所として利用できる施設）

第4条 甲が福祉避難所として利用できる施設は、次の施設とする。

施設名 高齢者複合施設のがわ

所在地 小金井市東町二丁目31番3号

（避難所の開設）

第5条 甲は、福祉避難所を開設する必要が生じた場合は、前条において定められた施設について、その被害状況及び利用状況を乙に確認の上、福祉避難所として開設することができる。

（手続き）

第6条 第3条の要請は、次に掲げる事項を記載した書面をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。

(1) 対象者の住所、氏名、心身の状況、連絡先等

(2) 身元引受人の住所、氏名及び連絡先

（避難所の管理）

第7条 福祉避難所の管理運営は、甲の責任において行うものとする。

2 甲はあらかじめ、福祉避難所運営組織について乙に通知するものとする。

3 災害時の福祉避難所の管理運営について、乙は、甲に協力するものとする。

4 甲は、日常生活用品、食糧及び医薬品、医療材料等福祉避難所の運営に必要な物資の調達に努めるものとする。

5 甲は、要配慮者を適切に介護できるよう看護師、介護員、ボランティア等の介助者の確保に努めるものとする。

（対象者の移送）

第8条 甲の要請に基づき、乙が受入れを了承した場合、福祉避難所への要配慮者の移送は、原則として甲が行うものとする。

（費用負担）

第9条 甲は、福祉避難所の管理運営に係る費用を負担することを原則として、甲乙の協議により決定するものとする。

（開設期間）

第10条 福祉避難所の開設期間は、災害発生の日から7日以内とする。ただし、必要な場合は甲乙の協議により、さらに7日以内で延長することができるものとし、以降、再延長が必要な場合は同様に取り扱うものとする。

（避難所の早期閉鎖への努力）

第11条 甲は、乙が早期に本来目的の活動を再開できるよう配慮するとともに、福祉避難所の早期閉鎖に努めるものとする。

（原状回復義務）

第12条 甲は、福祉避難所を終了する際は、乙に避難所使用終了届を提出するとともに、施設を原状に復し、乙の確認を受けた後、乙に引き渡すものとする。

（受入可能人数の把握）

第13条 甲は、平常時から乙の施設における受入可能人数を把握しておくものとする。

（守秘義務）

第14条 乙は、福祉避難所の設置運営を行う場合において知り得た情報を、甲以外の者に漏らしてはならない。

（協議）

第15条 この協定に定めのない事項及び疑義が生じた事項は、その都度、甲、乙協議して定めるものとする。

（有効期間）

第16条 この協定の有効期間は、平成34年1月30日までとする。ただし、期間満了の日の3か月前までに甲乙いずれからも解除又は変更の申出がないときは1年間延長されたものとみなし、以後この例によるものとする。

甲と乙は、この協定を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上各1通を保管するものとする。

令和元年7月1日

甲 小金井市本町六丁目6番3号
小金井市
代表者 小金井市長

乙 小金井市東町二丁目31番3号
有限会社のがわ
代表者 代表取締役

協定 福祉避難所（二次避難所）

**14 災害発生時における福祉避難所（二次避難所）の設置運営に関する協定書
（社会福祉法人 七日会）**

文書管理機関名：市総務部

本編該当頁：第2部 p356

災害発生時における福祉避難所（二次避難所）の設置運営に関する協定書

小金井市（以下「甲」という。）と社会福祉法人七日会（以下「乙」という。）とは、災害時における福祉避難所（二次避難所）（以下「福祉避難所」という。）の設置運営に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、大規模な風水害や震災等の災害により要配慮者が避難を余儀なくされた場合に、甲が乙に対して福祉避難所の設置運営に関する協力を要請することができること及びその場合の手続きを定めることを目的とする。

（対象となる要配慮者）

第2条 この協定における要配慮者は、福祉施設や医療機関に入所又は入院するに至らない在宅の要配慮者で、避難所生活における精神的・身体的負担から健康を害するおそれがあるなど、一般の避難所での対応が困難な者で、何らかの特別な支援を必要とするものをいう。なお、受け入れる要配慮者には、その介助者を含めることができる。

（受入れの要請）

第3条 甲は、災害時において、前条の対象者の存在を把握した場合は、乙に対し、当該対象者の受入れを要請するものとする。

2 乙は、甲からの要請に可能な範囲内で応じるよう努めるものとする。

（避難所として利用できる施設）

第4条 甲が福祉避難所として利用できる施設は、次の施設とする。

施設名 特別養護老人ホームぬく井の杜

所在地 小金井市貫井北町三丁目4番8号

（避難所の開設）

第5条 甲は、福祉避難所を開設する必要が生じた場合は、前条において定められた施設について、その被害状況及び利用状況を乙に確認の上、福祉避難所として開設することができる。

（手続き）

第6条 第3条の要請は、次に掲げる事項を記載した書面をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。

(1) 対象者の住所、氏名、心身の状況、連絡先等

(2) 身元引受人の住所、氏名及び連絡先

（避難所の管理）

第7条 福祉避難所の管理運営は、甲の責任において行うものとする。

2 甲はあらかじめ、福祉避難所運営組織について乙に通知するものとする。

3 災害時の福祉避難所の管理運営について、乙は、甲に協力するものとする。

4 甲は、日常生活用品、食糧及び医薬品、医療材料等福祉避難所の運営に必要な物資の調達に努めるものとする。

5 甲は、要配慮者を適切に介護できるよう看護師、介護員、ボランティア等の介助者の確保に努めるものとする。

（対象者の移送）

第8条 甲の要請に基づき、乙が受入れを了承した場合、福祉避難所への要配慮者の移送は、原則として甲が行うものとする。

（費用負担）

第9条 甲は、福祉避難所の管理運営に係る費用を負担することを原則として、甲乙の協議により決定するものとする。

（開設期間）

第10条 福祉避難所の開設期間は、災害発生の日から7日以内とする。ただし、必要な場合は甲乙の協議により、さらに7日以内で延長することができるものとし、以降、再延長が必要な場合は同様に取り扱うものとする。

（避難所の早期閉鎖への努力）

第11条 甲は、乙が早期に本来目的の活動を再開できるよう配慮するとともに、福祉避難所の早期閉鎖に努めるものとする。

（原状回復義務）

第12条 甲は、福祉避難所を終了する際は、乙に避難所使用終了届を提出するとともに、施設を原状に復し、乙の確認を受けた後、乙に引き渡すものとする。

（受入可能人数の把握）

第13条 甲は、平常時から乙の施設における受入可能人数を把握しておくものとする。

（守秘義務）

第14条 乙は、福祉避難所の設置運営を行う場合において知り得た情報を、甲以外の者に漏らしてはならない。

（協議）

第15条 この協定に定めのない事項及び疑義が生じた事項は、その都度、甲、乙協議して定めるものとする。

（有効期間）

第16条 この協定の有効期間は、平成35年6月30日までとする。ただし、期間満了の日の3か月前までに甲乙いずれからも解除又は変更の申出がないときは1年間延長されたものとみなし、以後この例によるものとする。

甲と乙は、この協定を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上各1通を保管するものとする。

平成30年7月1日

甲 小金井市本町六丁目6番3号
小金井市
代表者 小金井市長

乙 小金井市貫井北町三丁目4番8号
社会福祉法人七日会
代表者 理事長

協定 し尿処理・がれき処理関係 1 災害時における水再生センターへのし尿搬入及び受入れに関する覚書(東京都)

文書管理機関名：市総務部

本編該当頁：第2部 p416

災害時における水再生センターへのし尿搬入及び受入れに関する覚書

小金井市(以下「甲」という。)と東京都下水道局流域下水道本部(以下「乙」という。)とは、「東京都地域防災計画」及び「小金井市地域防災計画」に基づき、災害時に避難所等から発生するし尿の北多摩一号水再生センターへの搬入及び受入れに関し、次のとおり覚書を締結する。

(目的)

第1条 本覚書は、甲が災害時に避難所等から発生するし尿を乙が所管する北多摩一号水再生センターへ搬入及び受け入れにあたり必要な事項を定めることにより、避難所等の衛生環境を確保することを目的とする。

(事前対応)

- 第2条 甲は、毎年度当初、避難所等の一覧表を乙に提出し、その内容に変更が生じた場合は、速やかに乙に通知する。
- 2 乙は、前項の一覧表に基づき、甲にし尿を搬入する北多摩一号水再生センターの受入箇所を提示し、その内容に変更が生じた場合は速やかに甲に通知する。
- 3 甲及び乙は、災害時に発生するし尿の北多摩一号水再生センターへの搬入・受け入れに関する連絡先及び担当者をあらかじめ乙及び甲に提出し、その内容に変更が生じた場合は速やかに通知する。

(役割分担)

- 第3条 甲は、北多摩一号水再生センターへし尿を搬入する場合は、事前に乙に連絡するものとする。ただし、事前に連絡が困難な場合は、事後速やかに連絡するものとする。
- 2 甲は、災害時に避難所等で発生するし尿を収集し、乙が所管する北多摩一号水再生センターに搬入する。
- 3 乙は、甲に指定した北多摩一号水再生センターが被災等によりし尿の受け入れができない場合は、甲に通知するとともに新たに受け入れる水再生センターを指定し連絡するものとする。

(その他)

第4条 本覚書に定めのない事項及び各条項に疑義が生じたときは、双方の協議により定める。

(有効期限)

第5条 この覚書の有効期限は、平成24年3月31日までとする。ただし、甲乙いずれからもこの覚書の改定について、期間満了の1か月前までに書面による申し出がないときは、さらに1年間継続するものとし、当該継続期間が満了したときも同様とする。

上記覚書の締結の証として本覚書2通を作成し、甲乙記名押印の上、おのおの1通を保有する。

協定 し尿処理・がれき処理関係 1 災害時における水再生センターへのし尿搬入及び受入れに関する覚書
(東京都)

平成23年6月30日

甲 小金井市長

乙 東京都下水道局流域下水道本部

協定 し尿処理・がれき処理関係 2 災害時における廃棄物の収集及び運搬の 協力に関する協定書（加藤商事）	
文書管理機関名：市環境部	本編該当頁：第 2 部 p428

災害時における廃棄物の収集及び運搬の協力に関する協定書（加藤商事）

小金井市（以下「甲」という。）と株式会社加藤商事（以下「乙」という。）との間において、災害時における一般家庭から排出される生活ごみ、破損家財ごみ、火災ごみ等、生活上、衛生上速やかに収集運搬を必要とするごみ（以下「災害時廃棄物」という。）の収集及び運搬（以下「収集等」という。）に関し次のとおり協定を締結する。

（目的）

第 1 条 この協定は、地震、風水害等の災害（以下「災害」という。）により小金井市内で大規模な災害が発生した場合に、小金井市地域防災計画に基づき、甲が実施する応急対策に対する乙の協力について、必要事項を定めるものとする。

（協力）

第 2 条 甲は、小金井市内に災害が発生し、災害時廃棄物の収集等が必要になった時は、乙に対し災害時廃棄物収集等の協力を依頼するものとする。

2 甲は、乙に対し災害時廃棄物収集等の協力を依頼する場合は、災害時廃棄物収集等協力依頼書（様式第 1 号）により乙に対して、次の事項を明らかにして協力依頼をするものとする。ただし、緊急の場合は、口頭で行い、後日災害時廃棄物収集等協力依頼書をもって処理するものとする。

- (1) 災害の状況
- (2) 災害時廃棄物の内容及び状況等
- (3) 災害時廃棄物の収集場所
- (4) 災害時廃棄物の運搬場所
- (5) その他必要事項

3 乙は、前項の規定による甲からの依頼を受けた時は、必要な人員、車両等を調達し、可能な限り災害時廃棄物収集等を実施するものとする。

（業務の実施）

第 3 条 乙は、前条の規定による甲の依頼に協力する場合は、災害時廃棄物の収集等を依頼された場所（以下「指定場所」という。）に甲の職員が派遣されているときは甲の依頼内容及び甲の職員の指示に従い、指定場所に甲の職員が派遣されていないときは甲の依頼内容に従い、災害時廃棄物の収集等を行うこととする。

2 甲は、乙の業務が円滑に行われるように必要な措置を講ずることとする。

3 乙は、災害時廃棄物収集等の実施に当たっては、次の各号に掲げる事項に留意する。

- (1) 周囲の生活環境を損なわないよう十分に配慮すること。

(2) 災害時廃棄物の再利用及び再資源化に配慮し、その分別の徹底等に努めること。

4 乙は、災害時廃棄物収集等が終了した時は、速やかにその実施状況について災害時廃棄物収集等実施状況報告書（様式第2号）により甲に報告する。

（費用負担）

第4条 甲は、第2条第3項の規定による乙の災害時廃棄物収集等により甲が経費を負担する。

2 前項の経費は、災害発生直前におけるごみ等の収集運搬に係る適正価格を基準とし甲乙協議の上決定する。

（請求及び支払）

第5条 乙は、前条の規定により、災害時廃棄物収集等に要した費用が確定したときは、経費明細書等を添えて甲に請求する。

2 甲は、前項の規定による乙からの請求があったときは、その内容を確認の上、その日から起算して30日以内に費用を支払う。ただし、費用の支払に予算上の措置等を必要とする場合は、費用の支払時期については、この限りでない。

（協定の有効期間）

第6条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成24年3月31日までとする。ただし、協定期間終了の日の3か月前までに、甲又は乙から書面による解約の申し出がないときは、更に1年間延長されたものとみなし、以降、この例によるものとする。

（協議）

第7条 この協定の各条項の解釈について疑義を生じたとき、又は、この協定に定めのない事項については、甲乙協議の上、決定するものとする。

甲と乙は、この協定を証するため、本書2通を作成し、それぞれ記名押印の上、各1通を保管するものとする。

平成23年4月1日

甲 東京都小金井市本町六丁目6番3号

乙 東京都狛江市東野川二丁目14番2号

株式会社加藤商事

様式第1号(第2条関係)

小 発 第 号
年 月 日

様

小金井市長

災害時廃棄物収集等協力依頼書

「災害時における廃棄物の収集及び運搬の協力に関する協定書」に基づき、災害時廃棄物収集等に関する協力について、下記のとおり依頼します。

記

災害の状況	
災害時廃棄物の内容及び状況等	
災害時廃棄物の収集場所	
災害時廃棄物の運搬場所	
その他	

*連絡先 部 課 担当 電話

様式第2号(第3条関係)

年 月 日

小金井市長

様

災害時廃棄物収集等実施状況報告書

「災害時における廃棄物の収集及び運搬の協力に関する協定書」に基づき、災害時廃棄物収集等に関する実施状況について、下記のとおり報告します。

記

災害時廃棄物収集等実施内容	
災害時廃棄物収集等の期間	
災害時廃棄物の収集場所	
災害時廃棄物の運搬場所	
人員、車両等の状況	
その他	

*連絡先 担当

電話

協定 し尿処理・がれき処理関係 3 災害時における廃棄物の収集及び運搬の 協力に関する協定書（志賀興業）	
文書管理機関名：市環境部	本編該当頁：第2部 p428

災害時における廃棄物の収集及び運搬の協力に関する協定書（志賀興業）

小金井市（以下「甲」という。）と志賀興業株式会社（以下「乙」という。）との間において、災害時における一般家庭から排出される生活ごみ、破損家財ごみ、火災ごみ等、生活上、衛生上速やかに収集運搬を必要とするごみ（以下「災害時廃棄物」という。）の収集及び運搬（以下「収集等」という。）に関し次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、地震、風水害等の災害（以下「災害」という。）により小金井市内で大規模な災害が発生した場合に、小金井市地域防災計画に基づき、甲が実施する応急対策に対する乙の協力について、必要事項を定めるものとする。

（協力）

第2条 甲は、小金井市内に災害が発生し、災害時廃棄物の収集等が必要になった時は、乙に対し災害時廃棄物収集等の協力を依頼するものとする。

2 甲は、乙に対し災害時廃棄物収集等の協力を依頼する場合は、災害時廃棄物収集等協力依頼書（様式第1号）により乙に対して、次の事項を明らかにして協力依頼をするものとする。ただし、緊急の場合は、口頭で行い、後日災害時廃棄物収集等協力依頼書をもって処理するものとする。

- (1) 災害の状況
- (2) 災害時廃棄物の内容及び状況等
- (3) 災害時廃棄物の収集場所
- (4) 災害時廃棄物の運搬場所
- (5) その他必要事項

3 乙は、前項の規定による甲からの依頼を受けた時は、必要な人員、車両等を調達し、可能な限り災害時廃棄物収集等を実施するものとする。

（業務の実施）

第3条 乙は、前条の規定による甲の依頼に協力する場合は、災害時廃棄物の収集等を依頼された場所（以下「指定場所」という。）に甲の職員が派遣されているときは甲の依頼内容及び甲の職員の指示に従い、指定場所に甲の職員が派遣されていないときは甲の依頼内容に従い、災害時廃棄物の収集等を行うこととする。

2 甲は、乙の業務が円滑に行われるように必要な措置を講ずることとする。

3 乙は、災害時廃棄物収集等の実施に当たっては、次の各号に掲げる事項に留意する。

- (1) 周囲の生活環境を損なわないよう十分に配慮すること。

(2) 災害時廃棄物の再利用及び再資源化に配慮し、その分別の徹底等に努めること。

4 乙は、災害時廃棄物収集等が終了した時は、速やかにその実施状況について災害時廃棄物収集等実施状況報告書（様式第2号）により甲に報告する。

（費用負担）

第4条 甲は、第2条第3項の規定による乙の災害時廃棄物収集等により甲が経費を負担する。

2 前項の経費は、災害発生直前におけるごみ等の収集運搬に係る適正価格を基準とし甲乙協議の上決定する。

（請求及び支払）

第5条 乙は、前条の規定により、災害時廃棄物収集等に要した費用が確定したときは、経費明細書等を添えて甲に請求する。

2 甲は、前項の規定による乙からの請求があったときは、その内容を確認の上、その日から起算して30日以内に費用を支払う。ただし、費用の支払に予算上の措置等を必要とする場合は、費用の支払時期については、この限りでない。

（協定の有効期間）

第6条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成24年3月31日までとする。ただし、協定期間終了の日の3か月前までに、甲又は乙から書面による解約の申し出がないときは、更に1年間延長されたものとみなし、以降、この例によるものとする。

（協議）

第7条 この協定の各条項の解釈について疑義を生じたとき、又は、この協定に定めのない事項については、甲乙協議の上、決定するものとする。

甲と乙は、この協定を証するため、本書2通を作成し、それぞれ記名押印の上、各1通を保管するものとする。

平成23年4月1日

甲 東京都小金井市本町六丁目6番3号

乙 東京都三鷹市新川四丁目1番11号
志賀興業株式会社

様式第1号(第2条関係)

小 発 第 号
年 月 日

様

小金井市長

災害時廃棄物収集等協力依頼書

「災害時における廃棄物の収集及び運搬の協力に関する協定書」に基づき、災害時廃棄物収集等に関する協力について、下記のとおり依頼します。

記

災害の状況	
災害時廃棄物の内容及び状況等	
災害時廃棄物の収集場所	
災害時廃棄物の運搬場所	
その他	

*連絡先 部 課 担当 電話

様式第2号(第3条関係)

年 月 日

小金井市長 様

災害時廃棄物収集等実施状況報告書

「災害時における廃棄物の収集及び運搬の協力に関する協定書」に基づき、災害時廃棄物収集等に関する実施状況について、下記のとおり報告します。

記

災害時廃棄物収集等実施内容	
災害時廃棄物収集等の期間	
災害時廃棄物の収集場所	
災害時廃棄物の運搬場所	
人員、車両等の状況	
その他	

*連絡先 担当

電話

協定 し尿処理・がれき処理関係 4 災害時における廃棄物の収集及び運搬の 協力に関する協定書（調布清掃）	
文書管理機関名：市環境部	本編該当頁：第2部 p428

災害時における廃棄物の収集及び運搬の協力に関する協定書（調布清掃）

小金井市（以下「甲」という。）と有限会社調布清掃（以下「乙」という。）との間において、災害時における一般家庭から排出される生活ごみ、破損家財ごみ、火災ごみ等、生活上、衛生上速やかに収集運搬を必要とするごみ（以下「災害時廃棄物」という。）の収集及び運搬（以下「収集等」という。）に関し次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、地震、風水害等の災害（以下「災害」という。）により小金井市内で大規模な災害が発生した場合に、小金井市地域防災計画に基づき、甲が実施する応急対策に対する乙の協力について、必要事項を定めるものとする。

（協力）

第2条 甲は、小金井市内に災害が発生し、災害時廃棄物の収集等が必要になった時は、乙に対し災害時廃棄物収集等の協力を依頼するものとする。

2 甲は、乙に対し災害時廃棄物収集等の協力を依頼する場合は、災害時廃棄物収集等協力依頼書（様式第1号）により乙に対して、次の事項を明らかにして協力依頼をするものとする。ただし、緊急の場合は、口頭で行い、後日災害時廃棄物収集等協力依頼書をもって処理するものとする。

- (1) 災害の状況
- (2) 災害時廃棄物の内容及び状況等
- (3) 災害時廃棄物の収集場所
- (4) 災害時廃棄物の運搬場所
- (5) その他必要事項

3 乙は、前項の規定による甲からの依頼を受けた時は、必要な人員、車両等を調達し、可能な限り災害時廃棄物収集等を実施するものとする。

（業務の実施）

第3条 乙は、前条の規定による甲の依頼に協力する場合は、災害時廃棄物の収集等を依頼された場所（以下「指定場所」という。）に甲の職員が派遣されているときは甲の依頼内容及び甲の職員の指示に従い、指定場所に甲の職員が派遣されていないときは甲の依頼内容に従い、災害時廃棄物の収集等を行うこととする。

2 甲は、乙の業務が円滑に行われるように必要な措置を講ずることとする。

3 乙は、災害時廃棄物収集等の実施に当たっては、次の各号に掲げる事項に留意する。

- (1) 周囲の生活環境を損なわないよう十分に配慮すること。

(2) 災害時廃棄物の再利用及び再資源化に配慮し、その分別の徹底等に努めること。

4 乙は、災害時廃棄物収集等が終了した時は、速やかにその実施状況について災害時廃棄物収集等実施状況報告書（様式第2号）により甲に報告する。

（費用負担）

第4条 甲は、第2条第3項の規定による乙の災害時廃棄物収集等により甲が経費を負担する。

2 前項の経費は、災害発生直前におけるごみ等の収集運搬に係る適正価格を基準とし甲乙協議の上決定する。

（請求及び支払）

第5条 乙は、前条の規定により、災害時廃棄物収集等に要した費用が確定したときは、経費明細書等を添えて甲に請求する。

2 甲は、前項の規定による乙からの請求があったときは、その内容を確認の上、その日から起算して30日以内に費用を支払う。ただし、費用の支払に予算上の措置等を必要とする場合は、費用の支払時期については、この限りでない。

（協定の有効期間）

第6条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成24年3月31日までとする。ただし、協定期間終了の日の3か月前までに、甲又は乙から書面による解約の申し出がないときは、更に1年間延長されたものとみなし、以降、この例によるものとする。

（協議）

第7条 この協定の各条項の解釈について疑義を生じたとき、又は、この協定に定めのない事項については、甲乙協議の上、決定するものとする。

甲と乙は、この協定を証するため、本書2通を作成し、それぞれ記名押印の上、各1通を保管するものとする。

平成23年4月1日

甲 東京都小金井市本町六丁目6番3号

乙 東京都調布市深大寺東町一丁目34番8号
有限会社調布清掃

様式第2号(第3条関係)

年 月 日

小金井市長 様

災害時廃棄物収集等実施状況報告書

「災害時における廃棄物の収集及び運搬の協力に関する協定書」に基づき、災害時廃棄物収集等に関する実施状況について、下記のとおり報告します。

記

災害時廃棄物収集等実施内容	
災害時廃棄物収集等の期間	
災害時廃棄物の収集場所	
災害時廃棄物の運搬場所	
人員、車両等の状況	
その他	

*連絡先 担当 電話

様式第1号(第2条関係)

小 発 第 号
年 月 日

様

小金井市長

災害時廃棄物収集等協力依頼書

「災害時における廃棄物の収集及び運搬の協力に関する協定書」に基づき、災害時廃棄物収集等に関する協力について、下記のとおり依頼します。

記

災害の状況	
災害時廃棄物の内容及び状況等	
災害時廃棄物の収集場所	
災害時廃棄物の運搬場所	
その他	

*連絡先 部 課 担当 電話

協定 し尿処理・がれき処理関係 5 災害時におけるし尿の収集及び運搬の協力に関する協定書（加藤商事）	
文書管理機関名：市環境部	本編該当頁：第2部 p417

災害時におけるし尿の収集及び運搬の協力に関する協定書（加藤商事）

小金井市（以下「甲」という。）と株式会社加藤商事（以下「乙」という。）との間において、次のとおり災害時におけるし尿の収集及び運搬（以下「収集等」という。）に関し協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、地震、風水害等の災害（以下「災害」という。）により小金井市内で大規模な災害が発生した場合に、小金井市地域防災計画に基づき、甲が実施する応急対策に対する乙の協力について、必要事項を定めるものとする。

（協力）

第2条 甲は、小金井市内に災害が発生し、避難所等に設置された仮設トイレ等のし尿の収集等が必要になった時は、乙に対し災害時し尿収集等の協力を依頼するものとする。

2 甲は、乙に対し災害時し尿収集等の協力を依頼する場合は、災害時し尿収集等協力依頼書（様式第1号）により乙に対して、次の事項を明らかにして協力依頼をするものとする。ただし、緊急の場合は、口頭で行い、後日災害時し尿収集等協力依頼書をもって処理するものとする。

- (1) 災害の状況
- (2) 災害時し尿の状況等
- (3) 災害時し尿の収集場所
- (4) 災害時し尿の運搬場所
- (5) その他必要事項

3 乙は、前項の規定による甲からの依頼を受けた時は、必要な人員、車両等を調達し、可能な限り災害時し尿収集等を実施するものとする。

（業務の実施）

第3条 乙は、前条の規定による甲の依頼に協力する場合は、し尿の収集等を依頼された場所（以下「指定場所」という。）に甲の職員が派遣されているときは甲の依頼内容及び甲の職員の指示に従い、指定場所に甲の職員が派遣されていないときは甲の依頼内容に従い、し尿の収集等を行うこととする。

- 2 甲は、乙の業務が円滑に行われるように必要な措置を講ずることとする。
- 3 乙は、業務の実施に当たり、周囲の生活環境に十分配慮することとする。
- 4 乙は、災害時し尿収集等が終了したときは、速やかにその実施状況について災害

時し尿収集等実施状況報告書（様式第2号）により甲に報告する。

（費用負担）

第4条 甲は、第2条第3項の規定による乙の災害時し尿収集等により甲が経費を負担する。

2 前項の経費は、災害発生直前におけるし尿等の収集運搬に係る適正価格を基準とし、甲乙協議の上決定する。

（請求及び支払）

第5条 乙は、前条の規定により、災害時し尿収集等に要した費用が確定したときは、経費明細書等を添えて甲に請求する。

2 甲は、前項の規定による乙からの請求があったときは、その内容を確認の上、その日から起算して30日以内に費用を支払う。ただし、費用の支払に予算上の措置等を必要とする場合は、費用の支払時期については、この限りでない。

（協定の有効期間）

第6条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成24年3月31日までとする。ただし、協定期間終了の日の3か月前までに、甲又は乙から書面による解約の申出がないときは、更に1年間延長されたものとみなし、以降、この例によるものとする。

（協議）

第7条 この協定の各条項の解釈について疑義を生じたとき、又は、この協定に定めのない事項については、甲乙協議の上、決定するものとする。

甲と乙は、この協定を証するため、本書2通を作成し、それぞれ記名押印の上、各1通を保管するものとする。

平成23年4月1日

甲 東京都小金井市本町六丁目6番3号

乙 東京都狛江市東野川二丁目14番2号
株式会社加藤商事

様式第1号(第2条関係)

小 発 第 号
年 月 日

様

小金井市長

災害時し尿収集等協力依頼書

「災害時におけるし尿の収集及び運搬に関する協定書」に基づき、災害時し尿収集等に関する協力について、下記のとおり依頼します。

記

災害の状況	
災害時し尿の状況等	
災害時し尿の収集場所	
災害時し尿の運搬場所	
その他	

*連絡先 部 課 担当 電話

様式第2号(第3条関係)

年 月 日

小金井市長 様

災害時し尿収集等実施状況報告書

「災害時におけるし尿の収集及び運搬に関する協定書」に基づき、災害時し尿収集等に関する実施状況について、下記のとおり報告します。

記

災害時し尿収集等実施内容	
災害時し尿収集等の期間	
災害時し尿の収集場所	
災害時し尿の運搬場所	
人員、車両等の状況	
その他	

*連絡先 担当

電話

協定 し尿処理・がれき処理関係 6 災害時におけるし尿の収集及び運搬の協力に関する協定書（志賀興業）	
文書管理機関名：市環境部	本編該当頁：第2部 p417

災害時におけるし尿の収集及び運搬の協力に関する協定書（志賀興業）

小金井市（以下「甲」という。）と志賀興業株式会社（以下「乙」という。）との間において、次のとおり災害時におけるし尿の収集及び運搬（以下「収集等」という。）に関し協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、地震、風水害等の災害（以下「災害」という。）により小金井市内で大規模な災害が発生した場合に、小金井市地域防災計画に基づき、甲が実施する応急対策に対する乙の協力について、必要事項を定めるものとする。

（協力）

第2条 甲は、小金井市内に災害が発生し、避難所等に設置された仮設トイレ等のし尿の収集等が必要になった時は、乙に対し災害時し尿収集等の協力を依頼するものとする。

2 甲は、乙に対し災害時し尿収集等の協力を依頼する場合は、災害時し尿収集等協力依頼書（様式第1号）により乙に対して、次の事項を明らかにして協力依頼をするものとする。ただし、緊急の場合は、口頭で行い、後日災害時し尿収集等協力依頼書をもって処理するものとする。

- (1) 災害の状況
- (2) 災害時し尿の状況等
- (3) 災害時し尿の収集場所
- (4) 災害時し尿の運搬場所
- (5) その他必要事項

3 乙は、前項の規定による甲からの依頼を受けた時は、必要な人員、車両等を調達し、可能な限り災害時し尿収集等を実施するものとする。

（業務の実施）

第3条 乙は、前条の規定による甲の依頼に協力する場合は、し尿の収集等を依頼された場所（以下「指定場所」という。）に甲の職員が派遣されているときは甲の依頼内容及び甲の職員の指示に従い、指定場所に甲の職員が派遣されていないときは甲の依頼内容に従い、し尿の収集等を行うこととする。

- 2 甲は、乙の業務が円滑に行われるように必要な措置を講ずることとする。
- 3 乙は、業務の実施に当たり、周囲の生活環境に十分配慮することとする。
- 4 乙は、災害時し尿収集等が終了したときは、速やかにその実施状況について災害

時し尿収集等実施状況報告書（様式第2号）により甲に報告する。

（費用負担）

第4条 甲は、第2条第3項の規定による乙の災害時し尿収集等により甲が経費を負担する。

2 前項の経費は、災害発生直前におけるし尿等の収集運搬に係る適正価格を基準とし、甲乙協議の上決定する。

（請求及び支払）

第5条 乙は、前条の規定により、災害時し尿収集等に要した費用が確定したときは、経費明細書等を添えて甲に請求する。

2 甲は、前項の規定による乙からの請求があったときは、その内容を確認の上、その日から起算して30日以内に費用を支払う。ただし、費用の支払に予算上の措置等を必要とする場合は、費用の支払時期については、この限りでない。

（協定の有効期間）

第6条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成24年3月31日までとする。ただし、協定期間終了の日の3か月前までに、甲又は乙から書面による解約の申出がないときは、更に1年間延長されたものとみなし、以降、この例によるものとする。

（協議）

第7条 この協定の各条項の解釈について疑義を生じたとき、又は、この協定に定めのない事項については、甲乙協議の上、決定するものとする。

甲と乙は、この協定を証するため、本書2通を作成し、それぞれ記名押印の上、各1通を保管するものとする。

平成23年4月1日

甲 東京都小金井市本町六丁目6番3号

乙 東京都三鷹市新川四丁目1番11号
志賀興業株式会社

様式第1号(第2条関係)

小 発 第 号
年 月 日

様

小金井市長

災害時し尿収集等協力依頼書

「災害時におけるし尿の収集及び運搬に関する協定書」に基づき、災害時し尿収集等に関する協力について、下記のとおり依頼します。

記

災害の状況	
災害時し尿の状況等	
災害時し尿の収集場所	
災害時し尿の運搬場所	
その他	

*連絡先 部 課 担当 電話

様式第2号(第3条関係)

年 月 日

小金井市長 様

災害時し尿収集等実施状況報告書

「災害時におけるし尿の収集及び運搬に関する協定書」に基づき、災害時し尿収集等に関する実施状況について、下記のとおり報告します。

記

災害時し尿収集等実施内容	
災害時し尿収集等の期間	
災害時し尿の収集場所	
災害時し尿の運搬場所	
人員、車両等の状況	
その他	

*連絡先 担当

電話

協定 し尿処理・がれき処理関係 7 災害時におけるし尿の収集及び運搬の協力に関する協定書（調布清掃）	
文書管理機関名：市環境部	本編該当頁：第2部 p417

災害時におけるし尿の収集及び運搬の協力に関する協定書（調布清掃）

小金井市（以下「甲」という。）と有限会社調布清掃（以下「乙」という。）との間において、次のとおり災害時におけるし尿の収集及び運搬（以下「収集等」という。）に関し協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、地震、風水害等の災害（以下「災害」という。）により小金井市内で大規模な災害が発生した場合に、小金井市地域防災計画に基づき、甲が実施する応急対策に対する乙の協力について、必要事項を定めるものとする。

（協力）

第2条 甲は、小金井市内に災害が発生し、避難所等に設置された仮設トイレ等のし尿の収集等が必要になった時は、乙に対し災害時し尿収集等の協力を依頼するものとする。

2 甲は、乙に対し災害時し尿収集等の協力を依頼する場合は、災害時し尿収集等協力依頼書（様式第1号）により乙に対して、次の事項を明らかにして協力依頼をするものとする。ただし、緊急の場合は、口頭で行い、後日災害時し尿収集等協力依頼書をもって処理するものとする。

- (1) 災害の状況
- (2) 災害時し尿の状況等
- (3) 災害時し尿の収集場所
- (4) 災害時し尿の運搬場所
- (5) その他必要事項

3 乙は、前項の規定による甲からの依頼を受けた時は、必要な人員、車両等を調達し、可能な限り災害時し尿収集等を実施するものとする。

（業務の実施）

第3条 乙は、前条の規定による甲の依頼に協力する場合は、し尿の収集等を依頼された場所（以下「指定場所」という。）に甲の職員が派遣されているときは甲の依頼内容及び甲の職員の指示に従い、指定場所に甲の職員が派遣されていないときは甲の依頼内容に従い、し尿の収集等を行うこととする。

- 2 甲は、乙の業務が円滑に行われるように必要な措置を講ずることとする。
- 3 乙は、業務の実施に当たり、周囲の生活環境に十分配慮することとする。
- 4 乙は、災害時し尿収集等が終了したときは、速やかにその実施状況について災害

時し尿収集等実施状況報告書（様式第2号）により甲に報告する。

（費用負担）

第4条 甲は、第2条第3項の規定による乙の災害時し尿収集等により甲が経費を負担する。

2 前項の経費は、災害発生直前におけるし尿等の収集運搬に係る適正価格を基準とし、甲乙協議の上決定する。

（請求及び支払）

第5条 乙は、前条の規定により、災害時し尿収集等に要した費用が確定したときは、経費明細書等を添えて甲に請求する。

2 甲は、前項の規定による乙からの請求があったときは、その内容を確認の上、その日から起算して30日以内に費用を支払う。ただし、費用の支払に予算上の措置等を必要とする場合は、費用の支払時期については、この限りでない。

（協定の有効期間）

第6条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成24年3月31日までとする。ただし、協定期間終了の日の3か月前までに、甲又は乙から書面による解約の申出がないときは、更に1年間延長されたものとみなし、以降、この例によるものとする。

（協議）

第7条 この協定の各条項の解釈について疑義を生じたとき、又は、この協定に定めのない事項については、甲乙協議の上、決定するものとする。

甲と乙は、この協定を証するため、本書2通を作成し、それぞれ記名押印の上、各1通を保管するものとする。

平成23年4月1日

甲 東京都小金井市本町六丁目6番3号

乙 東京都調布市深大寺東町一丁目34番8号
有限会社調布清掃
代表取締役

様式第1号(第2条関係)

小 発 第 号
年 月 日

様

小金井市長

災害時し尿収集等協力依頼書

「災害時におけるし尿の収集及び運搬に関する協定書」に基づき、災害時し尿収集等に関する協力について、下記のとおり依頼します。

記

災害の状況	
災害時し尿の状況等	
災害時し尿の収集場所	
災害時し尿の運搬場所	
その他	

*連絡先 部 課 担当 電話

様式第2号(第3条関係)

年 月 日

小金井市長 様

災害時し尿収集等実施状況報告書

「災害時におけるし尿の収集及び運搬に関する協定書」に基づき、災害時し尿収集等に関する実施状況について、下記のとおり報告します。

記

災害時し尿収集等実施内容	
災害時し尿収集等の期間	
災害時し尿の収集場所	
災害時し尿の運搬場所	
人員、車両等の状況	
その他	

*連絡先 担当

電話

**協定 消防水利関係 1 指定給水拠点における初動応急給水活動に関する覚書
及び指定給水拠点における初動応急給水活動に関する覚書
実施細目（東京都）**

文書管理機関名：市総務部

本編該当頁：第2部 p382

指定給水拠点における初動応急給水活動に関する覚書

東京都（以下「甲」という。）と小金井市（以下「乙」という。）は指定給水拠点における初動応急給水活動について、次のとおり覚書を締結する。

（目的）

第1条 この覚書は、東京都地域防災計画、東京都水道局震災応急対策計画及び小金井市地域防災計画の趣旨に基づき、住民への速やかな初動応急給水活動を実施するに当たり、必要な事項を定めることを目的とする。

（用語の定義）

第2条 この覚書において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 指定給水拠点 給水拠点（応急給水槽を除く。）のうち、甲が指定する給水拠点をいう。
- 二 初動応急給水活動 応急給水用資器材を設置し、水質検査を行った後、応急給水を行うことをいう。
- 三 応急給水区画 指定給水拠点の敷地のうち、応急給水活動に使用するために甲が指定する区画をいう。

（乙による初動応急給水活動の実施）

第3条 住民への速やかな応急給水の実施のために必要がある場合において、乙は、当該指定給水拠点において、初動応急給水活動を実施することができるものとする。

（初動応急給水活動に従事する者の指定）

第4条 乙は、乙が指定する者（以下「指定従事者」という。）により指定給水拠点における初動応急給水活動を行わせることができる。

2 前項の場合には、乙は、あらかじめ指定従事者について甲に通知するものとする。

（当事者等の責務）

第5条 乙は、指定給水拠点における初動応急給水活動（指定従事者により行う場合を含む。次項及び第7条において同じ。）を円滑に実施できるよう、応急給水訓練の実施に努めるものとする。

2 甲は、応急給水資器材の維持管理など、乙の初動応急給水活動の実施に必要な措置を講じるものとする。

（指定給水拠点の通知）

第6条 甲は、第2条第1号に規定する指定給水拠点を指定したときは、乙に文書により通知するものとする。

（鍵の管理）

第7条 甲は、乙に対し、応急給水区画に出入りするための門扉、応急給水用資器材を保管する倉庫その他の初動応急給水活動を行うために錠を開ける必要がある施設に

係る鍵又は錠がダイヤル式の場合にあつては鍵となる番号（以下これらを「鍵等」という。）を貸与するものとする。

2 乙は、前項の規定により貸与された鍵等を、乙が初動応急給水活動又は応急給水訓練を行うために使用することができるものとする。ただし、非常時以外の場合において、使用しようとするときは、事前に甲の承諾を得なければならないものとする。

3 乙は、鍵等について、紛失、盗難及び外部への漏えいを予防する措置を乙の責任において講じるものとする。

4 乙は、鍵等の紛失、盗難又は外部への漏えいが生じたときは、直ちにその旨を甲に報告し、甲の指示に従って対応するものとする。

（費用の補償）

第8条 乙は、乙の職員又は指定従事者が応急給水区画内の施設、応急給水用資器材等を破損した場合には、その修繕費用を甲に補償するものとする。

（相互の連絡調整）

第9条 甲及び乙は、必要に応じて連絡調整を行うものとする。

（実施細目）

第10条 この覚書の具体的な運用について必要な事項は、甲乙協議の上、別に定めるものとする。

（疑義等に関する協議）

第11条 この覚書に定めのない事項及びこの覚書の実施に際し疑義が生じた場合は、甲と乙とが協議して決定するものとする。

甲と乙とは、本覚書締結の証として本覚書を2通作成し、それぞれ記名押印の上、その1通を保管するものとする。

平成26年 3月31日

甲 東京都

代表者 公営企業管理者

乙 小金井市

指定給水拠点における初動応急給水活動に関する覚書実施細目

東京都（以下「甲」という。）と小金井市（以下「乙」という。）は、指定給水拠点における初動応急給水活動に関する覚書（以下「覚書」という。）第10条の規定に基づき、次のとおり実施細目を定める。

（用語の定義）

第1条 この実施細目で使用する用語の意義は、覚書で使用する用語の例による。

（初動応急給水活動の実施）

第2条 乙は、覚書第3条及び第7条の規定により、指定給水拠点において初動応急給水活動（覚書第4条の規定により指定従事者により行う場合を含む。以下同じ。）を行うときは、甲が作成し、配付する手順書に従って、初動応急給水活動を実施するものとする。

2 前項の規定は、覚書第5条第1項の規定により訓練を実施する場合に準用する。

（応急給水訓練）

第3条 乙は、覚書第3条及び第7条の規定により指定給水拠点において初動応急給水活動を行うため、応急給水区画及び同区画内の施設に出入りする方法、門扉等の解錠方法、応急給水用資器材の設置方法、応急給水の方法その他の指定給水拠点における初動応急給水活動に必要な事項について、甲が実施する応急給水訓練等に参加し、一連の作業の習熟を図るものとする。

2 乙は、覚書第5条第1項の規定により応急給水訓練を実施しようとするときは、あらかじめ甲に届け出て、その承認を得なければならない。

3 甲は、乙が実施する応急給水訓練に協力し、必要に応じて参加するものとする。

（初動応急給水活動の運用）

第4条 乙は、指定従事者により初動応急給水活動を行おうとする場合において、覚書第4条の規定により指定従事者について甲に通知するときは、指定給水拠点別に、その名称及び代表者（住所、氏名及び連絡先）等をあらかじめ甲に通知するものとする。

（疑義等に関する協議）

第5条 この実施細目に定めのない事項及びこの実施細目の実施に際し疑義が生じた場合は、甲と乙とが協議して決定するものとする。

甲と乙とは、本書締結の証として本書を2通作成し、それぞれ記名押印の上、その1通を保管するものとする。

協定 消防水利関係 1 指定給水拠点における初動応急給水活動に関する覚書及び指定給水拠点における初動
応急給水活動に関する覚書実施細目（東京都）

平成26年 3月31日

甲 東京都

代表者 公営企業管理者

乙 小金井市

協定 消防水利関係 2 消防水利の設置等に関する協定書及び消防水利の設置等に関する協定書に係る実施細目（小金井消防署）	
--	--

文書管理機関名：市総務部	本編該当頁：第2部 p127
--------------	----------------

消防水利の設置等に関する協定書

小金井市長（以下「甲」という。）と東京消防庁小金井消防署長（以下「乙」という。）は、消防水利の設置等に関して、次のとおり協定する。

（目的）

第1条 この協定は、小金井市における消防水利の設置、確保、修繕及び水利標識の建植等について、甲及び乙が協力して円滑な事務の推進を図り、もって、小金井市における火災等の災害に適切に対処することを目的とする。

（水利整備対策会議）

第2条 甲及び乙は、定期的に水利整備対策会議を開催し、翌年度における防火水槽の設置、公共事業に併せた水利の確保対策その他水利整備に関わる重要事案について協議し消防水利の計画的かつ着実な整備を図るものとする。

（小金井市宅地開発等指導要綱の協議）

第3条 甲は、宅地開発、集合住宅建設等に関し、小金井市宅地開発等指導要綱に定める消防水利の設置など消防に関わる行政指導を行おうとする場合又は当該要綱を改廃する場合には、乙に協議するものとする。

2 乙は、前項の協議を受けたときは、消防行政上からの意見を述べるものとする。

（個別協議）

第4条 甲は、次の各号に定める事案の処理に際し、あらかじめ乙に協議し、効果的な消防水利の整備を図るものとする。

- (1) 小金井市における消防水利の整備に関する計画を樹立又は変更する場合
- (2) 消防水利を設置、移設、変更又は廃止をする場合（消火栓を含む。）
- (3) 都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づき、消防水利に関する同意又は協議を行う場合
- (4) 都市再開発法（昭和44年法律第38号）に基づき、施行者から意見を求められた場合
- (5) 土地区画整理法（昭和29年法律第119号）による区画整理事業が行われる場合
- (6) 小金井市宅地開発等指導要綱等に基づき、消防水利の設置等を指導する場合
- (7) 東京都都市整備局、東京都住宅供給公社及び都市再生機構が実施する住宅建設事業に際し、意見を求められた場合
- (8) 甲が管理する河川、池等を改修、撤去等をする場合

2 乙は、前項による協議を受けたときは、消防行政上の意見を述べるものとする。

3 甲及び乙は、第1項各号の協議が円滑に行われるようあらかじめ手順を定め、窓口を特定するなど適正かつ迅速な事務処理に努めるものとする。

（検査の立会い）

第5条 甲は、前条第1項に定める協議を経て設置又は確保される消防水利の検査又は確認に際しては、乙に立会いを求めるものとする。

2 乙は、前項の求めに応じて立ち会い、当該消防水利の位置及び構造について確認するとともに、消防活動上からの意見を述べるものとする。

（市施設等の活用）

第6条 甲は、甲が管理する河川、池、プール、雨水貯留槽及び空調用蓄熱槽等を設置又は改修等をする場合は、消防水利として活用できる位置及び構造となるよう努めるものとする。

2 乙は、前項に定める施設等の設置に際しては積極的に甲に協力するものとする。

（消防水利の指定）

第7条 乙は、前条に定める消防水利のほか、消防の用に供し得る水利の確保に努めるものとし、消防法（昭和23年法律第86号）第21条第1項の規定に基づき、前条の水利については甲の、その他の水利についてはその所有者等の承諾を得て消防水利に指定するものとする。

2 乙は、前項の規定により消防水利に指定したとき、又は指定を解除したときは、甲に通知するものとする。

（水利標識の建植等）

第8条 甲は、前条の規定による指定消防水利について、消防法第21条第2項に基づく水利標識を建植し、乙の消防活動の利便に資するものとする。ただし、水利標識がやむを得ず建植できない場合は、黄色の塗装表示をするものとする（次項において消火栓標識及び水利標識及び水利標識がやむを得ず建植できない場合も同様とする。）。

2 甲は、上水道消火栓については消火栓標識を、また、それ以外の消防水利については水利標識（総務省消防庁が示す統一標識）を努めて建植し、乙の消防活動の利便に資するものとする。

3 乙は、前項の規定において、甲が建植する消火栓標識以外の消火栓標識に係る事務を処理するものとする。

（消防水利の修繕）

第9条 乙は、乙の職員が行う水利調査において消防水利の故障を発見したときは、甲に通知するものとする。

2 甲が管理する消防水利において、前項に定める通知を受けたときは、甲は、速やかに修繕工事を行い、工事が完了したときは乙に通知するものとし、上水道消火栓については、当該水道の管理者に速やかに修繕工事が必要な旨、通知するものとする。

（事故の防止）

第10条 乙は、水利調査等において、甲が管理する水利施設に関わる転落、溺水等の事故の発生するおそれがある状況を発見したときは、直ちに甲に通知するとともに、危険防止のため緊急の必要があると認めるときは、応急の措置を施すことができるものとする。

2 甲は、甲が管理する水利施設に起因する転落、溺水等の事故を防止するため適正な管理に努めるものとし、前項の規定による乙の通知があったときは可及的速やかに改善を図るものとする。

3 乙は、甲以外の者が管理する指定消防水利について第1項に定める状況を発見したときは、甲に通知するものとする。

協定 消防水利関係 2 消防水利の設置等に関する協定書及び消防水利の設置等に関する協定書に係る実施細目（小金井消防署）

（水利使用後の措置）

第11条 乙は、火災又は演習等により消防水利（消火栓を含む。）を使用したときは、使用水量等必要な事項について速やかに甲に通知するものとする。

（実施細目）

第12条 この協定の実施に必要な事項は、甲及び乙が協議して別に定める。

（疑義）

第13条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関して疑義が生じた事項については甲及び乙がその都度協議して定めるものとする。

（その他）

第14条 平成10年12月15日付け「消防水利の設置等に関する協定書」は本協定締結をもって廃止する。

甲と乙は、この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保管するものとする。

平成25年7月25日

甲

乙 東京消防庁

消防水利の設置等に関する協定書に係る実施細目

小金井市長（以下「甲」という。）と東京消防庁小金井消防署長（以下「乙」という。）は、消防水利の設置等に関する協定書（以下「協定書」という。）第12条に基づく実施細目を締結する。

第1条 協定書第2条に定める水利整備対策会議（次項において「対策会議」という。）の構成員は、次のとおりとし、課長以下をもって構成する。

- (1) 甲にあつては、総務部地域安全課、都市整備部まちづくり推進課
- (2) 乙にあつては、警防課防災安全係
- (3) その他甲、乙において特に必要と求める者

2 対策会議の定例会議は、原則、毎年1回（6月）とし、必要に応じ臨時に会議を開催できるものとする。

第2条 協定書第4条第1項第2号に規定する消防水利（消火栓を除く。）を設置、移設、変更又は廃止をしたときは様式第1号によるものとする。

第3条 協定書第4条第1項第3号に定める都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく消防水利に関する同意又は協議を行う場合は、様式第2号及び様式第3号によるものとし、甲にあつては都市整備部まちづくり推進課が、乙にあつては警防課防災安全係が行う。

第4条 協定書第4条第3項に定める窓口は、小金井市総務部地域安全課及び小金井消防署警防課防災安全係とする。

第5条 協定書第7条に定める消防水利の指定及び解除したときは、様式第4号によるものとする。

第6条 協定書第9条に定める消防水利の修繕の場合は、様式第5号及び様式第6号によるものとする。

第7条 協定書第11条に定める水利（消火栓を含む。）使用後の措置の場合は、様式第7号によるものとする。

第8条 この実施細目は、締結した日から適用する。

甲と乙は、この実施細目を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保管するものとする。

平成25年7月25日

甲

乙 東京消防庁

様式第1号（第2条関係）

小 発第 号

年 月 日

東京消防庁

小金井消防署長 様

小金井市長 公印

消防水利の設置等について（通知）

下記のとおり消防水利を設置、移設変更又は及び廃止したので通知します。

記

異動種別	水利種別	1口径 2容量	所 在 目 標	導水装置の 有無	工事完了日

担当者

様式第2号（第3条関係）

小 発第 号

年 月 日

東京消防庁

小金井消防署長 様

小金井市長

公印

開発行為に関する消防水利施設等について（照会）

都市計画法第32条の開発行為に関する消防水利について、都市計画法施行令第25条第8号の規定により設置する貯水施設等の必要の有無等下記に定める事項について伺います。

記

1 開発区域の所在地

2 開発行為申請者

3 開発区域の面積

4 回答先

都市整備部まちづくり推進課 担当

電話

様式第3号（第3条関係）

年 月 日

（宛先）小金井市長

東京消防庁
小金井消防署長

開発行為に伴う意見の照合について（回答）

年 月 日付け小 発第 号で照会のあったこのことについては、下記のとおりです。

記

- 1 開発区域の所在地
- 2 開発行為申請者
- 3 開発区域の面積
- 4 開発区域の水利状況

問合せ先
警防課防災安全係
担当
電話 内線

協定 消防水利関係 2 消防水利の設置等に関する協定書及び消防水利の設置等に関する協定書に係る実施細目（小金井消防署）

様式第4号（第5条関係）

年 月 日

（宛先）小金井市長

東京消防庁
小金井消防署長

消防水利の（指定・解除）について（通知）

下記のとおり消防水利を（指定・解除）しましたので通知します。

記

異動 種別	水利 種別	所 在 目 標	所管 内外	水利 番号	口 径 容量等	異動 理由	別図 番号

問合せ先

警防課防災安全係

担当

電話

内線

様式第5号（第6条関係）

年 月 日

（宛先）小金井市長

東京消防庁
小金井消防署長

消防水利の故障状況について（通知）

貴市が管理する消防水利の故障状況は、下記のとおりですので通知いたします。

記

（ 月分）

種別	番号	所在（目標）	故障内容

※ 種別欄の赤の○印のものは、消火活動上特に重要ですので至急修理を要するものです。

問合せ先

警防課防災安全係

担当

電話

内線

様式第6号（第6条関係）

小 発第 号
年 月 日

東京消防庁
小金井消防署長 様

小金井市長 公印

故障消防水利の修理完了について（通知）

故障消防水利の修理を完了しましたので、下記のとおり通知いたします。

記

種別	番 号	所 在（目標）	口 径	修 理 内 容	完 了 年 月 日
			容 量		
			mm		
			m ³		
			mm		
			m ³		
			mm		
			m ³		
			mm		
			m ³		

様式第7号（第11条関係）

年 月 日

（宛先）小金井市長

東京消防庁
小金井消防署長

年 月分消火用及び演習用使用水量について（通知）

小金井市における 月分の消火用及び演習用のための使用水量は下記のとおりです。

記

種別	使用水量及び内容（算出根拠）
消火用	
演習用	
計	

協定 消防水利関係 3 消火栓等からの応急給水等の実施等に関する覚書 (東京都)	
文書管理機関名：市総務部	本編該当頁：第2部 p383, p390

消火栓等からの応急給水等の実施等に関する覚書

東京都（東京都水道局）（以下「甲」という。）と小金井市（以下「乙」という。）とは、消火栓等からの応急給水用資器材及び消火用資器材（以下「資器材」という。）の貸借並びに資器材を使用した防災訓練並びに災害時における消火栓等からの応急給水及び初期消火活動（以下「応急給水等」という。）の実施に関し、次の条項により覚書を締結する。

（目的）

第1条 この覚書は、避難所等又はその周辺の消火栓等を活用し、給水拠点での応急給水を補完する応急給水や初期消火活動を行うに当たり、甲と乙との間において資器材の貸借、防災訓練の実施等について必要な事項を定めることにより、災害発生時において、乙が地域等の協力を得て、速やかに応急給水等を実施することを目的とする。

（用語の定義）

第2条 この覚書において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（1）避難所等

地震等の自然災害による家屋の倒壊、焼失等により被害を受けた者又は現に被害を受けるおそれのある者を一時的に受け入れ、保護するための場所及び大地震時等に発生する延焼火災その他の危険から避難者の生命を保護するために必要な面積を有する避難場所をいう。

（2）消火栓等

消火活動に必要な水を供給するために配水管に設置された消火栓又は水質保全等を目的として排水作業に使用するために配水管に設置された排水栓をいう。

（資器材の貸与等）

第3条 甲は、乙に対し、第5条に規定する基準を満たす場合において、次条第1項から第3項までに規定する手続により（1）アからエまで及び（2）に掲げる資器材を貸与し、並びに（1）オに掲げる資器材を譲渡するものとする。

この場合において、譲渡する資器材の所有権は、引渡しと同時に甲から乙に移転するものとし、甲は、当該資器材を乙に引き渡した後は、当該資器材に隠れたかしがあっても、その責めを負わないものとする。

（1）応急給水用資器材

路上の消火栓等に接続して応急給水を実施するため及び安全確保のための次に掲げる器材

ア 応急給水用仮設給水器材（スタンドパイプ、仮設給水栓セット及び接続ホース）

イ ホース（20m×2本）

ウ 差込式異径媒介金具（2個）

エ 開栓器、鉄蓋開閉用パール、鉄蓋用蓋鍵及び鉄蓋転倒防止器具

オ カラーコーン（4本）、コーンウエイト（4個）、コーンバー（4本）、残留塩素検査キット、バケツ（2個）及びホーローカップ

（2）消火用資器材

応急給水用資器材と併せて使用することにより初期消火活動に活用するための次に掲げる器材

ア 管そう（噴霧ノズル一体型）

イ ホース（20m×3本）

- 2 甲は、乙に資器材を貸与及び譲渡する場合には、前項に規定する資器材を一組として、甲が乙の希望を考慮して決定した組数を貸与及び譲渡するものとする。

（資器材の貸借等の手続）

第4条 乙は、甲から資器材を借り受けようとする場合には、甲が指定する申込書により、甲に申し込むものとする。

- 2 前項の場合において、乙は、甲から借り受けようとする資器材の保管場所として、安全かつ継続的に資器材を保管することが可能な避難所、防災倉庫等を甲に届け出るものとする。
- 3 甲は、第1項の規定により乙から資器材貸与の申込みがあった場合には、次条の基準に照らし、乙にその結果を通知するものとする。
- 4 乙は、第2項の規定により甲に届け出ている資器材の保管場所を変更しようとする場合には、甲に対し、保管場所の変更を届け出るものとする。

（資器材の貸与等の基準）

第5条 甲が乙に資器材を貸与及び譲渡する場合の基準は、次のとおりとする。

- （1）資器材の保管場所（倉庫等、風雨の影響を受けない施設可能な場所）が確保されていること。
- （2）資器材の保管場所ごとに年に1回以上応急給水等の訓練が行われること。この場合において、複数の保管場所での訓練を合同で一つの訓練として行ってもよいものとする。

（資器材の配送及び受領）

第6条 甲は、乙に資器材を貸与及び譲渡する場合には、乙が指定する納品場所に当該資器材を一括して配送するものとし、配送に係る費用は甲が負担する。

- 2 前項の規定により一括して配送された資器材の各保管場所への配布は、乙が行うものとする。
- 3 乙は、甲から資器材を受領した場合には、甲が別途指定する様式により、受領報告を行うものとする。

（資器材の保管及び管理）

第7条 乙は、甲から借り受け、及び譲り受けた資器材について、災害発生時及び訓練時

において直ちに使用することができるよう適切に保管及び管理を行うものとする。

- 2 乙が前項の規定による保管及び管理を怠ったことを起因として、紛失又は損傷した場合の修繕又は交換に係る費用は乙が負担する。
- 3 乙は、年に1回、甲が求める時期に資器材の棚卸しを行い、甲が指定する様式をもって保管状況の報告を行うこと。

（災害発生時の応急給水に使用する消火栓等の選定）

第8条 甲は、乙が指定する災害発生時に応急給水を行う予定の場所において、応急給水に使用する消火栓等を乙と協議の上選定し、乙に通知するものとする。

- 2 乙は、災害発生時において消火栓等から応急給水を行う場合には、前項の規定により甲が通知した消火栓等を使用するものとする。

（市（町）職員への訓練等）

第9条 乙が次条第1項の規定により応急給水の訓練を実施するため、甲が必要と認める間、甲は、乙の防災担当職員等に対し、消火栓等及び第3条第1項に規定する資器材を使用した応急給水の訓練等を行うものとする。

（消火栓等からの応急給水等の訓練の実施）

第10条 乙は、自ら又は自治会、町会等が実施する防災訓練において、住民に対し、年に1回以上消火栓等からの応急給水等の訓練を実施するものとする。

- 2 乙は、前項の訓練を実施しようとする場合には、あらかじめ甲と協議の上、甲に対し、必要に応じて訓練への応援を要請することができるものとする。
- 3 乙は、第1項の規定により応急給水の訓練を実施する場合には、第8条第1項の規定により甲が通知した消火栓等を使用するものとする。
- 4 前項の規定にかかわらず、乙は、甲が通知した消火栓等以外の消火栓等を使用して応急給水の訓練を実施しようとする場合には、別途甲と協議するものとする。

（訓練参加者の損害に対する補償）

第11条 乙が前条第1項の規定により訓練を行う場合において、当該訓練の実施中に、当該訓練の参加者が負傷したときは、その補償に係る費用は、甲に責めのある場合を除き乙が負担するものとする。

（消火栓等からの応急給水等の実施）

第12条 乙は、災害発生時において、住民への速やかな応急給水を行うために必要があると認める場合には、水道管の通水状況等を甲に確認した上で、第8条第1項の規定により甲が通知した消火栓等を使用して応急給水を実施することができるものとする。ただし、当該消火栓等を使用することができない場合には、乙は、甲と協議の上、避難所等又はその周辺の消火栓等のうち使用可能な消火栓等を使用して応急給水を実施することができるものとする。

2 乙は、初期消火活動を行う場合には、甲から借り受けた資器材及び使用可能な全ての消火栓等を使用することができるものとする。

（相互の連絡調整）

第13条 甲及び乙は、必要に応じて連絡調整を行うものとする。

（疑義等に関する協議）

第14条 この覚書に定めのない事項及びこの覚書の実施に際し疑義が生じた場合は、甲と乙とが協議して決定するものとする。

甲及び乙は、本覚書締結の証として本覚書を2通作成し、それぞれ記名押印の上、その1通を保管するものとする。

平成25年 7月 16日

甲 東京都

乙 小金井市

協定 消防水利関係 4 上水道における排水栓の取り扱い等に関する覚書及び 上水道における排水栓の取り扱い等に関する覚書実施細目 (東京都)	
--	--

文書管理機関名：市総務部

本編該当頁：第2部 p127

上水道における排水栓の取り扱い等に関する覚書

小金井市を甲とし、東京都を乙とし、甲乙間において、上水道における排水栓の取扱い等に関し、次の条項により覚書を締結する。

(目的)

第1条 この覚書は、甲が消防活動のための水源として、乙が所管する排水栓を使用することに関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この覚書において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 配水管 乙が所管する水道管で、給水区域への配水を目的として布設されたものをいう。
- (2) 排水栓 水質保全等を目的として排水作業に使用するために配水管に設置された水栓で、乙が所管する水道施設をいう。

(排水栓の設置等に係る情報提供)

第3条 乙は、排水栓の新設、撤去又は移設のための工事を行った場合には、当該排水栓に関する情報を甲に通知するものとする。

(排水栓の使用)

第4条 甲は、消防活動及び訓練演習のために排水栓を使用することができる。

- 2 甲は、排水栓の使用に当たって、水質の保全及び水道施設の維持管理に支障を来たさないよう努めるものとする。
- 3 乙は、甲が防災市民組織等に訓練演習及び消火のために排水栓を使用させることを認めるものとする。
- 4 甲は、排水栓の使用水量を3か月ごとにまとめ、乙に通知するものとする。
- 5 甲は、訓練演習、防火水槽への充水等で排水栓を使用し、又は使用させる場合には、事前に乙へ通知するものとする。

(消防水利としての措置)

第5条 甲は、消防法（昭和23年法律第186号）及びこの覚書に基づき排水栓を消防水利とすることができる。

- 2 甲は、前項の規定により排水栓を消防水利とした場合は、その旨を乙へ通知するものとする。

協定 消防水利関係 4 上水道における排水栓の取り扱い等に関する覚書及び上水道における排水栓の取り扱い等に関する覚書実施細目（東京都）

（費用の補償）

第6条 甲は、第4条第1項及び第3項の規定により排水栓を使用し、又は使用させた場合は、これにより生じた水道使用に係る費用及び破損させた場合の修繕費用を、乙に補償するものとする。

2 排水栓の設置費及び維持管理費は、乙が負担するものとする。

（実施細目）

第7条 この覚書の具体的な運用について必要な事項は、甲乙協議の上、別に定めるものとする。

（疑義等に関する協議）

第8条 この覚書に定めのない事項及びこの覚書の実施に際し疑義が生じた場合は、甲乙が協議して決定する。

（適用年月日）

第9条 この覚書は、覚書締結の日から適用する。

上記覚書締結の証として本覚書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各々1通を保有する。

平成24年 9月 10日

甲 小金井市

乙 東京都

代表者 公営企業管理者

上水道における排水栓の取り扱い等に関する覚書実施細目

小金井市を甲とし、東京都を乙とし、甲乙にて、上水道における排水栓の取扱い等に関する覚書（以下「覚書」という。）第7条に基づき、次のとおり実施細目を定める。

（設置等通知）

第1条 覚書第3条に規定する排水栓の設置等に係る通知は、上水道における消火栓の設置、維持管理等に関する協定書（平成24年3月30日締結。以下「消火栓協定」という。）第4条第2項に規定する消火栓の設置等工事の結果の通知と併せて、行うものとする。

（訓練の立会い等）

第2条 甲は、防災市民組織等が排水栓を使用した訓練演習を実施する場合、甲へ事前に届出を行うよう、関係機関に周知させるものとする。

2 甲は、防災市民組織等から排水栓を使用した訓練演習実施の届出があった場合には、防災市民組織等の訓練演習に立ち会うものとする。

3 甲は、前項の訓練演習の際に、排水栓の操作方法を防災市民組織等に指導するものとする。

4 甲は、第2項に規定する立会及び第3項に規定する指導を、甲が指定する者に行わせることができるものとする。

（使用に関する通知等）

第3条 覚書第4条第4項に規定する排水栓の使用水量の通知は、消火栓協定第6条第1項に規定する消火栓の使用水量の通知と併せて、3か月ごとに行うものとする。

2 甲は、覚書第4条第1項及び第3項の規定により排水栓を使用し、又は使用させたことにより、排水栓を破損させた場合は、排水栓の所在、故障内容を書面により乙に通知するものとする。

（消防水利とした場合の措置等）

第4条 甲は、覚書第5条第1項により排水栓を消防水利とした場合は、排水栓鉄蓋の裏面への管理番号等の表示及び鉄蓋外周の塗色を行うことができる。

2 覚書第5条第2項に規定する排水栓を消防水利とした場合の通知は、翌年度の4月末日までに書面により行うものとする。

（費用の補償等）

第5条 覚書第6条の水道使用に係る費用及び破損させた場合の修繕費用は、乙の定める

協定 消防水利関係 4 上水道における排水栓の取り扱い等に関する覚書及び上水道における排水栓の取り扱い等に関する覚書実施細目（東京都）

積算基準により算定する。

2 覚書第6条の破損させた場合の修繕費用に付帯する事務費は、前項の破損させた場合の修繕費用の額に対し、乙の定める配水管工事等の費用徴収事務取扱要綱を準用した額とする。

3 乙は、前2項の積算基準及び配水管工事等の費用徴収事務取扱要綱を改廃したときは、速やかに甲に通知するものとする。

4 乙は、覚書第6条の費用を上半期と下半期の2回に分けて算定して甲に通知し、甲と協議の上、甲に請求するものとする。

5 甲は、前項の請求に基づき、速やかに請求額を支払うものとする。

6 前2項の事務処理は、上水道における消火栓補償費に関する覚書（平成24年3月30日締結。）に定める消火栓補償費の事務処理に含めて行うものとする。

（疑義等に関する協議）

第6条 この実施細目に定めのない事項及びこの実施細目の実施に際し疑義が生じた場合は、甲乙が協議して決定する。

（適用年月日）

第7条 この実施細目は、締結した日から適用する。

上記締結の証として本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各々1通を保有する。

平成24年 9 月 10 日

甲 小金井市

乙 東京都

代表者 公営企業管理者

協定 消防水利関係 5 上水道における消火栓の設置、維持管理等に関する協定書
及び上水道における消火栓補償費に関する覚書（東京都）

文書管理機関名：市総務部

本編該当頁：第2部 p127

上水道における消火栓の設置、維持管理等に関する協定書

小金井市を甲とし、東京都を乙とし、甲乙間において、上水道における消火栓の設置、維持管理等に関し、次の条項により協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、消防法（昭和23年法律第186号）及び水道法（昭和32年法律第177号）に規定する水道施設と消防施設との関係を明確にし、消火栓の設置、維持管理、経費の補償その他必要な事項を定めることを目的とする。

（用語の定義）

第2条 この協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）配水管 乙が所有し、維持管理する水道管で、給水区域への配水を目的として布設されたものをいう。
- （2）消火栓 配水管に設置された消防事務に使用するための水栓で、乙の所轄に属するものをいう。
- （3）区画量水器 配水管の漏水状況を測定するための量水器に、消火栓と同様の機能を持つ水栓が取り付けられているもので、乙の所轄に属するものをいう。
- （4）消火栓の設置等工事 乙が施工する消火栓の新設、撤去、移設または修理（軽微な修理を除く。）のための工事をいう。

（設置及び構造の基準）

第3条 甲及び乙は、消火栓の設置及び構造の基準を、法令等に基づき協議して定める。

（設置等工事）

第4条 乙は、消火栓の設置等工事の施工計画及び工事内容を事前に甲に協議し、甲は、これに対し意見を述べることができる。

- 2 乙は、前項の工事終了後、その結果を甲に通知する。
- 3 乙は、毎年度末に、年度内の第1項の工事の状況を取りまとめ、現存する配水管と消火栓の配置状況が容易に把握できる資料を甲に提出する。
- 4 甲は、消火栓の設置が必要な場合は、乙に依頼することができる。

（所有権の帰属）

第5条 前条により設置した消火栓は、乙の所有とする。

（消火栓の使用）

第6条 甲は、消火栓の使用水量を3か月ごとにまとめ、乙に通知する。

- 2 甲は、訓練演習、防火水槽への充水等で消火栓を使用する場合は、事前に乙へ通知する。
- 3 甲は、防災市民組織に、訓練演習のために消火栓を使用させることができる。

協定 消防水利関係 5 上水道における消火栓の設置、維持管理等に関する協定書及び上水道における消火栓補償費に関する覚書（東京都）

- 4 乙は、甲以外の者に消火栓を使用させるときには、事前に甲の同意を得るものとする。
- 5 区画量水器の使用については、第1項から第4項までの規定を準用する。
- 6 甲は、消防法第30条に規定する緊急の必要がある場合は、乙に必要な措置を要請し、乙は協力する。

（維持管理）

第7条 乙は、消火栓が常に使用できる状態を保持するよう維持管理する。

- 2 甲は、修理が必要であると認められる消火栓について、乙に通知し、乙は速やかに修理する。

（費用の補償）

第8条 消火栓の設置及び維持管理並びに消火栓及び区画量水器の水道使用に要する費用は、水道法第24条第2項、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第17条の2及び同法施行令（昭和27年政令第403号）第8条の5の規定に基づき甲が補償するものとする。

- 2 前項の実施にあたり必要な事項は、乙が甲等と協議の上、別に定めるものとする。

（実施細目）

第9条 この協定の具体的な運用について必要な事項は、乙が甲等と協議の上、別に定めるものとする。

（疑義等に関する協議）

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定の実施に際し疑義が生じた場合は、甲乙が協議して決定する。

（適用年度）

第11条 この協定は、平成24年度から適用する。

上記協定締結の証として本協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、おのおの1通を保有する。

平成24年 3月30日

甲 小金井市

乙 東京都

代表者 公営企業管理者

上水道における消火栓補償費に関する覚書

小金井市を甲とし、東京都を乙とし、甲乙間において、上水道における消火栓の設置、維持管理等に関する協定第8条第2項に基づき、上水道における消火栓の設置、維持管理等に係る費用（以下「消火栓補償費」という。）の補償について、次の条項により覚書を締結する。

（消火栓補償費の対象）

第1条 消火栓補償費の対象となる項目は、次に掲げるものとする。

- （1）消火栓の設置に係る費用
- （2）消火栓の維持管理に係る費用
- （3）消防用として使用された水に係る費用
- （4）消火栓の維持管理に係る人件費
- （5）第1号及び第2号に付帯する事務費

（費用の算定）

第2条 前条第1号から第4号までの費用は、乙の定める積算基準により算定する。

2 前条第5号の費用は、前条第1号及び第2号の合計額に対し、乙の定める配水管工事等の費用徴収事務取扱要綱を準用した額とする。

3 乙は、当該年度の事業計画等に基づき、その前年度に前2項により消火栓補償費を算定して甲に通知し、甲乙は、その内容について協議する。

4 乙は、第1項及び第2項の積算基準及び配水管工事等の費用徴収事務取扱要綱を改廃したときは、速やかに甲に通知する。

（事業計画変更等の通知）

第3条 乙は、前条の協議結果に当該年度の途中で変更が生じる場合には、速やかにその変更内容及び執行見込額を甲に通知し、甲と協議する。

2 乙は、10月以降隔月ごとに、消火栓補償費の対象となる事業の執行状況及び執行見込額を、速やかに甲に報告する。

（補償費の請求及び支払い）

第4条 乙は、消火栓補償費を上半期と下半期の2回に分けて算定して甲に通知し、甲乙協議の上、甲に請求する。

2 甲は、前項の請求に基づき、速やかに請求額を支払うものとする。

（疑義等に関する協議）

第5条 この覚書に定めのない事項及び実施に際し疑義が生じた場合は、甲乙が協議して決定する。

協定 消防水利関係 5 上水道における消火栓の設置、維持管理等に関する協定書及び上水道における消火栓補償費に関する覚書（東京都）

（適用年度）

第6条 この覚書は、平成24年度から適用する。

上記覚書締結の証として本覚書2通を作成し、甲乙記名押印の上、おのおの1通を保有する。

平成24年 3 月 30 日

甲 小金井市

乙 東京都
代表者 公営企業管理者

協定 消防水利関係 6 避難所における応急給水栓の設置及び使用に関する協定書（東京都）

文書管理機関名：市総務部

本編該当頁：第2部 p388

避難所における応急給水栓の設置及び使用に関する協定書

東京都（以下「甲」という。）と小金井市（以下「乙」という。）とは、次の条項により覚書を締結する。

（目的）

第1条 この覚書は、災害発生時等における配水管及び給水管の洗浄排水作業並びに災害発生時における応急給水活動を実施するために設置する設備（以下「応急給水栓」という。）の取扱いについて、設置、使用その他必要な事項を定めることを目的とする。

（応急給水栓の構成及び設置場所）

第2条 応急給水栓は、給水装置の一部として、配水管の取付口から量水器（水道メータ）までの間の給水管から分岐させた配管、止水栓及び排水栓で構成する。

2 応急給水栓は、避難所（二次避難所（福祉避難所）を除く。以下同じ。）の敷地内に設置する。

（応急給水栓の設置に係る協議）

第3条 甲乙は、協議の上、個別の応急給水栓の設置について、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 乙が避難所に指定しているもののうち応急給水栓を設置する避難所
- (2) 避難所の敷地内に応急給水栓を設置する工事（以下「設置工事」という。）の施行時期及びその方法
- (3) 応急給水栓の設置位置

2 甲乙は、乙が指定する避難所に応急給水栓が設置されるように誠実に協議する義務を負う。ただし、甲乙は、個別の応急給水栓の設置に係る合意を成立させる義務を負わない。

（設置工事の施行等）

第4条 甲は、設置工事を施行し、及び設置工事に係る費用を全額負担し、並びに応急給水栓の設置に必要な事務手続を行う。

- 2 乙は、設置工事の施行に当たり、甲に当該避難所の敷地使用料を求めないものとする。
- 3 乙は、甲が設置工事を円滑に施行できるよう誠実に協力するものとする。
- 4 乙は、設置工事の施行に係る事故・トラブル等の責任に関して、明らかにその責めが乙に帰する場合を除いて、負わないものとする。

（応急給水栓の引渡し）

第5条 応急給水栓は、設置工事の完了検査の合格により特定されたものとする。

- 2 設置工事完了検査の合格後、甲乙は遅滞なく立ち会い、甲乙立ち会いの下で応急給水栓を甲から乙へ無償で引き渡す。
- 3 前項の規定による引渡しをもって、応急給水栓の所有権は乙に帰属する。

- 4 甲は、応急給水栓のかし担保責任を負わない。ただし、甲がそのかしを知らず乙に告げなかったときは、この限りでない。
- 5 前項の規定にかかわらず、乙は、応急給水栓に隠れたかしを認めるときは、甲に対して、その修補を求めることができる。ただし、甲が設置工事の請負者に対するかし修補請求権を持たないときは、この限りでない。
- 6 甲は、前項に規定する請求を受けたときは、遅滞なく当該応急給水栓の設置工事の請負者に対して当該かしの修補を請求しなければならない。
- 7 甲は、請負工事の遅滞、災害等の不可抗力その他のやむを得ない事由により、第3条第1項第2号の時期までに設置工事が終わらないと認められるときは、速やかに乙と協議を行い、新たな期間を定めるものとする。

（応急給水栓の維持管理）

- 第6条 乙は、応急給水栓について、善良な管理者の注意をもって維持管理を行うものとする。
- 2 乙は、応急給水栓の使用に支障とならないよう、重量物を積載しないなど、応急給水栓の周辺環境に注意を払うものとする。
 - 3 乙は、老朽化等の理由により応急給水栓の補修又は更新が必要であると判断したときは、速やかに甲に通知するとともに、応急給水栓を補修し、又は更新するように努めるものとする。この場合において、当該応急給水栓の補修又は更新に係る費用は乙が負担するものとする。
 - 4 乙は、前項前段の応急給水栓の補修又は更新を完了したときは、甲にその旨を速やかに報告するものとする。

（応急給水栓の機能維持）

- 第7条 乙は、応急給水栓の適正な機能維持のために、少なくとも年1回は弁の開閉操作による機能及び出水の確認を行うよう努めなければならない。ただし、乙は関係者（乙の申請に基づき、甲が認めたものをいう。以下同じ。）に代行させることができる。
- 2 乙は、応急給水栓に異常を認めるときは、遅滞なく甲へ通知するとともに、補修又は更新を行うように努めなければならない。なお、これに係る費用は乙が負担するものとする。
 - 3 前条第4項の規定は、前項の場合に準用する。

（不可抗力に伴う調整）

- 第8条 引渡しの前に災害等の不可抗力により応急給水栓が滅失又は損傷したときは、甲乙は、第3条から第5条までに規定する義務を再度負うものとする。
- 2 前項に規定する場合において、乙は甲に対してその滅失又は損傷に係る損害賠償を求めることはできない。

（開栓器等の引渡し）

- 第9条 応急給水栓の維持管理に必要な器具（以下「開栓器等」という。）は、次に掲げる器具等とし、設置工事完了後、甲乙立会いの下で、甲から乙へ無償で引き渡す。

- (1) 開栓器
 - (2) 蓋鍵
 - (3) スタンドパイプ
 - (4) 蛇口アダプター
 - (5) 排水用ホース
 - (6) ホーローカップ
 - (7) 残留塩素キット
 - (8) 収納バッグ
- 2 前項の規定による引渡しをもって、開栓器等は乙の財産とする。
 - 3 甲は、開栓器等を乙に引き渡した後は、当該開栓器等に隠れたかしがあったとしても、その責めを負わないものとする。ただし、甲がそのかしを知らず乙に告げなかったときは、この限りでない。
 - 4 乙は、第1項の規定による引渡しの後、開栓等を善良な管理者の注意をもって管理するものとする。

(操作方法及び機能維持の説明)

第10条 甲は、前条第1項に規定する開栓器等の引渡し時に、乙に対し、応急給水栓及び開栓器等（以下「応急給水栓等」という。）の操作方法及び機能維持の説明を行うものとする。

(甲の応急給水栓の使用)

- 第11条 甲は、甲が必要と認めた場合は、配水管等の洗浄排水作業及び応急給水栓の調査を行うために、応急給水栓を使用することができるものとする。
- 2 甲は、前項の規定による応急給水栓の使用に当たり、無償で乙の敷地内に立ち入ることができるものとする。
 - 3 甲が乙の敷地内に立ち入るために必要となる手続については、別途協議して定めるものとする。

(乙の応急給水栓の使用)

- 第12条 乙は、次の各号のいずれかに該当する場合は、応急給水栓を使用することができるものとする。
- (1) 災害発生時において応急給水活動を行う場合
 - (2) 応急給水栓の機能維持を行う場合
- 2 乙は、前項に規定する場合を除くほかは、応急給水栓を使用してはならない。
 - 3 乙は、第1項の場合、関係者に応急給水栓を使用させることができるものとする。
 - 4 乙は、関係者が前項の規定により応急給水栓を使用するときは、やむを得ないときを除き、これに立ち会わなければならない。
 - 5 乙は、第1項第1号に規定する場合において、応急給水栓を使用しようとするときは、あらかじめ配水管の通水状況等を甲に確認しなければならない。

（避難所の指定解除による応急給水栓の撤去）

第13条 乙は、応急給水栓を設置した避難所について、避難所の指定を解除する場合は、遅滞なく応急給水栓を撤去しなければならない。この場合において、撤去に要する費用は、所有者である乙が全額負担する。

- 2 乙は、避難所の指定を解除したときは、甲に遅滞なく通知するものとする。
- 3 乙は、第1項に規定する場合を除き、応急給水栓の撤去をしてはならない。
- 4 乙は、当該応急給水栓の撤去により不要となる開栓器等について、乙の責任において適正に処分するよう努めるものとする。

（乙の理由による応急給水栓の移設）

第14条 乙は、乙の理由により応急給水栓を移設する場合は、移設時期、移設場所その他の必要な事項について、事前に甲に対し協議を行うこととする。この場合において、応急給水栓の移設に要する費用は、乙が全額負担するものとする。

- 2 乙は、前項の規定による移設を完了したときは、遅滞なく甲に移設が完了したことを通知するものとする。
- 3 乙が、甲に無断で移設を行った場合は、甲乙にて協議を行うこととする。ただし、協議の結果、再度移設が必要な場合は、乙が移設に係る費用を全額負担するものとする。

（覚書の解除）

第15条 甲乙は、協議の上で、覚書を解除すること、応急給水栓の撤去をすること、および撤去の費用を負担するものを定めるものとする。

- 2 前項の場合において、不要となる開栓器等について、協議の上、甲又は乙の責任において適正に処分するものとする。

（有効期間）

第16条 この覚書は、締結日から1年間その効力を有する。

- 2 甲又は乙のいずれかから、前項の期間満了の6か月前までに、甲又は乙に書面による不更新の意思表示がない場合には、この覚書は同一の条件で当該期間の満了の日の翌日から更に1年間効力を有するものとし、その後も同様とする。
- 3 甲又は乙のいずれかが前項に定める不更新の意思表示をするには、何らの理由も要しない。
- 4 甲又は乙から第2項に定める不更新の意思表示があった場合には、前条の規定を準用する。

（解釈に疑義を生じた場合等）

第17条 この覚書の解釈について、疑義を生じたとき又はこの覚書に定めのない事項について定める必要があるときは、甲乙協議の上、定めるものとする。

（記載事項の変更）

第18条 この覚書に定める事項を変更する必要が生じた場合は、甲乙協議の上、定めるものとする。

この覚書締結の証として本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成29年 3月31日

東京都新宿区西新宿二丁目8番1号
甲 東京都
代表者 東京都公営企業管理者
水道局長

東京都小金井市本町六丁目6番3号
乙 小金井市
小金井市長

協定 輸送関係 1 災害時における緊急輸送業務の協力に関する協定書 （一般社団法人 東京都トラック協会多摩支部）	
---	--

文書管理機関名：市総務部	本編該当頁：第 2 部 p386
--------------	------------------

災害時における緊急輸送業務の協力に関する協定書

小金井市（以下「甲」という。）と一般社団法人東京都トラック協会多摩支部（以下「乙」という。）は、災害時における緊急輸送業務（以下「業務」という。）の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第 1 条 この協定は、小金井市内等において大規模な地震災害、風水害その他の災害（以下「災害」という。）が発生した場合、小金井市地域防災計画に基づく輸送体制整備の一環として乙の協力を得ることにより、災害時の円滑な業務を実施することを目的とする。

（協力要請）

第 2 条 甲は、災害の状況に応じて、緊急輸送用車両が必要であると認めるときは、乙に対し緊急輸送用車両及び運転者（以下「車両等」という。）の供給を要請することができる。

2 甲は、前項の規定による要請をするときは、次の事項について明記した要請書（様式第 1 号）により行う。ただし、緊急を要するときは、口頭、電話等の方法により要請し、後日文書を提出するものとする。

- (1) 業務の期間
- (2) 輸送する場所
- (3) 業務内容
- (4) その他必要な事項

（車両等の供給）

第 3 条 乙は、前条第 1 項の規定による要請があったときは、特別な理由がない限り、甲に対し車両等を供給し、業務を実施しなければならない。

（経費の負担）

第 4 条 第 2 条第 1 項の規定による要請により、乙が業務を実施した場合の次に掲げる経費は、甲が負担する。

- (1) 乙が提供した車両等に係る経費
 - (2) 甲の指示又は同意により使用した高速道路その他の有料道路通行料及び有料駐車場使用料金に係る経費
- 2 前項第 1 号の経費は、東京都と一般社団法人東京都トラック協会との間で契約している運賃等を準用する。

（経費の請求及び支払い）

第 5 条 乙は、業務が終了したときは、速やかに甲に報告し、前条に規定する経費を甲に請求するものとする。

2 甲は、前項の規定による請求があったときは、その内容を確認し、適当と認めた場合、速やかに乙に支払わなければならない。

（事故等）

第 6 条 乙の供給した車両等が事故その他の理由により運行を中断したときは、乙は速やかに当該車両等を交換し、その供給を継続しなければならない。この場合において、乙は、甲に対し速やかにその状況を報告しなければならない。

（旅客及び第三者に対する責任）

第7条 乙は、車両等の運行に際し、乙の責に帰する理由により車両等（同伴者を含む。）及び第三者に損害を与えたときは、その賠償の責を負う。

（損害賠償）

第8条 甲は、その責に帰する理由により車両等に損害を与え、又は滅失したときは、乙に対してその損害を賠償するものとする。

（従事者の災害補償）

第9条 甲は、この協定に基づく業務に従事した者が、その責に帰することができない理由により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となったときは、東京都市町村消防団員等公務災害補償条例（昭和63年東京市町村総合事務組合条例第19号）の規定に準じて、これを補償するものとする。ただし、当該従事者が他の法令により療養その他の給付もしくは補償を受けたとき、又は事故の原因となった第三者から損害賠償を受けたときは、同一の事故については、これらの価格の限度において損害賠償の責を免れる。

（供給可能車両等の報告）

第10条 乙は、甲に対し、災害時に供給可能な車両等について供給可能数量報告書（様式第2号）により報告しなければならない。

（防災訓練への参加）

第11条 乙は、甲の要請に基づき、甲が行う防災訓練に対し、必要な協力を行うものとする。

（連絡責任者）

第12条 甲及び乙は、この協定の実施に当たり、連絡責任者を定めなければならない。

（協定の期間及び更新）

第13条 この協定の有効期間は、締結の日から平成29年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の3か月前までに、甲乙いずれからも協定締結解除等の意思表示がないときは、当該期間は1年間延長されたものとみなし、以降この例によるものとする。

（協議）

第14条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じたときは、甲乙協議の上決定する。

この協定の締結の証として、本協定書2通を作成し、甲、乙それぞれ記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成28年8月15日

署名

甲 小金井市本町六丁目6番3号
小金井市
小金井市長

署名

乙 国立市北三丁目27番11号
一般社団法人東京都トラック協会多摩支部
支部長

協定 その他 1 災害時における救出救助業務等の協力に関する協定書 （社団法人 東京都自動車整備振興会）	
---	--

文書管理機関名：市総務部	本編該当頁：第1部 p53
--------------	---------------

災害時における救出救助業務等の協力に関する協定書

小金井市（以下「甲」という。）と社団法人東京都自動車整備振興会武蔵野支部（以下「乙」という。）とは、小金井市地域防災計画に定める災害応急対策への協力について、次のとおり協定を締結する。

（協力の要請）

第1条 甲は、小金井市内に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、甲のみでは十分な災害応急対策が講じられないときにおいて、乙に対し救出救助業務、障害物除去・収容業務等に関する協力（以下「協力業務」という。）を要請することができるものとする。

（協力業務の要請手続）

第2条 甲は、前条の規定により、乙に対し協力業務の実施を求めるときは、日時、場所、業務内容その他必要な事項を明らかにして、協力業務に必要な資機材及び人員の提供を求めものとする。ただし、緊急性がある場合は、乙は、甲の要請を待たずに協力業務を実施し、実施後、直ちに甲に協力業務内容を報告するものとする。

（協力業務の実施）

第3条 乙は、甲から要請があったときは、特別な理由がある場合を除き、最大限必要な協力業務を実施するものとする。

（協力業務の方法）

第4条 乙が実施する協力業務の方法に関する連絡調整については、あらかじめ甲が指定した者が行うものとする。

2 現場における指示は、甲の派遣する職員が行い、乙はその指示に従うものとする。ただし、緊急性がある場合は、乙の判断で協力業務を行うものとする。

（協力業務の完了報告）

第5条 乙は、協力業務が完了したときは、直ちに甲に報告するものとする。

（費用の負担）

第6条 乙が実施する協力業務で要した費用は、甲が負担するものとする。

（費用の請求）

第7条 乙は、甲の要請により行った協力業務に要した費用を甲に請求するものとする。

2 乙は、前項の請求をする場合、協力業務に要した費用の明細書を添付し、甲はその内容を確認のうえ、支払うものとする。

（防災訓練への参加）

第8条 乙は、甲から要請があったときは、甲が実施する防災訓練に参加し、協力するものとする。

（従事者の災害補償）

第9条 甲は、甲の要請によりこの協定に基づく業務に従事した者が、その者の責めに帰することのできない理由により死亡又は負傷等した場合は、東京都市町村消防団員等公務災害補償条例（昭和63年東京市町村総合事務組合条例第19号）の規定の限度において補償するものとする。

（協定期間）

第10条 この協定は、平成25年1月25日から効力を発し、協定期間は1年とする。ただし、期間満了の日の3か月前までに、甲乙双方から何らの申し出がないときは、更に1年更新されたものとし、以後も同様とする。

（委任）

第11条 この協定の実施に関し必要な事項は、別に定める。

（疑義）

第12条 この協定の解釈について疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項が生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

この協定を証するため本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成25年1月25日

甲 小金井市本町六丁目6番3号
小金井市

乙 武蔵野市八幡町三丁目1番1号
社団法人 東京都自動車整備振興会
武蔵野支部

協定 その他 2 災害時における動物救護活動に関する協定書 （小金井市獣医師会）	
文書管理機関名：市総務部	本編該当頁：第2部 p358

災害時における動物救護活動に関する協定書

小金井市（以下「甲」という。）と小金井市獣医師会（以下「乙」という。）は、小金井市内で災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）における動物救護活動（以下「活動」という。）に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、甲が行う活動に対する乙の協力に関して、必要な事項を定めるものとする。

（対象動物）

第2条 活動の対象となる動物は、市内被災地域内の、人に飼育されている犬、猫、小鳥その他の小動物（以下「被災動物」という。）をいう。ただし、人の生命、身体、財産に害を加えるおそれのある動物は除く。

（活動内容）

第3条 活動の内容は、次に掲げる事項とする。

- (1) 動物救援本部の設置及び運営管理に関する事項
- (2) 被災動物の救護及び応急処置に関する事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、甲が必要と認める事項

（要請）

第4条 甲は、活動を実施する必要があるときは、乙に対して動物救護活動要請書（第1号様式）又は口頭その他の方法により乙の会員の派遣を要請することができる。

（派遣）

第5条 乙は、前条の規定による甲の要請を受けたときは、特別の理由がない限り、可能な範囲において乙の会員を派遣するものとする。

（活動の実施）

第6条 前条の規定により派遣される乙の会員は、速やかに活動を行うものとする。

（費用の負担）

第7条 前条の規定による活動に要する費用は、乙の負担とする。ただし、乙が当該活動において携行した医薬品等を使用した場合は、その実費を甲が負担するものとする。

（費用の請求）

第8条 乙は、第5条の規定によりなされた派遣に伴う活動が終了したときは、甲に対しその旨を報告し、前条ただし書きの実費を請求するものとする。

（損害補償）

第9条 災害時における活動において、乙の会員が負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合は、東京都市町村消防団員等公務災害補償条例（昭和63年東京市町村総合事務組合条例第19号）の規定の限度において、甲が補償するものとする。

（訓練への参加）

第10条 乙は、甲の要請に基づき、甲が行う防災訓練等に参加するものとする。

（協議）

第11条 この協定に定めのない事項又はこの協定に定める事項に疑義の生じた場合については、その都度甲乙協議のうえ、決定するものとする。

（有効期間）

第12条 この協定の有効期間は、締結の日から平成25年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の3か月前までに、甲乙いずれからも解除又は変更の申出がない場合は、さらに1年間延長するものとし、以降この例による。

本協定の締結の証として、本協定書2通を作成し、甲乙署名押印のうえ、各1通を保有する。

平成24年4月1日

甲 東京都小金井市本町六丁目6番3号
小金井市

乙 東京都小金井市貫井南町一丁目2番19号
小金井市獣医師会

第1号様式（第4条関係）

動物救護活動要請書

小 第 号
平成 年 月 日

小金井市獣医師会
代表 様

小金井市長

災害時の動物救護活動に関する協定第4条の規定により、下記のとおり要請します。

記

要 請 理 由	
活 動 内 容	
活 動 期 間	平成 年 月 日 午前・午後 時 分から 平成 年 月 日 午前・午後 時 分まで
活 動 場 所	
そ の 他	

第2号様式（第8条関係）

動物救護活動費用請求書

平成 年 月 日

小金井市長

小金井市獣医師会 代表

⑩

災害時の動物救護活動に関する協定書第8条に基づき、動物の救護活動に要した費用を下記のとおり請求します。

記

金 _____ 円也

協定 その他 3 災害時における上下水道の応急復旧等に関する協定書 （三多摩管工事組合小金井市部桜水会）	
---	--

文書管理機関名：市環境部	本編該当頁：第2部 p174-175
--------------	--------------------

災害時における上下水道の応急復旧等に関する協定書

災害時における上下水道の応急復旧等（以下「応急復旧等」という。）に関し、小金井市（以下「甲」という。）と三多摩管工事組合小金井支部桜水会（以下「乙」という。）の間において、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害時において上下水道施設に被害が発生した場合、円滑に機能の確保を図ることを目的として、甲が乙に協力を要請する場合に必要な事項を定めるものとする。

（要請）

第2条 甲は乙に対し、災害が発生した場合等において、応急復旧等の協力を要請するものとする。

（協力）

第3条 乙は前条の規定により甲の要請があったときは、直ちに甲に協力をするものとする。

（対象）

第4条 甲が乙に応急復旧等を要請する対象は水道施設及び公共下水道施設に係るものとする。

（担当区域）

第5条 甲と乙とは、応急復旧等を円滑に実施するため、あらかじめ乙の組合員の担当区域を定めておくものとする。

（応急復旧等の実施）

第6条 応急復旧等の実施に当たっては、乙は甲の指示に従うものとする。ただし、緊急やむを得ないときは、乙の判断により応急復旧等を実施し、速やかに甲に報告するものとする。

（費用の負担）

第7条 乙が甲の要請に基づいて実施した応急復旧等に要した費用は、甲の積算により算

出し、別途、小金井市契約事務規則第40条又は第71条の2により契約を締結し、甲が負担するものとする。

（費用の請求）

第8条 乙は、応急復旧等完了後、指定工事店の請求明細書を取りまとめ、甲に請求するものとする。

（費用の支払）

第9条 甲は、乙から前条の規定により請求があったときは、小金井市会計事務規則に基づき速やかにその経費を支払うものとする。

（協議）

第10条 この協定に定めのない事項又はこの協定の解釈について疑義が生じた場合は、甲乙協議の上、定めるものとする。

（有効期間）

第11条 この協定の有効期間は、平成21年5月29日から平成24年3月31日までとする。ただし、期間満了の3か月前までに、甲又は乙の相方に意思表示がない場合は、1年間延長されたものとみなし、以降この例によるものとする。

上記、協定締結の証として、本協定書を2通作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

平成21年5月29日

甲 東京都小金井市本町六丁目6番3号
小金井市

乙 東京都小金井市本町五丁目37番30号
三多摩管工事組合小金井支部桜水会

協定 その他 4 災害時における応急対策活動の協力に関する協定書 （小金井建設協会）	
文書管理機関名：市総務部	本編該当頁：第2部 p230

災害時における応急対策活動の協力に関する協定書

（目的）

第1条 この協定は、小金井市内に地震、風水害その他の災害（以下「災害」という。）が発生した場合に、小金井市地域防災計画に基づく民間協力の一環として、小金井市（以下「甲」という。）と小金井建設協会（以下「乙」という。）との間に災害時における応急対策活動の協力について、必要な事項を定めるものとする。

（協力の要請）

第2条 甲は、小金井市内に災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、乙に対して応急対策活動の協力を要請することができる。

2 甲は、乙に対して要請するいとまがないときは、直接乙の会員に要請することができる。

（要請の内容）

第3条 甲は乙に災害の状況、場所、活動内容、出動を希望する人員及び資機材等必要な事項を連絡するものとする。

（応急対策活動）

第4条 甲の要請により災害現場に出動した乙の会員は、甲の現場責任者の指示に従い応急対策活動に従事するものとする。

2 応急対策活動の円滑な実施を図るための緊急資機材の管理については、甲乙双方において、別途協議して定める。

（報告）

第5条 乙は、応急対策活動終了後、直ちに活動状況の概要を甲に報告するものとする。

（経費の負担）

第6条 乙の応急対策活動に要した経費は、原則として甲の負担とする。ただし、応急対策活動の内容により、別途協議するものとする。

（経費の請求）

第7条 乙は、甲の要請により行った応急対策活動に要した経費を請求するときは、明細書を添付しなければならない。

（損害の負担）

第8条 応急対策活動の実施に伴い、第三者に損害等を与えた場合の賠償の責は、乙又は乙の会員に故意又は重大な過失がある場合を除き甲の負担とする。

（応急対策活動従事者の損害補償）

第9条 甲は、乙に属する会員のうち、甲の指示した応急対策活動に従事していた者が負傷し、もしくは疾病にかかり、又は死亡した場合は、東京都市町村消防団員等公務災害補償条例（昭和63年組合条例第19号）の規定に基づき、これを補償する。

（連絡調整）

第10条 この協定事項が円滑に実施されるよう、甲と乙は、それぞれ連絡責任者を定め、必要に応じて連絡調整を行うものとする。

2 前項の連絡責任者は、甲においては都市整備部道路管理課長を、乙においては小金井建設協会会長をもって充てる。

（協議）

第11条 この協定書に定めのない事項について疑義が生じた場合は、甲乙協議の上、決定するものとする。

（有効期間）

第12条 この協定の有効期間は、平成21年4月1日から平成22年3月31日までとする。ただし、期限終了の日の3か月前までに、甲乙に何らの意思表示がないときは、1年間延長されたものとみなし、以降、この例によるものとする。

甲と乙は、この協定を証するため、本書2通を作成し、それぞれ記名押印の上、各1通を保管するものとする。

平成21年3月30日

甲 小金井市本町六丁目6番3号
小金井市

乙 小金井市東町四丁目16番26号
小金井建設協会

協定 その他 5 災害時における理容サービス業務の提供に関する協定書 （東京都理容生活衛生同業組合小金井支部）	
--	--

文書管理機関名：市総務部	本編該当頁：第2部 p230
--------------	----------------

災害時における理容サービス業務の提供に関する協定書

小金井市（以下「甲」という。）と東京都理容生活衛生同業組合小金井支部（以下「乙」という。）は、災害時における理容サービス業務の提供に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時における衛生活動に関する協力体制を確立し、小金井市民の安定した生活確保に資することを目的とする。

（協力内容）

第2条 乙の協力業務の内容は、次のとおりとする。

- (1) 災害時における理容の実施
- (2) 理容活動に必要な資器材及び消耗品の提供

（協力要請）

第3条 甲は、前条における協力を必要とする場合は活動協力要請書（様式）を乙に提出するものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭により要請をすることができるものとし、その場合は後日、速やかに活動協力要請書を提出することとする。

（協力）

第4条 乙は、前条による要請を受けた場合は、特別な事由がない限り、本協定の内容に従い、業務を実施するものとする。

（連絡窓口）

第5条 この協定事項が円滑に実施されるよう、甲及び乙は、それぞれ連絡責任者を定め、必要に応じて連絡調整を行うものとする。

2 前項の連絡責任者は、甲においては福祉保健部庶務担当課長を、乙においては東京都理容生活衛生同業組合小金井支部長をもって充てる。

（理容料）

第6条 この協定に基づいて乙が実施する理容に係る料金は、無料とする。

（費用負担）

第7条 乙が提供した資器材及び消耗品に係る費用については、甲が負担する。この場合の価格は、当該災害の発生直前の価格とする。

（損害補償）

第8条 甲の要請に基づく第2条各号の協力業務実施中において、乙の当該業務従事者が損害を受けた場合の補償は、ボランティア保険によるものとする。

2 前項の保険の加入に係る費用については、甲が負担するものとする。

協定 その他 5 災害時における理容サービス業務の提供に関する協定書（東京都理容生活衛生同業組合小金井支部）

（協定期間）

第9条 この協定の有効期間は、平成20年2月25日から平成21年2月24日までとする。
ただし、期間満了の3か月前までに、甲乙に何らの意思表示がないときは、1年間延長されたものとみなし、以降この例によるものとする。

（協議）

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定の解釈に疑義が生じたときは、甲乙協議の上、決定する。

上記協定締結の証として、本協定書を2通作成し、甲乙記名押印の上、それぞれ1通を保有するものとする。

平成20年2月25日

甲 小金井市

乙 東京都理容生活衛生同業組合小金井支部

様式（第3条関係）

年 月 日

活動協力要請書

東京都理容生活衛生同業組合
小金井支部長 様

小金井市長

公印

災害時における理容サービス業務の提供に関する協定に基づき、下記のとおり協力を要請します。

記

業務内容	
日 時	年 月 日 時から 年 月 日 時まで
場 所	
そ の 他	

協定 その他 6 災害時におけるボランティア活動支援に関する協定書 （社会福祉法人 小金井市社会福祉協議会）	
---	--

文書管理機関名：市総務部	本編該当頁：第2部 p80, p230
--------------	---------------------

災害時におけるボランティア活動支援に関する協定書

小金井市（以下「甲」という。）と社会福祉法人小金井市社会福祉協議会（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、小金井市内に地震、その他の災害が発生した場合（以下「災害時」という。）において、甲と乙が、小金井市地域防災計画（以下「防災計画」という。）に基づき、効果的な災害ボランティア活動に関する支援が行えるよう相互に連携し、もって被災者等の生活の早期安定を図ることを目的とする。

（情報の収集・提供）

第2条 甲と乙は、災害時において、連携して災害ボランティアに関する情報を収集し、市民等に対して迅速かつ的確な情報を提供することとする。

2 甲と乙は、連携して市民及び関係機関等からの災害ボランティア活動に関する問い合わせ及び相談に応ずることとする。

3 甲と乙は、平常時から災害ボランティア活動についての情報交換を行うなど、災害時に迅速かつ円滑な連携・協力体制がとれるよう努めるものとする。

（災害ボランティアセンターの開設・運営）

第3条 甲は、災害時において、防災計画に基づき、災害ボランティアセンターを開設する。

2 乙は、甲の要請に基づき、甲が開設する災害ボランティアセンターに、ボランティアの受入れや紹介等の調整を行うコーディネーターを派遣する。

（人材育成）

第4条 乙は、コーディネーターとなる人材を育成し、その質の向上に努め、甲は、乙に対し必要な協力をすることとする。

2 乙は、甲の実施する総合防災訓練等に積極的に参加するとともに、職員等の防災意識の向上に努めることとする。

（関係機関等との協力体制）

第5条 乙は、東京ボランティア・市民活動センター及び区市町村ボランティアセンターとのネットワークを構築するとともに、他のボランティア活動を支援する組織や関係機関等と連携を強化し、災害時における協力体制の整備に努めるものとする。

2 甲は、前項の体制づくりに関し、必要な範囲で支援するものとする。

（資機材等の確保）

第6条 甲は、災害時に必要な資機材等を、乙と協議の上準備するものとする。

（費用負担）

第7条 甲の要請に基づき、乙が実施した協力業務の費用については、甲が必要と認めたものについては、甲が負担するものとする。

2 乙は、業務終了後、当該業務に要した費用を、甲に請求するものとする。

（損害補償）

第8条 甲の要請に基づき、災害時にボランティア活動にかかわるボランティアコーディネーターへの損害補償は、ボランティア保険によるものとする。

2 前項の保険の費用については、甲が負担するものとする。

（協議）

第9条 この協定に定めのない事項又は、この協定に関して疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議の上決定する。

（有効期間）

第10条 この協定の有効期間は、平成17年8月9日から平成18年3月31日までとする。ただし、期限終了の日の3か月前までに、甲乙になんらの意思表示がないときは、1年間延長されたものとみなし、以降、この例によるものとする。

上記、協定締結の証として、本協定書を2通作成し、甲乙署名押印の上、それぞれ1通を保有するものとする。

平成17年8月9日

甲 小金井市本町六丁目6番3号
小金井市

乙 小金井市中町四丁目15番14号
社会福祉法人小金井市社会福祉協議会

協定 その他 7 災害時における相互協力に関する覚書（小金井郵便局）

文書管理機関名：市総務部

本編該当頁：第2部 p230

災害時における相互協力に関する覚書

小金井市長（以下「甲」という。）と小金井郵便局長（以下「乙」という。）は、小金井市内に発生した地震その他による災害時において、甲及び乙が相互に協力し、必要な対応を円滑に遂行するために、次のとおり覚書を締結する。

（用語の定義）

第1条 この覚書において「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める被害をいう。

（協力要請）

第2条 甲及び乙は、小金井市内に災害が発生し、次の事項について必要が生じた場合は、相互に協力を要請することができる。

- (1) 乙が所有する車両を緊急連絡用車両等として提供すること。
- (2) 乙が所有し、又は管理する施設及び用地を避難場所、物資集積場所等として提供すること。
- (3) 甲が所有し、又は管理する施設及び用地を提供すること。
- (4) 被災市民の避難先及び被災状況の情報を相互に提供すること。
- (5) 避難場所に臨時の郵便差出箱を設置すること。
- (6) 災害救助法適用時における郵便、為替貯金、簡易保険の郵政事業にかかわる災害特別事務取扱いをすること。
- (7) その他前記各号に定めのない事項で、協力できること。

（協力の実施）

第3条 甲及び乙は、前条の規定による要請を受けたときは、その緊急性に鑑み、可能な範囲内において、これに協力するものとする。

（経費の負担）

第4条 第2条に規定する協力要請に対して、協力した者が要した経費については、法令その他に別段の定めがあるものを除くほか、適正な方法により算出した金額を、要請した者が負担する。

2 前項の負担につき疑義が生じたときは、甲及び乙が協議し、負担すべき額を決定する。

（災害情報連絡体制の整備）

第5条 甲及び乙は、安否情報等の連絡体制を整備するため、その方策について協議するものとする。

（情報の交換）

第6条 甲及び乙は、相互の防災計画の状況、協力要請事項に関し、必要に応じて情報の交換を行う。

（連絡責任者）

第7条 この覚書に関する連絡責任者は、甲においては、小金井市総務部総務課防災消防担当課長、乙においては小金井郵便局総務課長とする。

第8条 この覚書に定めのない事項及びこの覚書に関し疑義が生じた場合は、両者が協議し決定する。

第9条 この覚書の有効期間は、平成11年10月4日から平成12年3月31日までとする。
ただし、期間満了の2か月前までに、甲又は乙から書面による解約の申出がないときは、なお1年間効力を有するものとする。
以後の場合も同様とする。

上記の覚書の有効締結の証とするため、この書面2通を作成し、甲乙が記名押印のうえ、各自その一通を保有する。

平成11年10月4日

甲 小金井市本町六丁目6番3号

乙 小金井市本町五丁目38番20号

協定 その他 8 大規模地震等の災害発生時における初動体制にかかわる協定書（小金井市スカウト協議会）	
文書管理機関名：市総務部	本編該当頁：第2部 p230

大規模地震等の災害発生時における初動体制にかかわる協定書

大規模地震等の災害発生時における初動体制の確保と、被災市民の救援、復興をするために、小金井市（以下「甲」という。）と小金井市スカウト協議会（以下「乙」という。）の間において、下記のとおり協定する。

記

（総則）

第1条 大規模地震等の災害発生時に甲と乙は、相互支援体制を形成し維持し、被災市民の早期自立と市民生活の復興を促進するための支援をする。

また乙にあつては初動体制確立のために甲の災害対策本部に協力する。

（物的支援）

第2条 大規模地震等の災害発生時に、乙は乙の所有するマーキーテント、炊飯器具等の非常用資機材を、市保有資機材の補完資機材として甲の災害対策本部の使用に供する。

（人的支援）

第3条 大規模地震等の災害発生時に、乙は日頃訓練した専門知識を生かし、被災市民救援のために、甲の災害対策本部に協力する。

（資機材の収納場所）

第4条 甲は、乙の所有する資機材の収納場所として、可能な限り防災倉庫等の一部を提供し、非常事態の発生に備える。

2 乙は、資機材を効率的に収納するために、棚等を設置し整備する。

（収納場所の運用）

第5条 乙は、各団がキャンプ等で当該資機材を使用するため収納場所の出入りをする時は、収納場所の管理人に届出るものとする。

2 収納場所の鍵は、甲、乙各々所有する。

（損害補償）

第6条 救援活動に従事した者が、そのため死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかったときは、東京都市町村消防団員等公務災害補償条例の規定に基づき、甲が補償するものとする。

（協議事項）

第7条 この協定書に定めのない事項は、必要に応じて、甲、乙協議して定めるものとする。

平成8年3月21日

甲 小金井市

乙 小金井市スカウト協議会

協定 その他 9 地域貢献型広告に関する協定書 （東電タウンプランニング株式会社）	
文書管理機関名：市総務部	本編該当頁：第2部 p349

地域貢献型広告に関する協定書

小金井市（以下「甲」という。）と東電タウンプランニング株式会社多摩総支社（以下「乙」という。）とは、小金井市内における地域貢献型広告の掲出について、甲と乙の協力に関し、次の条項により協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、小金井市内の電柱等における地域貢献型広告の掲出により、市民に対し、地域に必要な公共的情報を発信することを目的とする。

（定義）

第2条 この協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 地域貢献型広告 乙の実施している電柱広告事業において、民間企業等の電柱広告（巻広告）と併せて地域の公共的情報を記載するものをいう。
- (2) 公共的情報 防災関係、防犯関係、公共施設案内、観光名所等の情報をいう。
- (3) 広告主 この協定の目的に賛同する民間企業等をいう。

（公共的情報などの情報提供）

第3条 甲は、地域貢献型広告（以下、「広告」という。）の掲出のために必要な情報を乙に提供し、この協定の目的の実現に必要な指導及び協力を行うものとする。

（乙の業務）

第4条 乙は、次に掲げる事項を誠実に実行するものとする。

- (1) 広告主を募り、広告の掲出に必要な一切の手続を行うこと。
- (2) 掲出された広告に関する維持管理及び住民からの申出等に対する対応を行うこと。
- (3) 広告の掲出状況につき、甲の求めるときに報告を行うこと。
- (4) 広告を新規に掲出するときは、甲と事前に協議を行うこと。
- (5) 公共的情報の内容に変更又は削除があった場合には、必要な修正を行うこと。

（広告の仕様）

第5条 広告に記載する公共的情報の表示は、甲と乙協議の上決定することを原則とする。

（広告の範囲）

第6条 乙は、次の各号のいずれかに該当する広告は、掲出しない。

- (1) 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの
- (2) 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
- (3) 政治性のあるもの

- (4) 宗教性のあるもの
- (5) 社会問題、意見広告又は個人宣伝に係るもの
- (6) 美観風致を害するもの又はそのおそれがあるもの
- (7) 公衆に不快の念もしくは危害を与えるもの又はそのおそれがあるもの
- (8) その他甲が不相当であると認めるもの

(経費等)

第7条 広告の掲出に当たり、必要な一切の経費等は、乙及び広告主が負担し、甲はその一切を負担しないものとする。

(協議)

第8条 この協定の実施に関し必要となる事項及び協定に定めのない事項並びに協定の解釈に疑義が生じた場合については、甲と乙協議の上決定する。

(有効期限)

第9条 この協定は、協定締結の日からその効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定終了の通知をしない限り、その効力は持続するものとする。

この協定の成立を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、その1通を所有するものとする。

平成28年4月1日

甲 東京都小金井市本町六丁目6番3号
小金井市
小金井市長

乙 東京都八王子市明神町三丁目1番7号 NTB八王子ビル
東電タウンプランニング株式会社
多摩総支社長

協定 その他 10 災害時における無人航空機を活用した支援活動等に関する 協定書 (NPO 法人クライシスマップパーズ・ジャパン)	
文書管理機関名：市総務部	本編該当頁：第2部 p230

災害時における無人航空機を活用した支援活動等に関する協定書

小金井市（以下「甲」という。）と NPO 法人クライシスマップパーズ・ジャパン（以下「乙」という。）とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害等が甲の区域内に発生したときに備え、相互の協力体制に関し、次のとおり協定を締結する。

（協定の趣旨）

第1条 この協定は、甲の区域内において災害等が発生したときに備え、平時から相互に協力して調査研究を行うとともに、発災時に実施する乙による支援活動について、必要な事項を定めるものとする。

（調査研究等の実施）

第2条 甲乙は、平常時から災害に備えた調査研究を実施し、相互に情報交換するとともに、訓練等の具体の活動を行うものとする。

（支援活動の実施）

第3条 乙は、発災時に緊急に支援活動が必要であると認められるときは、航空法施行規則（昭和27年運輸省令第56号）第236条の7に規定する国若しくは地方公共団体又はこれらの者の依頼により搜索若しくは救助を行う者として、自主的な判断に基づき、次の各号に掲げる支援活動（以下「支援活動」という。）を行うものとする。

- (1) 無人航空機（ドローン）による被災状況の調査
- (2) 無人航空機（ドローン）により撮影した情報の甲への提供
- (3) 第1号に掲げる調査により把握した被災状況を反映した地図の作成
- (4) 前号の定めにより作成した地図データの甲への提供及びインターネット上での公開
- (5) 前各号に定めるもののほか、甲乙協議の上定める事項

2 甲は、乙が支援活動を遅滞なく行えるよう、平常時から可能な範囲で協力をするものとする。

（連絡窓口）

第4条 甲乙は、災害等が発生したときに必要な情報等を相互に提供することにより支援活動の円滑な運営を図るため、平時から甲乙互いに連絡担当を定めるものとする。

（経費の負担）

第5条 第3条各号に掲げる活動に要する経費の負担は、法令その他特別に定めがあるものを除くほか、原則として乙の負担とする。

2 前項の規定により、甲乙ともに経費の負担が判断しがたいときは、その都度甲乙協議して定めるものとする。

(災害補償等)

第6条 乙がその調査研究・支援活動により負傷、疾病又は死亡した場合における災害補償については、乙が負担する。

2 乙が調査研究・支援活動中に第三者に損害を与えた場合には、乙がその損害の賠償に要する費用を負担する。

(防災訓練への参加)

第7条 乙は、甲の要請に基づき、甲が行う防災訓練等に対し、必要な協力を行うものとする。

(協定の期間)

第8条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、期間満了の3か月前までに、甲乙いずれからも何ら意思表示がないときは、期間満了の翌日からさらに1年間この協定は更新されたものとみなし、その後もまた同様とする。

(その他)

第9条 この協定の実施に関し、必要な事項又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議のうえ定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成30年4月25日

甲 東京都小金井市本町六丁目6番3号
小金井市
小金井市長

乙 東京都調布市国領町三丁目4番41号
NPO 法人クライスマップパーズ・ジャパン
理事長

協定 その他 1 1 災害時における地図製品等の供給等に関する協定書 （株式会社ゼンリン）	
文書管理機関名：市総務部	本編該当頁：第 2 部 p230

災害時における地図製品等の供給等に関する協定書

小金井市（以下「甲」という。）と株式会社ゼンリン（以下「乙」という。）とは、第 1 条第(1)号に定める災害時において、乙が、乙の地図製品等（第 2 条に定義される）を甲に供給すること等について、以下のとおり本協定を締結する。

（目 的）

第 1 条 本協定は、以下各号の事項を目的とする。

- (1) 甲の区域内で災害対策基本法第 2 条第 1 号に定める災害が発生し、又はそのおそれがある場合において、甲が災害対策基本法第 23 条の 2 に基づく災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）を設置したときの、乙の地図製品等の供給及び利用等に関し必要な事項を定めること。
- (2) 甲乙間の平常時からの防災に関する情報交換を通じ、甲及び乙が連携して、防災・減災に寄与する地図の作成を検討・推進することにより、市民生活における防災力の向上に努めること。

（定 義）

第 2 条 本協定において以下の用語はそれぞれ以下の意味を有するものとする。

- (1) 「住宅地図」とは、小金井市全域を収録した乙の住宅地図帳を意味するものとする。
- (2) 「広域図」とは、小金井市全域を収録した乙の広域地図を意味するものとする。
- (3) 「ZNET TOWN」とは、乙の住宅地図インターネット配信サービス「ZNET TOWN」を意味するものとする。
- (4) 「ID 等」とは、ZNET TOWN を利用するための認証 ID 及びパスワードを意味するものとする。
- (5) 「地図製品等」とは、住宅地図、広域図及び ZNET TOWN の総称を意味するものとする。

（地図製品等の供給の要請等）

第 3 条 乙は、甲が災害対策本部を設置したときは、甲からの要請に基づき、可能な範囲で地図製品等を供給するものとする。

2 甲は、地図製品等の供給を求めるときは、別途定める物資供給要請書（以下「要請書」という。）を乙に提出するものとする。但し、緊急を要する場合は、甲は、電話等により乙に対して要請できるものとし、事後、速やかに要請書を提出するものとする。

3 乙は、地図製品等を供給するときは、甲に、別途定める物資供給報告書を提出するものとする。

4 本条に基づく地図製品等の供給にかかる代金及び費用は、次のとおりとする。

- (1) 乙が供給した地図製品等の代金は、別途甲乙が合意した場合を除き有償とする。
- (2) 地図製品等の搬送にかかる費用は、乙が負担するものとする。

（地図製品等の貸与及び保管）

第 4 条 乙は、第 3 条第 1 項の規定に基づく地図製品等の供給とは別途、本協定締結後、甲乙別途定める時期、方法により乙が別途定める数量の住宅地図、広域図及び ID 等を甲に貸与するものとする。なお、当該貸与にかかる対価については無償とする。

2 甲は、前項に基づき乙が貸与した住宅地図、広域図及び ID 等を甲の事務所内において、善良なる管理者の注意義務をもって保管・管理するものとする。なお、乙が、住宅地図及び広域図

の更新版を発行したときは、乙は、甲が保管している旧版の住宅地図及び広域図について、甲から当該住宅地図及び広域図を引き取りかつ更新版と差し替えることができるものとする。

3 乙は、必要に応じ、甲に対して事前に通知したうえで、甲による地図製品等の保管・管理状況等を確認することができるものとする。

（地図製品等の利用等）

第5条 甲は、第1条第(1)号に基づき災害対策本部を設置したときは、災害応急対策、災害復旧・復興にかかる資料として、第3条又は第4条に基づき乙から供給又は貸与された地図製品等につき、以下各号に定める利用を行うことができるものとする。

(1) 災害対策本部設置期間中の閲覧

(2) 災害対策本部設置期間中、甲乙間で別途協議のうえ定める期間及び条件の範囲内での複製

2 甲は、前項に基づき住宅地図の利用を開始したときは、速やかに別途定める乙の報告先に報告するものとする。また、当該住宅地図の利用を終了したときは、速やかに従前の保管場所にて保管・管理するものとする。

3 甲は、第1項にかかわらず、災害時以外の平常時において、防災業務を目的として、甲の当該防災業務を統括する部署内において、広域図及びZNET TOWNを利用することができるものとする。なお、甲は、本項に基づき広域図を複製利用する場合は、別途乙の許諾を得るものとし、ZNET TOWNを利用する場合は、本協定添付別紙のZNET TOWN利用約款に記載の条件に従うものとする。

（情報交換）

第6条 甲及び乙は、平常時から防災に関する情報交換を行うとともに、相互の連携体制を整備し、災害時に備えるものとする。

（有効期間）

第7条 本協定の有効期間は、本協定末尾記載の締結日から1年間とする。但し、当該有効期間満了の3ヶ月前までに当事者の一方から相手方に対し書面による別段の意思表示がない限り、本協定は更に1年間同一条件にて更新されるものとし、以後も同様とする。

（協議）

第8条 甲乙間で本協定の解釈その他につき疑義又は紛争が生じた場合には、両当事者は誠意をもって協議し解決に努めるものとする。

以上、本協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印のうえ各1通を保有する。

平成31年4月1日

甲) 東京都小金井市本町六丁目6番3号
小金井市
小金井市長

乙) 東京都千代田区西神田一丁目1番1号
株式会社ゼンリン 東京第一支社
支社長

【添付別紙】

ZNET TOWN 利用約款

（定 義）

第1条 本約款で次の各号に掲げる用語は、それぞれ当該各号に定める意味で用いるものとします。

(1) 「ID等」

本サービスを利用するための認証ID及びパスワードをいいます。

(2) 「アクセス権者」

対象機器を使用する甲の職員であり、かつ、ID等を使って本システムにアクセスする者をいいます。

(3) 「対象機器」

甲の庁内LANに接続された端末機器及び庁内業務での利用に限った端末機器をいいます。

(4) 「本サービス」

乙がアクセス権者からの要求に応じて本システムから対象機器に対して本データを送信するサービスをいいます。

(5) 「本システム」

本サービスを提供するための乙が第三者に管理・運用を委託するWWWサーバ、回線、周辺機器等の一連のシステムをいいます。

(6) 「本データ」

本サービスにおいて乙から提供される住宅地図データ、道路地図データ、別記データ、一般種アイコン、その他各種データをいいます。

（本約款の適用）

第2条 本約款は、本協定書の内容の一部を構成するものとし、本サービスを甲が利用することに関する一切に適用されるものとします。

（本サービスの内容）

第3条 乙は、本サービスの内容を任意に、甲に事前通知することなく変更することができるものとします。

（本サービスの中断・中止）

第4条 乙は、本サービスの改善などの理由により、甲に対する事前の通知なく本サービス内容の変更、追加、削除を行うことができるものとします。

2 乙は、乙の事情により本サービスを中止する場合は、甲に事前に通知するものとします。

3 乙は、甲が本約款に違反したときは、事前の催告を要することなく、本サービスの提供を中止することができるものとします。

（本データの使用許諾）

第5条 乙は、甲に対して、本データについて、以下の権利を非独占的に許諾します。

(1) 対象機器上で閲覧すること。

(2) 本サービスにおいて予め備えられた機能を用いて、対象機器にPDF形式でダウンロードし、当該ダウンロードした対象機器に保存し、当該保存した本データを甲の防災業務内で使用すること。

- (3) 本サービスにおいて予め備えられた機能を用いて、前号所定の対象機器が設置された部署内における防災業務の目的において紙媒体に印刷出力すること（本号に基づき印刷出力した本データを以下「印刷地図」という。）。

（甲の遵守事項）

第6条 甲は、以下の事項を遵守するものとします。

- (1) アクセス権者に限り、乙に本データの送信を求めさせること。
- (2) ID等を、善良なる管理者の注意をもって保管・管理するものとし、第三者に使用又は利用させないこと。
- (3) 乙の指定する利用環境を確保・維持すること。
- (4) 本条第(1)号のために、アクセス権者の認証にあたり、その仕組み、システム等について現時点で取り得る技術的な対応等必要な措置を講ずること。
- (5) 本約款で明示的に許諾される場合を除き、本データの一部でも複製、加工、改変、出力、抽出、転記、送信その他の使用及び利用をしないこと。
- (6) 本約款で明示的に許諾される場合を除き、本データ（形態の如何を問わず、その全部又は一部の複製物、出力物、抽出物その他の利用物を含む。）の一部でも有償無償を問わず、又は譲渡・使用許諾、送信その他いかなる方法によっても第三者に使用させないこと。
- (7) 本データを印刷出力するにあたり以下の事項を遵守すること。但し、事前に乙の許諾を得た場合はこの限りではないものとします。

ア 印刷地図を第5条第(3)号所定の目的以外の目的で使用又は利用しないこと。

イ 乙の指定する著作権表示等を印刷地図上に表示させること。

ウ 印刷地図を製本、冊子、ファイリング等のまとめた形態又は印刷地図同士を貼り合わせた形態にして使用及び利用しないこと。

エ 印刷地図を第三者に配布しないこと。

オ 印刷地図のサイズはA3判以下とすること。

- (8) 本サービスの利用状況の記録（対象機器の台数、設置場所、アクセス権者の数等）を作成し、かつ、乙が要請した場合には、これを閲覧又はコピーさせること。

（不保証及び免責）

第7条 乙は、本サービス又は本データが完全性、正確性、非侵害等を有することを保証するものではないものとします。

2 乙は、甲の本サービスの利用に伴い、甲又は第三者が被った損害について免責されるものとします。

（権利の帰属）

第8条 本サービス及び本データに関する知的財産権は乙又は乙に権利を許諾した第三者に帰属するものとします。

（その他）

第9条 甲は、乙の書面による事前の承諾なくして、本約款に基づく本サービスの利用権を他に譲渡し又は担保に供してはならないものとします。

以 上

協定 その他 12 災害時における行政手続の支援活動に関する協定書 （東京都行政書士会多摩中央支部）	
---	--

文書管理機関名：市総務部	本編該当頁：第2部 p230
--------------	----------------

災害時における行政手続の支援活動に関する協定書

小金井市（以下「甲」という。）と東京都行政書士会多摩中央支部（以下「乙」という。）とは、災害時における行政手続の支援活動（以下「支援活動」という。）に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、災害時において甲の要請に基づき、乙が甲に協力して実施する支援活動に関し必要な事項を定めることにより、円滑かつ着実な被災者支援に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 本協定において「災害時」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める災害が発生したときをいう。

2 本協定において、「災害時における行政手続」とは、り災証明書の発行その他災害時において被災者の生活再建、復旧及び復興のために必要となる行政手続をいう。

（協力の要請）

第3条 甲は、災害時において支援活動が必要であると認める場合は、乙に協議を要請するものとする。

2 前項の要請は、協力要請書（様式第1号。以下「要請書」という。）により行うものとする。ただし、事態の急迫等要請書によることができない事情がある場合は、口頭、電話、電磁的方法その他の方法によることができる。

3 前項ただし書の場合においては、甲は、事後速やかに要請書を乙に提出するものとする。

4 乙は、第1項の要請を受けた場合は、速やかに行政手続支援実施本部（以下「実施本部」という。）を設置し、乙の会員の中から必要な要員を確保するものとする。

5 実施本部は、東京都行政書士会多摩中央支部長（以下「支部長」という。）の指揮の下、第6条に定める支援活動を実施する。

（支援活動の根拠等）

第4条 実施本部が実施する支援活動の範囲は、行政書士法（昭和26年法律第4号）に定める業務の範囲とする。ただし、第6条第1項第5号に定める場合については、この限りでない。

2 実施本部は、支援活動の実施に当たり必要があると認める場合は、他地域の行政書士会もしくはその支部又は他の専門家の協力を得て支援活動の迅速な実施を図ることができる。

（当事者間の連絡及び調整）

第5条 支援活動の実施についての連絡及び調整の責任者は、甲にあつては地域安全課長、乙にあつては支部長とする。

2 前項に定める者に事故又は支障が生じた場合は、甲及び乙においてあらかじめ事務担当者名簿（様式第2号。以下「担当者名簿」という。）で定める順位に従い、他の担当者がその職務を代行する。

3 乙は、個別の支援活動について甲と協議する事項が生じた場合は、当該事項の担当課（当該事項を担当するものとして甲において担当者名簿で定める課をいう。）に連絡するものとする。

4 甲及び乙は、本協定締結の日から60日以内に、最初の担当者名簿を作成し、相手方に提出するものとする。

5 甲及び乙は、変更等があった場合は、遅滞なく、変更後の担当者名簿を作成し、相手方に提出するものとする。

（支援活動の内容）

第6条 実施本部は、支援活動として、次に掲げる事項について相談、手続の代理又は代行その他援助を実施する。

- (1) 災証明書の申請その他災害時における申請全般に関すること。
- (2) 官公署に提出する書類の作成及びその提出手続に関すること。
- (3) 権利義務・事実証明関係書類の作成に関すること。
- (4) 前各号のほか行政書士法に定める業務に関すること。
- (5) 第1号の申請について甲が行う被災者支援業務に関すること。

2 前項の支援活動は、小金井市役所及びその他の甲と協議して定める場所において実施するものとする。

（支援活動の広報）

第7条 甲は、災害時において乙に協力を要請する際には、支援活動の実施場所及び支援活動の内容について広報に努めるものとする。

（支援活動の対価）

第8条 実施本部は、支援活動の実施について、被災者から一切の対価を受けない。

（費用の負担）

第9条 甲は、乙からの支援活動の報告を受け、乙が当該活動に要した実費相当の経費について負担するものとする。

（協議）

第10条 この協定に定めのない事項及び疑義が生じた事項は、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

（有効期間）

第11条 この協定の有効期間は、令和2年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の3か月前までに甲乙いずれからも解除又は変更の申出がないときは1年間延長されたものとみなし、以後この例によるものとする。

甲と乙は、この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上各自1通を保有する。

令和元年7月10日

甲 小金井市本町六丁目6番3号
小金井市
小金井市長

乙 小金井市本町六丁目10番3-110号
東京都行政書士会多摩中央支部
支部長

様式第1号（第3条関係）

年 月 日

東京都行政書士会多摩中央支部
支部長 様

小金井市長

協 力 要 請 書

災害時における行政手続の支援活動に関する協定書第3条に基づき、下記のとおり支援活動の実施を要請します。

記

要請担当者	所属	職名
	氏名	電話 ー
要請日時	年 月 日 () 午後・午前 時 分	
要請内容		
場所		
人数		
期間		
備考		

様式第2号（第5条関係）

事務担当者名簿

年 月 日現在

【小金井市】

(1) 連絡及び調整の責任者

	責任者	副責任者
役職・氏名		
電話番号		
FAX番号		

(2) 各事項の担当課

ア リ災証明書に関する事項

	責任者	副責任者
役職・氏名		
電話番号		
FAX番号		

イ 生活再建相談に関する事項

	責任者	副責任者
役職・氏名		
電話番号		
FAX番号		

ウ 医療救援所に関する事項

	責任者	副責任者
役職・氏名		
電話番号		
FAX番号		

【東京都行政書士会多摩中央支部】

連絡及び調整の責任者

	責任者	副責任者
役職・氏名		
電話番号		
FAX番号		

協定 その他 13 建築関係専門技術者による応急対策活動に関する協定 （東京建築士会多摩ブロック南部支部）	
文書管理機関名：市総務部	本編該当頁：第2部 p422-423, p447

建築関係専門技術者による応急対策活動に関する協定

小金井市を「甲」とし、東京建築士会多摩ブロック南部支部を「乙」として、甲乙間において次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、地震等により小金井市に大規模な災害が発生した場合に、甲から乙に対し、支援協力を要請し、被災建築物等に対する緊急・応急対策を円滑に進めることを目的とする。

（支援協力の業務内容）

第2条 甲が乙に支援協力を要請する業務は、次のとおりとする。

- (1) 被災建築物の応急危険度判定
- (2) 被災宅地の応急危険度判定
- (3) 家屋・住家被害状況調査
- (4) 一般被災住宅の応急修理
- (5) 以上の業務の補助又はこれに準ずる業務
- (6) 被災住宅等の再建・修理等土地建物に係る相談業務
- (7) 発災直後のそれぞれの市内居住地、市内勤務地及び周辺の被災状況の通報
- (8) その他甲が必要と認める業務

（業務の要請）

第3条 甲が乙に対し、第2条の業務について支援協力を要請する場合は、業務内容、支援活動地域、対象建築物等の必要事項を記載した「支援協力要請書」（別記第1号様式）を提出するものとする。

2 乙は、甲からの前項の規定による要請を受けた場合は、平日、休日及び昼夜にかかわらず直ちに所属の会員の中から要請に応じられる者を選抜し、甲が指定する場所に派遣する。この場合において、甲に対し「支援協力要請承諾書」（別記第2号様式）を、業務が完了した場合は「業務完了報告書」（別記第3号様式）を提出するものとする。ただし、特別な事情により協力ができない場合は、その旨を遅滞なく甲に報告する。

（業務の指示）

第4条 第2条の業務に係る指示及び連絡調整は、あらかじめ甲の組織内で分担している責任者が行うものとする。

（平常時の協力等）

第5条 甲と乙とは、災害時における本協定の円滑な運用を図るため、平常時から連絡体制を整備するものとする。

2 乙は、甲から要請があった場合は、甲が実施する第2条の業務に関わる講習会や訓練会に参

協定 その他 13 建築関係専門技術者による応急対策活動に関する協定（東京建築士会多摩ブロック南部支部）

加するとともに、必要な協力を行う。

（費用弁償等）

第6条 乙が甲の要請により行った業務に要した経費や資材の実費は原則として甲が負担する。

（従事者の災害補償）

第7条 甲は、甲の要請によりこの協定に基づく業務に従事したものが、その者の責めに帰することのできない理由により死亡又は負傷等した場合は、東京都防災ボランティアに関する要綱（東京都総務局）及び東京都市町村消防団員等公務災害補償条例（昭和63年東京市町村総合事務組合条例第19号）の規定の限度において補償するものとする。

（有効期間）

第8条 この協定の有効期限は、協定の締結日から令和3年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の60日前までに、甲乙いずれかが協定の解除又は変更を申し出ないときは、有効期間が1年間延長されたものとみなし、その後もまた同様とする。

（協議）

第9条 この協定に定めのない事項及びこの協定の実施について疑義が生じたときは、その都度甲乙協議の上、決定する。

本協定の締結の証として、本協定書2通を作成し、それぞれ記名押印の上、その1通を保有する。

令和2年7月1日

甲 東京都小金井市本町六丁目6番3号
小金井市
代表者 小金井市長

乙 東京都稲城市向陽台三丁目27番14号
東京建築士会多摩ブロック南部支部
代表者 支部長

協定 その他 14 避難場所となる都立公園等における連携協力に関する基本協定書（東京都）

文書管理機関名：市総務部

本編該当頁：第2部 p355

避難場所となる都立公園等における連携協力に関する基本協定書

震災時等に避難場所の運営を行う小金井市（以下「甲」という。）と都立公園等の管理者である東京都建設局（以下「乙」という。）とは、避難場所となる都立公園等における避難者（市民、在勤在学者、来園者、帰宅困難者等）対応等に必要な連携協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、震災時等に避難場所となる甲の区域内の都立公園等において、甲が行う避難場所の運営等に係る甲と乙の連携協力に関し、基本的な事項を定める。

（対象都立公園等）

第2条 本協定の対象となる都立公園等（以下「当該公園等」という。）は、別表のとおりとする。

（基本理念）

第3条 震災時等に避難場所となる都立公園等において、甲と乙は、迅速かつ的確な避難者対応のため、連携協力するものとし、乙は、甲が円滑に避難場所の運営等ができるよう、当該公園等の指定管理者（以下「指定管理者」という。）を適切に指導する。

（連携協力）

第4条 甲が行う避難場所の運営等に必要な具体的な取組については、乙の指導に基づき、指定管理者が甲の災害対策所管部署と別途協議のうえ、確認書により定める。

（その他）

第5条 本協定に定めのない事項又は本協定に疑義が生じた場合は、甲乙協議のうえ、決定する。

上記協定締結の証として、甲と乙とは本協定書を2通作成し、それぞれ記名押印のうえ、各1通を保有する。

令和2年11月13日

（甲）小金井市本町六丁目6番3号
小金井市長 西岡 真一郎

（乙）新宿区西新宿二丁目8番1号
東京都建設局長 中島 高志

別 表

対象都立公園等

番 号	名 称	備 考
1	小金井公園	
2	野川公園	
3	武蔵野公園	
4	多磨霊園	

協定 その他 15 都立小金井公園における連携協力に関する確認書 （公益財団法人東京都公園協会）	
文書管理機関名：市総務部	本編該当頁：第2部 p355

都立小金井公園における連携協力に関する確認書

小金井市（以下「甲」という。）と都立小金井公園の指定管理者である公益財団法人東京都公園協会（以下「乙」という。）とは、甲と東京都建設局が令和2年11月13日付けで締結した「避難場所となる都立公園等における連携協力に関する基本協定書」第4条の規定に基づき、次のとおり確認書を締結する。なお、甲、乙が平成28年7月1日付けで締結した「災害時の避難場所等における連携・協力体制に関する協定書」は、本確認書の締結日をもって終了するものとする。

（目的）

第1条 この確認書は、都立小金井公園における震災時等の避難場所の円滑な運用等を図るため、乙の連携協力の具体的な取組に関し、必要な事項を定める。

（初動対応に係る連携協力）

第2条 乙は、発災時の初動対応に必要な態勢をあらかじめ構築し、発災後は、迅速に園内点検と応急対策を講じるとともに、避難者（災害時要配慮者を含む。）及び避難場所の状況（被害状況、食糧及び給水状況など）等を甲の指定する連絡手段などにより、速やかに連絡し、甲による避難場所の状況把握等に協力する。

2 乙は、甲による避難者の安全保持や必要な物資等の提供などの対応を連携して行えるよう、必要な準備を整える。

（避難場所に係る連携協力）

第3条 乙は、発災時に、甲の要請に基づき、甲と連携して、可能な範囲で以下の避難者対応等の協力を行う。

（1）避難者の支援

- ア 災害情報・避難所情報等の提供
- イ けが人、急病人などの応急救護等
- ウ 災害時要配慮者の支援

（2）公園内の防災関連施設（防災トイレ、かまどベンチなど）の使用に係る支援

（3）公園内への食糧や防災資材等の運搬が必要となった場合の協力

2 事態が急迫し、甲が東京都災害対策本部又は乙に対して、応援を要請する時間がない場合は、乙が可能な範囲で前項に係る支援を行い、事後、所定の手続きを行うよう、甲に求めるものとする。

3 乙は、発災時の「大規模救出救助活動拠点」について、甲と連携協力し、可能な範囲で活動拠点としての機能を確保するよう支援を行う。

4 公園内で災害時臨時離着陸場などの使用がなされる場合には、避難者の安全保持に相互に協力する。

（平常時からの連携協力）

第4条 乙は、甲が発災時に避難場所としての円滑な運用等が行えるよう、平常時から以下の協力を行う。

（1）発災時の公園内の防災関連施設の運用に関する協議を行う。

- (2) 発災時における甲との連絡等のため、甲の指定する連絡手段などによる定期的な訓練を実施する。
- (3) 乙は、甲が行う地域住民等への防災意識の普及啓発に協力するとともに、公園の近隣住民等との下記の連携及び協力の推進に努める。
 - ア 避難場所及び大規模救出救助活動拠点としての役割（ヘリコプターの離発着スペースなど）や防災関連施設等の住民等への周知
 - イ 地域連携による防災訓練、住民との防災意見交換等の実施
 - ウ 避難場所における住民による自助及び共助推進の普及
 - エ 近隣住民等による避難場所運用協力の依頼

（協議）

第5条 本確認書に定めのない事項又は本確認書に疑義が生じた場合は、甲乙協議のうえ決定する。

（有効期間）

第6条 この確認書の有効期間は、確認書締結の日から乙の指定管理期間の終了する日までとする。

- 2 甲及び乙は、有効期間中であっても、協議してこの確認書を改定することができる。

上記確認の証として、甲と乙とは本確認書を2通作成し、それぞれ記名押印のうえ、各1通を保有する。

令和2年11月13日

(甲) 東京都小金井市本町6丁目6番3号
小金井市長 西岡 真一郎

(乙) 東京都新宿区歌舞伎町二丁目44番1号
都立小金井公園
指定管理者 公益財団法人東京都公園協会
理事長 佐藤 伸朗

協定 その他 16 災害時における相互連携に関する基本協定 （東京電力パワーグリッド株式会社武蔵野支社）	
文書管理機関名：市総務部	本編該当頁：第2部 p263

災害時における相互連携に関する基本協定

小金井市（以下「甲」という。）と東京電力パワーグリッド株式会社武蔵野支社（以下「乙」という。）は、自然災害に伴い所管施設に被害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、早期の復旧を実現するため甲及び乙における相互協力に関し、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、災害時における、甲及び乙の協力関係構築に資する事項を定め、地域の防災力を高めることを目的とする。

（連絡体制）

第2条 甲及び乙は、災害時の連携を図るため、直通電話の設置等、連絡体制を確立する。

2 甲及び乙は、甲乙協議の上、甲又は乙の職員を互いに派遣できるものとする。

（災害時の情報連携）

第3条 甲及び乙は、災害時、次に掲げるとおり情報を相互に提供する。

- (1) 甲は乙に対し、復旧を優先すべき重要施設（ライフラインの迅速な復旧が求められる病院等）のリストを作成し、更新の都度随時提供
- (2) 甲は乙に対し、住民が避難している地域、避難所の情報を提供
- (3) 乙は甲に対し、所管施設の被害状況、停電の発生状況、復旧見込等、停電に関連する体制確保状況などの情報を提供
- (4) 甲及び乙は、それぞれが知り得た道路陥没、水没、土砂崩落、樹木倒壊等による道路寸断の情報、道路復旧の状況を共有

（災害時の相互協力）

第4条 甲及び乙は、災害時、次に掲げる事項について自ら行う業務に支障のない範囲において相互に協力する。

- (1) 電力の復旧に支障となる障害物等の除去や応急措置の実施
- (2) 乙が所有する電力設備が甲の施設の支障となっている場合の除去作業
- (3) 甲及び乙が所有する施設や駐車場等の利用
- (4) 住民への停電情報等の周知のため、甲の広報手段の利用

（覚書の締結）

第5条 甲及び乙は、本協定各条に定める甲及び乙の役割や具体的な実施事項、相互利用する施設等について、別に覚書等を締結し定めるものとする。

（秘密保持）

第6条 甲及び乙は、本協定に基づく活動を通じて知り得た秘密情報を他人に開示し、又は漏えいしてはならない。

（協定期間）

第7条 本協定の有効期間は、本協定締結の日から令和3年3月31日までとする。ただし、期間が満了する1か月前までに、甲又は乙が各相手方に対し、特段の意思表示をしない場合は、本協定は、期間満了の日の翌日から更に1年間同一の条件をもって更新するものとし、以後も同様とする。

（協議）

第8条 本協定に関し、定めのない事項又は疑義が生じた場合は、甲乙協議して定めるものとする。

本協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自1通を保有する。

令和2年12月22日

東京都小金井市本町六丁目6番3号

甲 小金井市

小金井市長 西岡 真一郎

東京都武蔵野市西久保1丁目6番24号

乙 東京電力パワーグリッド株式会社

武蔵野支社支社長 鳥越 千尋

協定 その他 17 災害時における民間事業者施設の使用等に関する協定書
（GEN HOSTEL株式会社）

文書管理機関名：市総務部

本編該当頁：第2部 p368

災害時における民間事業者施設の使用等に関する協定書

小金井市（以下「甲」という。）とGEN HOSTEL株式会社（以下「乙」という。）は、災害時におけるWild Cherry Blossom-HOSTEL, TOKYO KOGANEI（東京都小金井市中町四丁目15番14号。以下「本建物」という。）の使用に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲が、乙の管理する本建物の一部を災害時における国又は他の自治体からの応援職員及び派遣職員（以下「応援職員等」という。）の宿泊場所並びに避難者及び市内で発生した火災において自宅に住めなくなった方の一時避難先として使用することについて必要な事項を定めることを目的とする。

（協力の要請）

第2条 甲は、乙に対して、市内に災害等が発生し、又は発生する恐れが生じた場合の応援職員等の宿泊場所及び避難者の一時避難先並びに火災により住めなくなった方が発生した場合の宿泊先の確保のため、必要な協力を要請することができる。

2 乙は、前項の要請を受けたときは、スペースの提供及び人材の活用を図り、可能な限り甲に協力するものとする。

（協力の内容）

第3条 前条に規定する協力の内容は、次のとおりとする。

- (1) 応援職員等の宿泊施設としての客室の提供
- (2) 避難者の一時避難先としての客室の提供
- (3) 火災により自宅に住めなくなった方への客室の提供
- (4) その他甲乙が協議し、協議が整った事項

（宿泊施設の使用）

第4条 甲は、前条の協力を要請するときは、電話等により口頭で行い、後日文書により処理するものとする。

（費用負担）

第5条 甲及び乙は、第3条の宿泊施設としての客室の使用に係る費用については、実費弁償を原則として別途協議する。

（従事者の損害補償）

第6条 甲は、甲の要請によりこの協定に基づく業務に従事した者が、その者の責めに帰することのできない理由により死亡し、又は負傷した場合は、東京都市町村消防団員等公務災害補償条例（昭和63年東京市町村総合事務組合条例第19号）の規定の限度において補償するものとする。

（防災訓練）

第7条 乙は、甲からの要請があったときは、甲の実施する防災訓練に参加し、協力するものとする。

（協定期間）

第8条 本協定の有効期限は、協定締結の日から令和3年3月31日までとする。ただし、有効期限満了の1か月前までに甲乙いずれからも申し出がないときは、引き続き同一条件をもって1年間更新されるものとし、以降も同様とする。

（協議）

第9条 本協定の内容に疑義が生じた場合及びこの協定書に定めのない事項については、甲乙協議の上、決定する。

甲と乙とは、本書2通を作成し、双方押印の上、各1通を保有する。

令和3年1月20日

甲 小金井市本町六丁目6番3号
小金井市
小金井市長 西岡 真一郎

乙 立川市柴崎町三丁目7番16号
GEN HOSTEL株式会社
代表取締役 高島 優

協定 その他 18 災害時における無人航空機を活用した技術提供及び支援活動等に関する協定書（株式会社フライト）

文書管理機関名：市総務部

本編該当頁：第2部 p230

災害時における無人航空機を活用した技術提供及び
支援活動等に関する協定書

小金井市（以下「甲」という。）と株式会社フライト（以下「乙」という。）とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害（以下「災害」という。）が甲の区域内に発生したときに備え、相互の協力体制に関し、次のとおり協定を締結する。

（協定の趣旨）

第1条 この協定は、甲の区域内において災害が発生したときに備え、平時から相互に協力して調査研究を行うとともに、発災時に実施する乙による支援活動について、必要な事項を定めるものとする。

（調査研究等の実施）

第2条 甲乙は、平常時から災害に備えた調査研究を実施し、相互に情報交換するとともに、訓練等の具体の活動を行うものとする。

（技術提供）

第3条 乙は、甲に対し保有技術（特許第6772357号：無人航空機による点検情報提供システム）の提供を行う。

2 乙における新規の開発技術については、甲に対し前項と同様に提供を行う。

（支援活動の実施）

第4条 乙は、発災時に緊急に支援活動が必要であると認められるときは、航空法施行規則（昭和27年運輸省令第56号）第236条の9に規定する国若しくは地方公共団体又はこれらの者の依頼により捜索若しくは救助を行う者として、自主的な判断に基づき、次に掲げる支援活動（以下「支援活動」という。）を行うものとする。

- (1) 無人航空機（ドローン）による被災状況の調査
- (2) 無人航空機（ドローン）により撮影した情報の甲への提供
- (3) 前各号に定めるもののほか、甲乙協議の上定める事項

2 甲は、乙が支援活動を遅滞なく行えるよう、平常時から可能な範囲で協力をするものとする。

（情報等の使用及び提供の制限）

第5条 乙は、前条第1項第2号により撮影した情報を、甲の許可がある場合を除き、発災時における支援活動以外の目的に使用し、又は甲以外の者に提供してはならない。

（連絡窓口）

第6条 甲乙は、災害が発生したときに必要な情報等を相互に提供することにより支援活動の円滑な運営を図るため、平時から甲乙互いに連絡担当を定めるものとする。

（経費の負担）

第7条 第3条及び第4条第1項各号に掲げる活動に要する経費の負担は、法令その他特別に定めがあるものを除くほか、原則として乙の負担とする。

2 前項の規定により、甲乙ともに経費の負担が判断し難いときは、その都度甲乙協議して定めるものとする。

（災害補償等）

第8条 乙がその調査研究・支援活動により負傷、疾病又は死亡した場合における災害補償については、乙が負担する。

2 乙が調査研究・支援活動中に第三者に損害を与えた場合には、乙がその損害の賠償に要する費用を負担する。

（防災訓練への参加）

第9条 乙は、甲の要請に基づき、甲が行う防災訓練等に対し、必要な協力を行うものとする。

（協定の期間）

第10条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、期間満了の3か月前までに、甲乙いずれからも何ら意思表示がないときは、期間満了の翌日から更に1年間この協定は更新されたものとみなし、その後もまた同様とする。

（その他）

第11条 この協定の実施に関し、必要な事項又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議の上定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和3年3月10日

甲 東京都小金井市本町六丁目6番3号
小金井市
小金井市長

乙 東京都小金井市東町一丁目8番21号
株式会社フライト
代表取締役

**協定 その他 19 災害時における電動車両等の支援に関する協定書
（東日本三菱自動車販売株式会社及び三菱自動車工業株式会社）**

文書管理機関名：市総務部

本編該当頁：第2部 p386

災害時における電動車両等の支援に関する協定書

小金井市（以下「甲」という。）、東日本三菱自動車販売株式会社（以下「乙」という。）及び三菱自動車工業株式会社（以下「丙」という。）とは、災害時における電動車両等の支援に関し次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、小金井市内において災害（異常かつ激甚な非常災害をいう。以下同じ。）の発生時に、甲、乙及び丙が相互に連携し、円滑な災害応急対策を実施することを目的として、電動車両等の貸与について必要な事項を定めるとともに、平時においても電動車両の災害の発生時における有用性を広く市民に知らせ、甲、乙及び丙が共に理解醸成に努めるものとする。

（電動車両等の種類）

第2条 乙が甲に対して貸与する電動車両等は、次に掲げるものとする。

- (1) 電気自動車
- (2) プラグインハイブリッド車
- (3) 前2号に掲げるもののほか、自動車からの外部給電に必要な機器

（貸与の要請）

第3条 甲は、災害の発生時における応急対策のため、乙が保有する電動車両等（前条に規定する電動車両等をいう。以下同じ。）の貸与を必要とする場合は、丙に対し電話等により当該貸与に係る要請を行うものとする。この場合において、当該要請を受けた丙は、乙が貸与することが可能な電動車両等を確認し、乙と調整の上、当該要請に係る対応について甲に連絡するものとする。

- 2 前項に規定する連絡を受けた後、甲は、乙に対し、電動車両等の貸与について災害時における電動車両等の貸与要請書（様式第1号）により要請するものとする。
- 3 乙は、前項の規定により要請があったときは、危険性を考慮し、業務に支障を来さない範囲で、乙が保有する電動車両等を甲に優先的に貸与するよう努めるものとする。
- 4 丙は、第2項の規定により甲が要請する電動車両等の種類及び数量等に関し、乙が保有する電動車両等を貸与することが困難な場合は、電動車両等の確保に努めるものとする。

（電動車両等の引渡し等）

第4条 乙又は丙は、前条第2項の規定による要請を受け、電動車両等を甲に貸与する場合は、甲の指定する場所に運搬し、電動車両等の種類・数量について確認の上、甲が指定する者に対して引渡しを行うものとする。

2 乙又は丙は、前項の規定により、電動車両等の引渡しを行った場合は、速やかに口頭又は電話等により甲に連絡し、甲に対して災害時における電動車両等の貸与報告書（様式第2号）を提出するものとする。

（貸与期間）

第5条 電動車両等の貸与期間は、電動車両等の引渡日から起算して1週間程度とする。ただし、貸与期間を変更する必要がある場合は、甲乙丙協議の上、決定するものとする。

（電動車両等の返却）

第6条 乙が甲に貸与した電動車両等の返却時期及び返却場所については、甲及び乙が協議の上、決定するものとする。

（費用負担）

第7条 貸与期間中の電動車両等に係る費用（電気代、燃料代その他消耗品等に係る費用をいう。）については、甲が負担するものとする。

2 前項の費用は、発災直前における適正な価格を基礎として、甲、乙及び丙が協議の上、決定するものとする。

（補償）

第8条 貸与期間中に生じた電動車両等による損害の補償については、次に掲げるとおりとする。

(1) 甲の責めに帰すべき事故により、第三者に与えた物的もしくは人的損害又は電動車両等に生じた損害については、甲が補償責任を負うものとする。ただし、当該帰責事由が不明な場合は、甲、乙及び丙が協議の上、その賠償に当たるものとする。

(2) 自動車保険が適用される場合は、次条の規定により取り扱うものとする。

（保険について）

第9条 乙は、電動車両等の貸与に当たり乙又は丙の負担により自賠責保険及び任意保険に加入するものとし、甲は、貸与期間中に事故が発生した場合は、速やかに乙へその旨を連絡し、乙又は丙の加入している保険の適用を受けるものとする。

2 前項に規定する保険の適用に保険会社免責分（保険加入者負担分）が発生した場合は、原則甲が負担するものとする。

（費用の支払）

第10条 甲、乙及び丙は、この協定に基づく正当な費用について支払の請求があった場合は、速やかに相手方に対してこれを支払うものとする。

（使用上の留意事項）

第11条 甲は、貸与を受けた電動車両等を次に掲げるとおり使用するものとする。

(1) 乙又は丙が指示する使用の条件を遵守し、できるだけ安全な場所で使用する。

(2) 原則として、小金井市内で使用する。

(3) 故障又は何らかの原因により電動車両等を使用できなくなったときは、第14条第3項の規定により、乙に速やかに連絡する。

(電動車両等の管理)

第12条 甲は、第4条に定める引渡しを行った時から第6条に定める返却時まで、貸与された電動車両等の使用者、使用場所及び使用状況の把握に努めるものとする。

(連絡責任者)

第13条 甲、乙及び丙は、この協定に関する連絡責任者を事前に定め、連絡担当部署報告書（様式第3号）により相互に報告するものとする。当該連絡責任者に変更が生じた場合も同様とする。

(電動車両等の情報提供)

第14条 乙及び丙は、甲から求められた場合は、災害時に電力供給が可能な電動車両等の情報を甲に提供するものとする。

2 甲は、乙及び丙から求められた場合は、貸与された電動車両等の使用状況に関する情報を、乙及び丙に提供するものとする。

3 甲は貸与期間中、電動車両等に不調が生じた場合等、災害応急対策を進めるに当たり問題が生じた場合には、速やかに乙に連絡し、甲、乙及び丙で対応を協議するものとする。

(平時の取組)

第15条 甲、乙及び丙は、平時においても電動車両の災害時における有用性を広く市民に知らしめ、理解を醸成していくことに努めるものとする。

2 乙及び丙は、この協定に基づく協力体制が円滑に行われるよう、必要に応じて、甲が行う防災訓練等に協力するものとする。

3 前項の防災訓練等の協力に要する費用は、原則として乙の負担とする。

(不可抗力免責)

第16条 激甚な天変地異、戦争・内乱・暴動、法令の改廃・制定、公権力による命令・処分、労働争議、輸送機関・通信回線の事故、交通の途絶、施設・設備の被災その他当事者の責めに帰すことのできない不可抗力による協定の全部もしくは一部の履行遅滞、履行不能又は不完全履行については、当該当事者は責任を負わないものとする。

(協議)

第17条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じた事項は、甲、乙及び丙が協議の上、定めるものとする。

(有効期間)

第18条 この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して1年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の日の2月前までに、甲、乙又は丙のいずれからも書面による異議の申出がない限り、有効期間満了の日の翌日から起算して更に1年間有効期間を延長することとし、以後も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書を3通作成し、甲乙丙それぞれ署名の上、各1通を保有するものとする。

令和3年5月20日

甲 東京都小金井市本町六丁目6番3号
小金井市長 西岡 真一郎

乙 東京都目黒区鷹番一丁目4番7号
東日本三菱自動車販売株式会社
取締役社長 長田 昭夫

丙 東京都港区芝浦三丁目1番21号
三菱自動車工業株式会社
取締役 代表執行役社長 兼
最高経営責任者 加藤 隆雄

様式第1号(第3条関係)

年 月 日

災害時における電動車両等の貸与要請書

会社名	
代表	様

小金井市長

小金井市、東日本三菱自動車販売株式会社及び三菱自動車工業株式会社の災害時における電動車両等の支援に関する協定書第3条第2項の規定により、次のとおり要請します。

担当者	部署 氏名 電話番号 FAX番号 メールアドレス
口頭・電話等による要請日時	年 月 日 時 分
貸与要請理由	
電動車両等の種類・数量	種類 数量
貸与場所	住所
貸与期間	年 月 日～ 年 月 日
その他必要な事項	

様式第2号(第4条関係)

年 月 日

災害時における電動車両等の貸与報告書

(宛先) 小金井市長

会社名
代表

小金井市、東日本三菱自動車販売株式会社及び三菱自動車工業株式会社の災害時における電動車両等の支援に関する協定書第4条第2項の規定により、次のとおり報告します。

担当者	部署 氏名 電話番号 FAX番号 メールアドレス
電動車両等の種類・数量	種類 数量
貸与場所	住所
貸与期間	年 月 日～ 年 月 日
その他必要な事項	

様式第3号(第13条関係)

年 月 日

連絡担当部署報告書

団体・会社名

小金井市、東日本三菱自動車販売株式会社及び三菱自動車工業株式会社の災害時における電動車両等の支援に関する協定書第13条の規定により、次のとおり報告します。

(年 月 日現在)

第一順位	部署 氏名 電話番号 FAX番号 メールアドレス	
第二順位	部署 氏名 電話番号 FAX番号 メールアドレス	
第三順位	部署 氏名 電話番号 FAX番号 メールアドレス	

※電話番号については緊急時にもつながるものが望ましい。

協定 その他 20 災害時における停電復旧及び啓開作業の相互協力に関する覚書（東京電力パワーグリッド株式会社武蔵野支社）

文書管理機関名：市総務部

本編該当頁：第2部 p176

災害時における停電復旧及び啓開作業の相互協力に関する覚書

小金井市（以下「甲」という。）と東京電力パワーグリッド株式会社武蔵野支社（以下「乙」という。）は、令和2年12月22日付で締結した「災害時における相互連携に関する基本協定」に基づき、次のとおり必要な事項を定めるものとする。

（目的及び原則）

第1条 本覚書は、甲及び乙が停電復旧作業並びに道路及びその他区域の啓開作業を早急に実施するため、円滑に作業に当たれるよう相互協力を行うことを目的とする。

2 相互協力にあたっては各所管法令等の定めに従って対応するものとする。なお、停電の長期化や復旧に緊急を要する状況などにおいては、双方協議のうえ、必要と認められる場合に、災害対策基本法に基づき相互に協力する。

（対象区域）

第2条 本覚書の対象となる区域は、甲が管理する道路区域を原則とし、道路啓開に必要と判断された場合は、道路法第44条に基づき指定された沿道区域を含むものとする。

2 その他に相互の協力が必要な区域が発生した場合については、甲乙協議のうえ必要な範囲について定めるものとする。

（対象作業）

第3条 本覚書の対象となる作業は、乙が行う停電復旧作業及び甲が行う啓開作業の支障となる電力設備及び樹木・土砂等の障害物の除去作業を対象とする。

（要請の手続）

第4条 乙が甲に対して停電復旧作業への協力若しくは啓開作業の実施を要請する場合又は甲が乙に対して啓開作業への協力若しくは停電復旧作業の実施を要請する場合は、原則としてあらかじめ次の各号に定める事項を記載したメール等電子媒体を提出するものとする。

- （1）要請の種別（電力設備の除去／障害物の除去／両者）
- （2）場所（直近の電柱番号、住所、地図等）
- （3）作業内容
- （4）作業希望日時
- （5）要請者連絡先
- （6）その他必要な事項

- 2 緊急と判断された場合には、口頭又は電話等で要請を行うことができる。ただし、作業の実施後、前項に基づく手続きを行う。

（道路区域における作業の実施）

第5条 甲又は乙が要請を受けた場合、災害時に担う自らの業務に支障のない範囲で作業を行うものとする。

- 2 甲は、迅速な道路啓開に乙の電気工作物が支障をきたすと判断した際は、乙からの要請の有無にかかわらず、乙に代わり障害物の除去作業を実施することができる。
- 3 前項の作業を実施する際、甲は乙に対し、現場の安全確認を判断できる技術員の派遣を要請する。
- 4 乙は、停電復旧を早期に実施するにあたってやむを得ない場合に限り、甲からの要請を待たず、電話等で甲に連絡したうえで啓開作業を実施することができる。

（その他区域における作業の実施）

第6条 第2条第2項の区域における作業については、前条の規定に準じて甲乙協議のうえ実施するものとする。

（費用負担）

第7条 前2条に基づき実施された復旧作業及び啓開作業の費用負担は、別添「災害時における障害物の除去等に関わる停電復旧作業・道路啓開作業の費用負担」による。

- 2 甲及び乙は前項による請求を精査し速やかに費用を支払う。

（連絡体制）

第8条 甲及び乙は、自然災害に伴い所管施設に被害が発生し、又は発生する恐れがある場合は、相互協力のための連絡体制を確立し別途共有する。

- 2 前項の連絡体制に係る各機関部署の窓口に変更が生じた場合は、随時更新のうえ、甲乙共有する。

（実施責任）

第9条 関係機関への周知並びに第三者からの問い合わせ等の対応は、甲及び乙が連携して行う。

- 2 作業に伴い発生した事故・災害への対応は、作業を実施した者が責任を持って行う。

（定めのない事項等）

第10条 本覚書に関し、定めのない事項又は疑義が生じた場合は、甲乙協議して定める。

本覚書を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自1通を保有する。

令和3年10月8日

甲 東京都小金井市本町6丁目6番3号
小金井市長 西岡 真一郎

乙 東京都武蔵野市西久保1-6-24
東京電力パワーグリッド株式会社
武蔵野支社長 上田 晋也

協定 その他 21 多摩地域における下水道管路施設の災害時復旧支援に関する協定（東京都下水道局・多摩地域 30 市町村・公益財団法人東京都都市づくり公社・下水道メンテナンス協同組合）

文書管理機関名：市環境部

本編該当頁：第 2 部 p175

多摩地域における下水道管路施設の災害時復旧支援に関する協定（東京都下水道局・多摩地域30市町村・公益財団法人東京都都市づくり公社・下水道メンテナンス協同組合）

東京都下水道局（以下「甲」という。）、八王子市（以下「乙1」という。）、立川市（以下「乙2」という。）、武蔵野市（以下「乙3」という。）、三鷹市（以下「乙4」という。）、青梅市（以下「乙5」という。）、昭島市（以下「乙6」という。）、調布市（以下「乙7」という。）、町田市（以下「乙8」という。）、小金井市（以下「乙9」という。）、小平市（以下「乙10」という。）、日野市（以下「乙11」という。）、東村山市（以下「乙12」という。）、国分寺市（以下「乙13」という。）、国立市（以下「乙14」という。）、福生市（以下「乙15」という。）、狛江市（以下「乙16」という。）、東大和市（以下「乙17」という。）、清瀬市（以下「乙18」という。）、東久留米市（以下「乙19」という。）、武蔵村山市（以下「乙20」という。）、多摩市（以下「乙21」という。）、稲城市（以下「乙22」という。）、羽村市（以下「乙23」という。）、あきる野市（以下「乙24」という。）、西東京市（以下「乙25」という。）、瑞穂町（以下「乙26」という。）、日の出町（以下「乙27」という。）、檜原村（以下「乙28」という。）、奥多摩町（以下「乙29」という。）、府中市（以下「乙30」という。）（以下「乙1」から「乙30」までを総称して「乙」という。）、公益財団法人東京都都市づくり公社（以下「丙」という。）及び下水道メンテナンス協同組合（以下「丁」という。）は、地震等の災害により乙の管理する下水道管路施設が被災したときに行う復旧支援に関して、以下のとおり、協定を締結する。

なお、この協定の締結をもって、平成 29 年 3 月 31 日付けで甲、乙 1 から乙 29 まで、丙及び丁で締結した「多摩地域における下水道管路施設の災害時復旧支援に関する協定」は廃止する。

（目的）

第 1 条 この協定は、丙及び丁の乙に対する復旧支援に関して基本的な事項を定め、災害により被災した乙の管理する下水道管路施設の機能の早期回復を行うことを目的とする。

2 この協定は、下水道法（昭和 33 年法律第 79 号）第 15 条の 2 に規定する災害時維持修繕協定であるとともに、「多摩地域の下水道事業における災害時支援に関するルール」（以下「多摩ルール」という。）を補完するものである。

（対象）

第 2 条 この協定の対象となる下水道管路施設（以下「協定下水道施設」という。）は、乙が管理する公共下水道管路施設とし、下水道管きょ（圧送管を含む。）、人孔（マンホールポンプを含む。）、公設ます及び取付管とする。

（支援要請）

第 3 条 乙は、丙及び丁に対し、災害により被災した協定下水道施設の復旧業務（以下「業務」という。）

に対する支援を要請することができる。

- 2 丙及び丁は、乙の要請があったときは、特別な理由がない限り、乙に協力する。

（業務の内容）

第4条 乙が丙に支援を要請する業務は、協定下水道施設における乙が行う業務の支援とし、多摩ルールにおける応援自治体の業務と同等とする。

- 2 乙が丁に支援を要請する業務は、協定下水道施設の巡視、点検、調査、清掃及び修繕とする。
- 3 その他、甲、乙、丙及び丁間で協議し必要とされる業務

（支援要請の方法）

第5条 乙は、丙及び丁に対し支援要請を行うに当たり、甲に対し、丙及び丁への支援要請を依頼する。

- 2 甲は、丙及び丁に対し支援活動体制の報告依頼を行い、丙及び丁は支援活動の可否を検討し、支援活動体制を速やかに甲に報告する。
- 3 甲は、丙及び丁の支援可能な支援人員等及び乙の被災状況等を勘案し、丙及び丁への支援要請に対する支援活動体制の調整結果を乙、丙及び丁に対して連絡する。
- 4 乙は、前項の規定による甲からの支援活動体制の調整結果の連絡を受け、その範囲内で丙及び丁に対して支援要請を行う。

なお、小規模な被害で緊急を要する場合等においては、乙は丁に対し直接支援要請を依頼することができる。この場合、乙は速やかに甲に報告するものとする。

- 5 要請は、原則として書面により行うものとする。ただし、緊急時等で書面により難しい場合は、電子メールの送信、ファクシミリ装置を用いた送信、電話等で行うことができるものとし、この場合は事後において書面を提出するものとする。
- 6 本条の支援要請に関する窓口は、別に定める連絡窓口表による。

（支援体制）

第6条 丁は、乙の要請する業務を行うために、必要な人員、資器材等を確保し、可能な支援体制を整備しなければならない。

（報告）

第7条 丁は、あらかじめ前条の規定による支援体制の内容（支援協力の組合員名簿、提供可能な車両等の資器材及び人員）について毎年4月1日現在の体制を甲及び乙に報告するものとする。

- 2 丁は、前項の規定による支援体制に著しい変化があった場合又は甲及び乙の要求があった場合は、出動体制を速やかに甲及び乙に報告するものとする。
- 3 丙及び丁は、乙の要請により業務が終了した場合は、速やかに甲及び乙に対面をもって報告を行うものとする。

（業務の指揮）

第8条 業務の指揮は、協定下水道施設の管理者が別途定める者（以下「指揮者」という。）が行うものとし、丙及び丁はその指揮に従うものとする。

（丙の業務の実施）

第9条 丙は、第4条の規定による支援に当たっては、第8条に規定する指揮者の指揮のもと、甲とも緊密に連絡を取りながら、円滑に、かつ、臨機応変に業務を実施する。

（丁の業務の実施）

第10条 丁は、第4条の規定による支援に当たっては、甲が調整した支援活動体制に基づき、丁の組合員を業務の遂行に必要な区域に出動させ、業務を実施させるものとする。ただし、特別な理由により出動できない場合にはこの限りでない。

2 丁の組合員は、前項の規定による丁の指示があったときは、業務の遂行に必要な区域へ出動し、第8条に規定する指揮者の指揮のもと、業務を実施するものとする。

（費用の負担及び支払い）

第11条 この協定に基づき丙及び丁が業務に要した費用は、乙がそれぞれの協定下水道施設の管理区分における業務に要した費用に応じて負担する。

2 前項の規定に基づき、乙が負担する費用は、丙及び丁の請求により、乙1から乙30までが個別に支払うものとする。

3 乙は、丙及び丁からの請求があったときは、その内容を確認し、速やかに費用を支払うものとする。

（業務に必要な情報の扱い）

第12条 乙は、支援要請を行うに当たり、丙及び丁から要請があった場合は、被災情報及び現地情報を可能な限り提供するとともに下水道台帳等を提供する。

なお、乙が被災等の理由により、下水道台帳等を提供できない場合は、乙の要請により甲が提供することができる。

2 丙及び丁は、この協定に基づく業務により知り得た個人情報をこの協定に定めた業務の目的以外に使用又は第三者に提供してはならない。

（損害の処理）

第13条 業務の実施に伴い、甲、乙、丙及び丁の責に帰さない理由により第三者に損害を及ぼしたとき、又はその使用機材等に損害が生じたときは、丙及び丁は、その事実の発生後遅滞なく、その状況を書面により甲及び当該乙に報告し、その措置については甲、当該乙、丙及び丁が協議して定めるものとする。

（丁の組合員の災害補償）

第14条 丁の組合員が業務において負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡したときの災害補償については、その都度、甲、当該乙、丙及び丁が協議して定めるものとする。

（有効期間）

第15条 この協定の有効期間は協定の締結の日から平成31年3月31日までとする。ただし、期間満了の1月前までに甲、乙、丙又は丁から申し出のない場合は、更に1年間延長するものとし、以降も同様とする。

（協定に違反した場合の措置）

第 16 条 甲、乙、丙又は丁がこの協定の定め違反した場合においては、甲、乙 1 から乙 30 まで、丙及び丁は、協議の上、この協定を廃止することができる。

（その他）

第 17 条 この協定の解釈に疑義が生じたとき、又はこの協定の実施に関して必要な事項は、甲、乙 1 から乙 30 まで、丙及び丁が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書 33 通を作成し、甲、乙、丙及び丁が記名押印の上、各自 1 通を保有するものとする。

平成 30 年 10 月 29 日

甲 東京都新宿区西新宿二丁目 8 番 1 号
東京都公営企業管理者 下水道局長 小山 哲司

乙 1 東京都八王子市元本郷町三丁目 24 番 1 号
八王子市長 石森 孝志

乙 2 東京都立川市泉町 1156 番地の 9
立川市長 清水 庄平

乙 3 東京都武蔵野市緑町二丁目 2 番 28 号
武蔵野市長 松下 玲子

乙 4 東京都三鷹市野崎一丁目 1 番 1 号
三鷹市長 清原 慶

乙 5 東京都青梅市東青梅一丁目 11 番地の 1
青梅市長 浜中 啓一

乙 6 東京都昭島市田中町一丁目 17 番 1 号
昭島市長 臼井 伸介

乙 7 東京都調布市小島町二丁目 35 番地 1
調布市長 長友 貴樹

乙 8 東京都町田市森野二丁目 2 番 22 号
町田市長 石阪 丈一

乙 9 東京都小金井市本町六丁目 6 番 3 号
小金井市長 西岡 真一郎

乙 10 東京都小平市小川町二丁目 1333 番地
小平市長 小林 正則

乙 11 東京都日野市神明一丁目 12 番地の 1
日野市長 大坪 冬彦

乙 12 東京都東村山市本町一丁目 2 番地 3
東村山市長 渡部 尚

協定 その他 2.1 多摩地域における下水道管路施設の災害時復旧支援に関する協定（東京都下水道局・多摩地域 30 市町村・公益財団法人東京都都市づくり公社・下水道メンテナンス協同組合）

- 乙 13 東京都国分寺市戸倉一丁目 6 番地 1
国分寺市長 井澤 邦夫
- 乙 14 東京都国立市富士見台二丁目 47 番地の 1
国立市長 永見 理夫
- 乙 15 東京都福生市本町 5 番地
福生市長 加藤 育男
- 乙 16 東京都狛江市和泉本町一丁目 1 番 5 号
狛江市市長 松原 俊
- 乙 17 東京都東大和市中央三丁目 930 番地
東大和市長 尾崎 保夫
- 乙 18 東京都清瀬市中里五丁目 842 番地
清瀬市長 渋谷 金太郎
- 乙 19 東京都東久留米市本町三丁目 3 番 1 号
東久留米市長 並木 克巳
- 乙 20 東京都武蔵村山市本町一丁目 1 番地の 1
武蔵村山市市長 藤野 勝
- 乙 21 東京都多摩市関戸六丁目 12 番地 1
多摩市下水道事業管理者 中村 元幸
- 乙 22 東京都稲城市東長沼 2111 番地
稲城市市長 高橋 勝浩
- 乙 23 東京都羽村市緑ヶ丘五丁目 2 番地 1
羽村市長 並木 心
- 乙 24 東京都あきる野市二宮 350 番地
あきる野市長 澤井 敏和
- 乙 25 東京都西東京市南町五丁目 6 番 13 号
西東京市長 丸山 浩一
- 乙 26 東京都西多摩郡瑞穂町大字箱根ヶ崎 2335 番地
瑞穂町長 杉浦 裕之
- 乙 27 東京都西多摩郡日の出町大字平井 2780 番地
日の出町長 橋本 聖二
- 乙 28 東京都西多摩郡檜原村 467 番地 1 号
檜原村長 坂本 義次
- 乙 29 東京都西多摩郡奥多摩町氷川 215 番地 6
奥多摩町長 河村 文
- 乙 30 東京都府中市宮西町二丁目 24 番地
府中市市長 高野 律雄
- 丙 東京都八王子市子安町四丁目 7 番 1 号
公益財団法人東京都都市づくり公社 理事長 大原 正行
- 丁 東京都千代田区大手町二丁目 6 番 2 号
下水道メンテナンス協同組合 理事長 小川 健

協定 その他 22 多摩地域における災害時の下水道施設に係る技術支援協力に関する協定（東京都下水道局・多摩地域 30 市町村・公益財団法人 東京都都市づくり公社・公益社団法人全国上下水道コンサルタント協会関東支部）

文書管理機関名：市環境部

本編該当頁：第 2 部 p175

多摩地域における災害時の下水道施設に係る技術支援協力に関する協定（東京都下水道局・多摩地域30市町村・公益財団法人 東京都都市づくり公社・公益社団法人全国上下水道コンサルタント協会関東支部）

東京都下水道局（以下「甲」という。）及び多摩地域市町村（乙1から乙30まで。以下「乙」という。）と公益財団法人東京都都市づくり公社（以下「丙」という。）、公益社団法人全国上下水道コンサルタント協会関東支部（以下「丁」という。）は、乙が管理する下水道施設（以下「下水道施設」という。）が災害により被災した場合（以下単に「災害時」という。）における丙及び丁の技術支援協力に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、多摩地域における災害時の下水道施設の被害拡大防止と被災した下水道施設の早期復旧を図るため、乙に対する丙及び丁の技術支援協力に関する基本的事項を定めることを目的とする。

（定義）

第2条 この協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 災害 災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第2条第1号に規定するものであり、地震、豪雨、洪水その他の異常な自然現象等により生ずる被害をいう。
- 二 災害査定 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和二十六年法律第九十七号）第2条第2項に規定する災害復旧事業の実施にあたり、国庫負担の決定に係る国の査定をいう。

（対象）

第3条 この協定の対象となる下水道施設は、乙が管理する公共下水道施設であり、管路施設（マンホールポンプを含む）、ポンプ場及び処理場とする。

（技術支援協力の範囲）

第4条 丙の技術支援協力として実施する業務は、乙が行う災害査定に係る業務の支援とし、関係機関協議及び甲、丁との調整など乙が要請するもののうち、丙が対応可能な範囲とする。

2 丁の技術支援協力として実施する業務は、乙が行う災害査定に係る業務の支援とし、資料の作成など乙が要請するもののうち、丁を構成する会員が対応可能な範囲とする。

協定 その他 22 多摩地域における災害時の下水道施設に係る技術支援協力に関する協定（東京都下水道局・多摩地域 30 市町村・公益財団法人 東京都都市づくり公社・公益社団法人全国上下水道コンサルタント協会関東支部）

（支援要請）

第5条 乙が丙及び丁に対して支援要請をしようとするときは、甲が、乙の支援要請をとりまとめた上で、支援内容を明らかにした書面により行うものとする。

2 丙は、前項の要請があった場合には、支援活動の可否を検討し、速やかに支援活動体制を書面により甲を通じて乙宛に通知する。

3 丁は、第1項の要請があった場合には、速やかに丁を構成する会員の中から、支援可能な会員（以下「支援協力者」という。）を書面により甲を通じて乙宛に通知する。

4 乙は、丁から前項の通知を受けた後、支援協力者の中から業務を実施する会員（以下「業務実施者」という。）を状況に応じ甲と連携して選定し、その結果を甲に書面により通知する。

5 乙は、第2項の規定による甲からの支援活動体制の調整結果の連絡及び前項の選定結果に基づき、丙及び業務実施者に対して書面により支援要請を行う。

6 乙は、前項の業務実施者に対する要請を行った場合には、甲に書面により通知する。甲は、これを丙及び丁に連絡する。

（委託契約の締結）

第6条 乙は個別に、丙及び業務実施者と業務内容を協議し、速やかに業務委託契約を締結する。

2 前項の業務委託契約締結後に、契約変更が必要な事項が生じた場合には、乙と丙及び業務実施者は協議して業務委託契約を変更することができる。

（業務の実施）

第7条 丙及び業務実施者は、委託契約を締結した業務を速やかに遂行しなければならない。

（報告）

第8条 丙及び業務実施者は、支援業務が終了したときは、速やかに乙へ書面により報告する。

2 乙は、前項の報告があったときは、速やかに甲へ書面により報告する。

（費用負担）

第9条 支援業務に係る費用は、支援を受ける乙の各々の負担とし、業務委託契約書の定めによるものとする。

2 丙及び業務実施者は、支援業務終了後、業務委託契約書に基づく費用を乙に請求するものとする。乙は、丙及び業務実施者の請求に応じて、費用を支払う。

（労災及び損害補償など）

第10条 支援業務実施中に労務災害が発生した場合の対応は、業務委託契約書の定めによるものとする。

2 支援業務実施中に、乙、丙及び業務実施者の責に帰さない理由により、第三者に損害を及ぼした場合、又は丙及び業務実施者に損害が生じた場合の対応は、業務委託契約書の定めによるものとする。この場合において、乙はその状況を甲に報告するものとする。

3 業務実施者が行った支援業務において、委託契約の内容に適合しない箇所がある場合、業務委託契約書の定めによるものとする。

協定 その他 22 多摩地域における災害時の下水道施設に係る技術支援協力に関する協定（東京都下水道局・多摩地域 30 市町村・公益財団法人 東京都都市づくり公社・公益社団法人全国上下水道コンサルタント協会関東支部）

（連絡体制）

第 11 条 甲、乙、丙及び丁の連絡窓口は、次のとおりとする。

- （1）甲 東京都下水道局流域下水道本部技術部計画課
- （2）乙 多摩地域 30 市町村の下水道事業担当部署
- （3）丙 公益財団法人東京都都市づくり公社下水道部
- （4）丁 公益社団法人全国上下水道コンサルタント協会関東支部

2 連絡先に変更があった場合は、速やかに甲に連絡する。甲は変更後の連絡先を、乙、丙及び丁に伝えることとする。

（情報の保護）

第 12 条 この協定による活動を行うため、個人情報及び行政情報を取り扱う場合は、業務委託契約書の定めによるものとする。

（合同訓練）

第 13 条 甲、乙、丙及び丁は、必要に応じ、情報伝達訓練等の合同訓練を行うものとする。

2 前項の合同訓練の時期及び内容は、甲、乙、丙及び丁の協議により定める。

（協定の有効期間）

第 14 条 この協定は、協定の締結の日からその効力を有するものとし、有効期間は令和 3 年 3 月 31 日までとする。

2 甲、乙、丙及び丁から書面による協定終了の意思表示がない限り、さらに 1 年間その効力を継続するものとし、その後においても同様とする。

3 前 2 項にかかわらず、甲、乙、丙及び丁は、締結相手方それぞれとの事前協議を経て、協定を破棄することができるものとする。

（補則）

第 15 条 この協定の実施に関し必要な事項は、甲、乙、丙及び丁が協議して別途定める。

2 この協定に定めのない事項や各条項に疑義が生じたときは、甲、乙、丙及び丁による協議の上定める。

本協定の締結を証するため、本書 33 通を作成し、甲、乙、丙及び丁がそれぞれ記名押印の上、各自 1 通を保有するものとする。

令和 3 年 3 月 19 日

甲 東京都新宿区西新宿二丁目 8 番 1 号

東京都公営企業管理者 下水道局長 和賀井 克夫

乙 1 東京都八王子市元本郷町三丁目 24 番 1 号 八王子市長 石森 孝志

乙 2 東京都立川市泉町 1156 番地の 9 立川市長 清水 庄平

協定 その他 22 多摩地域における災害時の下水道施設に係る技術支援協力に関する協定（東京都下水道局・多摩地域 30 市町村・公益財団法人 東京都都市づくり公社・公益社団法人全国上下水道コンサルタント協会関東支部）

- 乙3 東京都武蔵野市緑町二丁目2番28号 武蔵野市長 松下 玲子
- 乙4 東京都三鷹市野崎一丁目1番1号 三鷹市長 河村 孝
- 乙5 東京都青梅市東青梅一丁目11番地の1 青梅市長 浜中 啓一
- 乙6 東京都府中市宮西町二丁目24番地 府中市長 高野 律雄
- 乙7 東京都昭島市田中町一丁目17番1号 昭島市長 臼井 伸介
- 乙8 東京都調布市小島町二丁目35番地1 調布市長 長友 貴樹
- 乙9 東京都町田市森野二丁目2番22号 町田市長 石阪 丈一
- 乙10 東京都小金井市本町六丁目6番3号 小金井市長 西岡 真一郎
- 乙11 東京都小平市小川町二丁目1333番地 小平市長 小林 正則
- 乙12 東京都日野市神明一丁目12番地の1 日野市長 大坪 冬
- 乙13 東京都東村山市本町一丁目2番地3 東村山市長 渡部 尚
- 乙14 東京都国分寺市戸倉一丁目6番地1 国分寺市長 井澤 邦夫
- 乙15 東京都国立市富士見台二丁目47番地の1 国立市長 永見 理夫
- 乙16 東京都福生市本町5番地 福生市長 加藤 育男
- 乙17 東京都狛江市和泉本町一丁目1番5号 狛江市長 松原 俊雄
- 乙18 東京都東大和市中央三丁目930番地 東大和市長 尾崎 保夫
- 乙19 東京都清瀬市中里五丁目842番地 清瀬市長 渋谷 金太郎
- 乙20 東京都東久留米市本町三丁目3番1号 東久留米市長 並木 克巳
- 乙21 東京都武蔵村山市本町一丁目1番地の1 武蔵村山市長職務代理者
武蔵村山市総務部長 石川 浩喜
- 乙22 東京都多摩市関戸六丁目12番地1 多摩市下水道事業管理者 森田 佳宏
- 乙23 東京都稲城市東長沼2111番地 稲城市長 高橋 勝浩
- 乙24 東京都羽村市緑ヶ丘五丁目2番地1 羽村市長 並木 心
- 乙25 東京都あきる野市二宮350番地 あきる野市長 村木 英幸
- 乙26 東京都西東京市南町五丁目6番13号 西東京市長 池澤 隆史
- 乙27 東京都西多摩郡瑞穂町大字箱根ヶ崎2335番地 瑞穂町長 杉浦 裕之
- 乙28 東京都西多摩郡日の出町大字平井2780番地 日の出町長職務代理者
日の出町副町長 木崎 孝二
- 乙29 東京都西多摩郡檜原村467番地1号 檜原村長 坂本 義次
- 乙30 東京都西多摩郡奥多摩町氷川215番地6 奥多摩町長 師岡 伸公
- 丙 東京都八王子市子安町四丁目7番1号 公益財団法人 東京都都市づくり公社
理事長 長谷川 明
- 丁 東京都荒川区西日暮里5丁目26番8号
公益社団法人全国上下水道コンサルタント協会 関東支部長 間山 一

